

平成28年度実績評価書

(評価対象期間:平成28年4月～29年3月)

平成29年8月
金融庁

目 次

I 実績評価の実施に当たって

- 1. 金融庁における政策評価の取組み 2
- 2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容） 2
- 3. 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見 3
 - （参考資料1）金融庁における政策評価への取組み 5
 - （参考資料2）政策評価に関する有識者会議メンバー 13
 - （参考資料3）金融庁における平成28年度実績評価（概要） 14

II 28年度における各施策の評価結果（概要） 15

III 各施策の評価結果

基本政策	施策目標	施策	ページ
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	1 金融機関の健全性が確保されること	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	30
	2 金融システムの安定性が確保されること	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	42
	3 システミックリスク顕在化の未然防止が図られること	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	46
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	1 金融サービスの利用者の保護が図られること	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	49
	2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	63
	3 国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	71
III 公正・透明で活力ある市場の構築	1 信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること	市場インフラの構築のための制度・環境整備	76
	2 我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること	市場機能の強化のための制度・環境整備	81

基本政策	施策目標	施策	ページ
	3 投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	87
	4 金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	100
	5 適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	107
IV 横断的施策	1 国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること	国際的な政策協調・連携強化	114
	2 アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のこれらの新興国における活動を金融面で支援し、これらの新興国の経済成長を日本の経済成長に取り込む	アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	118
	3 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	122
	4 金融行政についての情報発信を強化することにより、当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境の整備を推進すること	金融行政についての情報発信の強化	130
	5 金融リテラシーが向上すること	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	135

業務支援基盤の整備のための取組み

分野	施策目標	施策	ページ
1 人的資源	(1) 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること	金融行政を担う人材の確保と資質の向上	140
2 知的資源	(1) 的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること	学術的成果の金融行政への導入・活用	145
3 その他の業務基盤	(1) 最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減を図ること、情報セキュリティ対策を推進すること	金融行政における情報システムの活用	148
	(2) 金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること	災害等発生時における金融行政の継続確保	153

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成14年4月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

また、政策評価に関する基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（参考資料1）、実績評価については、平成13年度以降、毎年度、実績評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、平成28年度（平成28年4月～29年3月）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。（<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>）

2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

実績評価書については、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覧性の確保を図ることから、金融庁においても、統一的な標準様式により、評価対象となる施策ごとに評価書を作成しました。

平成28年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法において示されている施策や業務の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）

- 必要性の観点・・・施策効果からみて、対象とする施策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該施策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点・・・施策効果と当該施策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点・・・得ようとする施策効果と当該施策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる施策効果との関係が明らかか。

なお、平成28年度金融庁政策評価実施計画においては、金融庁の政策の目標について、金融庁設置法に規定されている3つの法定任務を基本政策として、施策目標、施策を導出して体系的な整理を行っています。

また、実績評価の記載に当たっては、施策目標ごとに各施策の評価結果を記載した上で、施策ごとに、その効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

① 施策名

平成28年度金融庁政策評価実施計画に定めた「施策」を記載しました。

② 施策の概要

目標を達成するために実施した内容のほか、施策の必要性や趣旨などについて説明しました。

③ 達成すべき目標

平成28年度金融庁政策評価実施計画に定めた「達成目標」を記載しました。

④目標設定の考え方・根拠

当該施策の目標設定の考え方・根拠（当該施策に関係する主な内閣の重要政策を含む）を説明しました。

⑤測定指標及び参考指標

設定した測定指標及び参考指標について、その進捗状況を説明しました。

⑥評価結果

○目標達成度合いの測定結果

平成28年度の想定基準（状況）に対する目標の単年度における達成度について、4ページの「評価の判断基準」に基づき、S、A、B、C、Dの5段階で評価を行い、その判断根拠について説明を行いました。

なお、各施策に係る平成28年度における目標達成度合いの測定結果一覧は、参考資料3（14ページ）のとおりです。

○施策の分析

評価結果の概要として、可能な限り取組みの成果（アウトカム）について分析し、法において示されている3つの観点（必要性、効率性、有効性）から評価するよう努めました。

○今後の課題・次期目標等への反映の方向性

当期の評価を踏まえた、今後の課題、次期の施策及び測定指標を説明しました。

⑦主な事務事業の取組内容・評価

当該施策の達成すべき目標を実現するための取組内容とその評価を説明しました。

⑧施策の予算額・執行額等

当該施策についての予算額及び執行額を説明しました。

⑨学識経験を有する者の知見の活用

各施策の評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

⑩政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価を行う過程において使用した資料等を記載しました。

⑪担当部局名及び政策評価実施時期

当該施策の担当部局及び評価の実施時期を記載しました。

3. 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

有識者会議のメンバーの方々（参考資料2）から、平成29年6月26日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各施策の実績評価に関するご意見については、実績評価書を作成する上で参考とさせていただきます。

また、有識者会議のメンバーからのご意見の中には、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わるご意見をいただいております。今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

評価の判断基準

S : 目標を超過して達成した場合

A : 目標を達成した場合

B : 相当程度進展があった場合

C : 進展が大きくない場合

D : 目標に向かっていない場合

(参考資料1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定(13年1月政策評価各府省連絡会議了承) 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価の実施要領」策定(13年3月28日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定(13年法律第86号) 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定(13年10月31日)
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針」(13年12月閣議決定) 	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行(13年法律第86号) 	<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定(14年4月1日) 「事後評価の実施計画」(計画期間14年4月～6月末)策定(14年4月1日)
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「事後評価の実施計画」(計画期間14年7月～15年6月末)策定(14年8月6日)
9月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(14年9月13日)
11月		<ul style="list-style-type: none"> 「第1回政策評価に関する有識者会議」開催(14年11月12日)
12月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価(平成13年度実績評価)の実施、評価結果の公表(14年12月26日)
15年4月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(15年4月17日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(15年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2回政策評価に関する有識者会議」開催(15年6月12日)
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(15年7月1日) 「平成15年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間15年7月～16年6月末)策定(15年7月1日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回政策評価に関する有識者会議」開催（15年8月5日） ・政策評価（平成14年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（15年8月29日）
16年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回政策評価に関する有識者会議」開催（16年4月21日） ・「平成14年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（16年4月23日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（16年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5回政策評価に関する有識者会議」開催（16年6月18日）
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成16年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間16年7月～17年6月末）策定（16年7月7日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（16年7月7日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第6回政策評価に関する有識者会議」開催（16年8月5日） ・政策評価（平成15年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（16年8月31日）
17年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成15年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（17年4月27日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17年6月国会報告） 	
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第7回政策評価に関する有識者会議」開催（17年7月5日） ・「平成17年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間17年7月～18年6月末）策定（17年7月26日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（17年7月26日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第8回政策評価に関する有識者会議」開催（17年8月9日） ・政策評価（平成16年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17年8月31日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する基本方針の改定について」（17年12月閣議決定） 「政策評価の実施に関するガイドライン」（17年12月政策評価各府省連絡会議了承） 	
18年4月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成16年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18年4月28日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（18年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第9回政策評価に関する有識者会議」開催（18年6月20日）
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成18年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間18年7月～19年6月末）策定（18年7月10日） 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（18年7月10日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「第10回政策評価に関する有識者会議」開催（18年8月3日） 政策評価（平成17年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18年8月31日）
19年3月	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け） 「政策評価に関する基本方針」の一部変更（19年3月閣議決定） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（19年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第11回政策評価に関する有識者会議」開催（19年6月13日） 「平成17年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（19年6月14日）
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成19年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間19年7月～20年6月末）策定（19年7月3日） 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（19年7月3日）
8月	<ul style="list-style-type: none"> 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定（19年8月政策評価各府省連絡会議了承） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第12回政策評価に関する有識者会議」開催（19年8月2日） 政策評価（平成18年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（19年8月30日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
20年6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(20年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成18年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(20年6月10日) 「第13回政策評価に関する有識者会議」開催(20年6月11日)
7月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間20年7月～24年3月末)策定(20年7月3日) 「平成20年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間20年7月～21年6月末)策定(20年7月3日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「第14回政策評価に関する有識者会議」開催(20年8月6日) 政策評価(平成19年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(20年8月29日)
21年2月		<ul style="list-style-type: none"> 「第15回政策評価に関する有識者会議」開催(21年2月26日)
3月		<ul style="list-style-type: none"> 「平成21年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間21年4月～22年3月末)策定(21年3月31日)
5月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(21年5月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成19年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(21年5月22日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「第16回政策評価に関する有識者会議」開催(21年8月5日) 政策評価(平成20年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(21年8月31日)
22年3月		<ul style="list-style-type: none"> 「第17回政策評価に関する有識者会議」開催(22年3月17日) 「平成22年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間22年4月～23年3月末)策定(22年3月31日) 「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(22年3月31日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（22年5月閣議決定） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（22年5月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） ・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） ・「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」策定（22年5月政策評価各府省連絡会議了承） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（22年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成20年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（22年6月4日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（22年8月24日） ・「第18回政策評価に関する有識者会議」開催（22年8月25日） ・政策評価（平成21年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（22年8月31日） ・「平成22年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（22年8月31日）
23年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（23年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成21年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（23年6月17日） ・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間23年4月～24年3月末）策定（23年6月24日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（23年6月24日）
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第19回政策評価に関する有識者会議」開催（23年9月27日） ・政策評価（平成22年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（23年9月30日） ・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」一部改正（23年9月30日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
24年3月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（24年3月政策評価各府省連絡会議了承） 「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（24年3月政策評価各府省連絡会議了承） 	
5月		<ul style="list-style-type: none"> 「第20回政策評価に関する有識者会議」開催（24年5月21日） 「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：24年4月～29年3月）策定（24年5月31日） 「平成24年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：24年4月～25年3月）策定（24年5月31日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（24年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成22年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（24年6月8日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「第21回政策評価に関する有識者会議」開催（24年8月10日）
9月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成23年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（24年9月7日）
25年4月	<ul style="list-style-type: none"> 「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」の一部変更（25年4月政策評価各府省連絡会議了承） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（25年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第22回政策評価に関する有識者会議」開催（25年6月7日） 「平成23年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（25年6月21日） 「平成25年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：25年4月～26年3月末）策定（25年6月28日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価（平成24年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（25年8月30日）
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」改正（25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承） 	
26年5月		<ul style="list-style-type: none"> 「第23回政策評価に関する有識者会議」開催（26年5月30日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(26年6月国会報告)	・「平成24年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(26年6月13日)
7月		・「平成26年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:26年4月~27年3月末)策定(26年7月1日公表)
8月		・政策評価(平成25年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(26年8月29日)
27年3月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更(27年3月閣議決定)	
4月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(27年4月政策評価各府省連絡会議了承)	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(27年6月国会報告)	・「平成25年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(27年6月12日) ・「第24回政策評価に関する有識者会議」開催(27年6月29日)
8月		・政策評価(平成26年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(27年8月31日公表) ・「平成27年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:27年4月~28年3月末)策定(27年8月31日公表)
28年5月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(28年5月国会報告)	・「平成26年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(28年5月20日)
6月		・「第25回政策評価に関する有識者会議」開催(28年6月8日)
8月		・「平成28年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:28年4月~29年3月末)策定(28年8月12日公表) ・政策評価(平成27年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(28年8月31日公表)

29年6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(29年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成27年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(29年6月23日) 「第26回政策評価に関する有識者会議」開催(29年6月26日)
7月	<ul style="list-style-type: none"> 「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(29年7月政策評価各府省連絡会議了承) 	
8月		<ul style="list-style-type: none"> 「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間:29年4月~33年3月末)策定(29年8月1日公表) 政策評価(平成28年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(29年8月31日公表)

(参考資料2)

政策評価に関する有識者会議メンバー

平成29年6月26日現在

座長	富田 俊基	中央大学法学部教授
	翁 百合	(株)日本総合研究所副理事長
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	島崎 憲明	日本証券業協会公益理事・自主規制会議議長・副会長
	田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
	吉野 直行	アジア開発銀行研究所所長、慶應義塾大学名誉教授

[計 6名]

(敬称略)

金融庁における平成28年度実績評価（概要）

基本政策／施策		主な実績	測定結果
I 経済成長の礎となる金融システムの安定			
1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関における中長期的に持続可能なビジネスモデルの構築・維持に向け、フォワード・ルッキングなリスク分析を行うとともに、課題が認められる先に対し課題解決に向けた具体的なかつ有効な取組みを促進 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施 	A
2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> カウンター・シクリカル・バッファの運用枠組みに関する監督指針の整備を実施 	B
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかわるリスクの把握と行政対応	<ul style="list-style-type: none"> グローバルなマクロ経済・金融市場や市場参加者の動向、大手金融グループの市場への認識やリスク管理態勢を把握・分析すること、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析し、モニタリングに活用 	A
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上			
1	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 仮想通貨交換業者等に係る法制度の整備を図るため改正資金決済法・関係政府令を整備 利用者保護法制の適切な運用 	A
2	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（金融仲介機能の「バンマーク」）の策定・公表、金融仲介の質の向上に向けた取組みの取組のまとめや「金融仲介機能のバンマーク」等の客観的な指標を活用した深度ある対話の実施 	B
3	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 「顧客本位の業務運営に関する原則」及び「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み」を策定・公表 少額からの長期・積立・分散投資に適した「積立NISA」の創設 	A
III 公正・透明で活力ある市場の構築			
1	市場インフラの構築のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制の実施 有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の整備（安定運用、改修対応等） 	B
2	市場機能の強化のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 運用機関のガバナンス・利益相反管理の強化やフォワード・ルッキングの役割の明確化等を盛り込んだ「フォワード・ルッキング」の改訂案の公表 「フェア・ディスクロージャー」の導入に向けて、「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会へ提出 	A
3	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> フォワード・ルッキングな観点からの市場監視を実施 適切に調査・検査を実施し、必要に応じて課徴金納付命令の勧告、悪質な事案については告発を実施 	A
4	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引業者等のリスクアセスメントを実施し、リスクアセスメントの結果を踏まえてオンサイト・モニタリングを開始。その結果、重大な法令違反が認められた事案等に対しては、行政処分を求める勧告等を実施 	B
5	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の策定・公表 東京にIFIAR事務局が開設 	A
IV 横断的施策			
1	国際的な政策協調・連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 経済の持続的成長と金融システムの安定の両立の必要性等に関して国際的に問題提起 G20において金融庁によるこうした問題提起と整合的な内容を含む首脳宣言が採択されるなど、理解が広まりつつある 	A
2	アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	<ul style="list-style-type: none"> 「グローバル金融連携センター」において新興国の当局職員に対し研修を提供（26年4月の設置以来、22カ国から計77名を受入） ミャンマーにおいて証券取引所の適切な運営に向けた支援を行うなど、新興国に対する技術協力を推進 	B
3	金融サービス提供者に対する事業環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 利用者保護を確保しつつ、銀行等とフィンテック企業との「オープン・バンク」を推進するため、「銀行法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出 「金融モニタリング有識者会議」を設置し、当該議論を取りまとめた「金融モニタリング有識者会議報告書」を公表 	A
4	金融行政についての情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> 幹部が講演等において金融庁の政策を積極的に発信。ウェブサイトを活用した重要施策の周知や英語での情報発信を強化 	A
5	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 大学や市民講座等への講師派遣、全国の高校・大学・地団体等へのガイドブック配布 	B
業務支援基盤の整備のための取組み			
1	(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 職員のキャリアパスに関する希望等を聴取するための直接面談の実施や、人事評価の運用の見直し等により、人材育成の取組みを推進するとともに、業務効率化・職場環境改善に向けた取組みを継続的に実施 	B
2	(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用	<ul style="list-style-type: none"> 庁内の要望に基づき研究テーマについて、調査研究を実施し、その成果を研究成果報告書として公表 	B
3	(1) 金融行政における情報システムの活用	<ul style="list-style-type: none"> 情報システム見直しに伴う運用コスト削減、金融庁の情報セキュリティ対策の推進を実施 	B
3	(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁業務継続計画等の実効性の検証、各種訓練の実施（民間金融機関等とも連携） 	B

(注) 測定結果 A：「目標達成」⇒10 B：「相当程度進展あり」⇒10

Ⅱ 28年度における各施策の評価結果(概要)

基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定

施策Ⅰ－１ 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備

【達成目標】

金融機関の健全性が確保されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

各業態の健全性指標の目標値を達成したほか、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施した。

施策Ⅰ－２ 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備

【達成目標】

金融システムの安定性が確保されること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

国際的な議論を踏まえ、監督指針の改正を実施するなど、対応を順次行っているほか、名寄せデータの精度の維持・向上を図った。

施策Ⅰ－３ 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応

【達成目標】

システミックリスク顕在化の未然防止が図られること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

グローバルなマクロ経済・金融市場や市場参加者の動向、資金の流れを把握・分析するとともに、大手金融グループを中心に、金融機関のビジネス、貸出・運用動向等をリアルタイムに把握することで、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析した。

また、集積した情報及び分析結果については日々庁内に報告、共有するとともに、こうした情報、分析を基に、大手金融グループを中心にモニタリングを実施した。

29年度以降も、既に把握・分析してきたリスクや新たに発生しうるリスクについて、引き続き、その特性や変化をきめ細かく、かつフォワードルッキングに把握・分析していく必要がある。

基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上

施策目標Ⅱ－１ 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備

【達成目標】

金融サービスの利用者の保護が図られること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融サービスの利用者の保護等の観点から、法制度整備、監督業務の実施や苦情・相談事案の実態把握など、利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備を進めた。

「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等について、詐欺的な投資勧誘に関する相談件数が減少したこと等の理由により、一部の測定指標について目標を達成できなかったが、その他主要な測定指標の目標はすべて達成となっていることから、「目標達成」とした。

施策目標Ⅱ－２ 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

【達成目標】

資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融機関が、事業性評価に基づく融資や本業支援等の取組を通じて、取引先企業の成長や地域経済の活性化等へ貢献していくためには、自身の取組の進捗状況や課題等について客観的に自己評価することが重要であるとの認識の下で、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（「金融仲介機能のベンチマーク」）を策定・公表した。これにより、金融機関に対し、取組の自己評価を促すとともに、ベンチマーク等の客観的な

指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組を促した。

また、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報や金融機関によるガイドラインの積極的な活用を促した。

しかしながら、施策の目標（資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること）と照らし合わせてみると、融資先企業ヒアリング等の中で、金融機関の融資姿勢について、企業からは、依然として「担保・保証がないと融資が受けられない」といった声も聞かれており、引き続き事業性評価に基づく融資等の取組を促進していく必要がある。

施策目標Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

【達成目標】

国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

NISAの普及・定着のための税制改正要望提出や金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューのフォローアップを実施したほか、「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定・公表するなど、国民の資産形成等に真に必要な金融サービスの提供の観点から、必要な制度・環境整備を着実に進めた。

基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築

施策Ⅲ－１ 市場インフラの構築のための制度・環境整備

【達成目標】

信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制の実施に向けた金融機関の準備を促し、関係府令等の整備を行ったほか、国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向け関係者と連携し、取組の支援を行った。また、E D I N E Tの稼働率については、目標値である99.9%を確保した。

測定指標の目標は全て達成することができたが、引き続き、市場インフラの構築のための制度・環境整備に向け取組を進めていく必要がある。

施策Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備

【達成目標】

我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

コーポレートガバナンス改革の「形式」から「実質」への深化に向け、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、必要な施策を議論した。

28年11月、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書が公表され、同意見書を踏まえて、金融庁を事務局とする「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」において、スチュワードシップ・コード改訂案が取りまとめられ

た。

ディスクロージャーワーキング・グループ報告を踏まえた取組については、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に係る法案の国会提出等の取組を実施した。

施策Ⅲ－３ 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備

【達成目標】

投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融庁においては、有価証券報告書レビューや課徴金納付命令の決定等の実施、自主規制機関等と連携し、業界における課題の検討等を行ったこと等から、市場の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備等について目標どおり貢献することができた。

また、証券取引等監視委員会においては、適切に検査・調査を実施し、必要に応じて課徴金納付命令の勧告、悪質な事案については告発を行うなど、市場の公正性・透明性の確保に貢献した。また、海外当局との緊密な連携や市場関係者との意見交換など、市場規律の強化に向けた取組についても積極的に行った。

高速取引をはじめ多様化・複雑化・巧妙化が進む不正取引に対する市場監視システムの高度化や検査・調査手法の見直し、個別事案の調査で得られた情報の多面的・複線的活用、グローバル経済の変化や不祥事の発生、M&Aの増加等に伴う開示規制違反の潜在的リスクに着目した大規模上場会社に対する継続的監視などについて、引き続き取り組んでいく必要がある。

施策Ⅲ－４ 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備

【達成目標】

金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融庁においては、重大な問題が認められた金融商品取引業者に対し、行政処分を行うなど、金融商品取引業者における業務運営体制の改善に向けた取組を進めた。また、顧客本位の業務運営の定着や、内外の経済・金融環境の変化を踏まえたビジネスモデルの持続可能性について、大手証券会社グループの社外取締役等と深度ある対話を行った。また、日本証券業協会等と連携し、各業界における課題の検討等を行った。

証券取引等監視委員会においては、金融商品取引業者等の規模・特性等を勘案しつつ、全ての金融商品取引業者等のビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクアセスメントの結果を踏まえてオンサイト・モニタリングを実施した結果、重大な法令違反が認められた事案等に対しては、行政処分を求める勧告等を行った。

しかしながら、オンサイト・モニタリングにおいては、事実認定の的確性、把握した問題事象に係る根本原因の究明等について、更なる改善の余地が認められた。

施策Ⅲ－５ 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備

【達成目標】

適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

適正な会計監査の確保に向け、監査法人のガバナンス・コードの策定等の取組を行った。

公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な検査・監督を行った。

I F I A Rを中心とした国際会議において積極的に議論に貢献するとともに、情報交換枠組みの締結に向けた交渉や各国の監査監督方針に関する意見交換等を通じて、海外当局との協力・連携を強化した。また、29年4月にI F I A R常設事務局が東京に開設された。

多様な人材に公認会計士試験の受験を広く促す観点から、会計・監査の重要性や公認会計士の使命等をテーマとした講演を実施するとともに、審査会パンフレット及び公認会計士試験パンフレットの見直しを行うなど、受験者等への情報発信の強化に努めた。

基本政策Ⅳ 横断的施策

施策Ⅳ－１ 国際的な政策協調・連携強化

【達成目標】

国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

国際コンファレンスの場などを活用して問題提起を行い、G20 杭州サミット（28年9月）などにおいては、金融庁による考え方と整合的な内容を含む首脳宣言が採択された。また、金融庁職員が主要な国際会議の議長職・副議長職を務めるなど、議論を主導した。加えて、新たな海外金融当局との間で監督協力等に係る書簡交換を行った。

施策Ⅳ－２ アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調

【達成目標】

アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のこれらの新興国における活動を金融面で支援し、これらの新興国の経済成長を日本の経済成長に取り込む

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

支援対象となる新興国の金融当局のニーズ等も把握した上で、金融インフラ整備支援の実施や「グローバル金融連携センター」の運営に取り組んだ。「グローバル金融連携センター」では、26年4月の設置以来、29年3月までに22ヶ国から計77名の金融当局職員を受け入れた。

以上、28年度においては、すべての測定指標で目標を達成することができた。一方、本

来、新興国の金融当局との連携・協力・交流は、中長期的に継続してはじめて意義があると考えられる。今後も、新興国の金融・資本市場の整備等の観点から一層効果的な取組みを行っていく必要がある。

施策Ⅳ－３ 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備

【達成目標】

金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融・資本市場の活性化に向けて、平成 27、28 事務年度の金融行政方針に基づき、金融サービスの提供者を対象とした金融行政のあり方・アプローチの見直しを進めた。

また、IT 技術の進展による金融業・市場の変革に対応するため、改正銀行法の成立等をはじめとする規制・制度改革を推進したほか、FinTech サポートデスクで受け付けた相談・ノーアクションレター制度等に基づく法令照会に対応した。

加えて、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催等を通じて、官民による持続的な対話の実施に向けた取組を進めた。

施策Ⅳ－４ 金融行政についての情報発信の強化

【達成目標】

金融行政についての情報発信を強化することにより、当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境の整備を推進すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

大臣記者会見や記者向け説明、重要施策に係る政府広報及び英語での情報発信を強化した。新着情報メール配信サービス登録件数や金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアク

セス件数及び金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数のほか、金融庁 Twitter のフォロワー数は目標を達成することができた。

施策Ⅳ－５ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

【達成目標】

金融リテラシーが向上すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融庁を含めた関係団体等で構成する「金融経済教育推進会議」を通じて金融経済教育を効率的・効果的に推進するとともに、「金融リテラシー・マップ」の内容を反映したガイドブックを全国の高校等や地方公共団体へ配布したほか、シンポジウムや大学生を対象とした授業、市民講座等への講師派遣を実施するなど、金融経済教育の推進に取り組んだ。

しかし、一部の測定指標について目標を達成できなかったほか、金融リテラシーの向上に向けてさらに実効性の高い取組を行う必要がある。

業務支援基盤の整備のための取組み

1 人的資源

(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上

【達成目標】

高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること

【目標達成度】 B（相当程度進展有り）

【達成度の判断根拠】

人材育成と組織活性化の取組については、職員のキャリアパスに関する直接面談の実施や、人事評価の運用の見直し等により、人材育成の取組を推進した。また、業務効率化・職場環境改善に向けた取組を継続的に実施したほか、テレワークの実施拡大（28年度目標40名、実施者数42名）や28年4月から拡充されたフレックスタイム制の活用など職員のワークライフバランスを推進した。

また、民間専門家の在職者数は目標を達成したものの、国内外の留学者数及び国際機関・民間企業等への派遣・出向者数は目標を達成できなかった。

今後も、国益の実現に向けた金融庁の態勢構築において課題が多く、引き続き、多様な人材の確保と職員の資質の向上及び組織活性化に取り組むことで、組織として高い成果を上げていく必要がある。

2 知的資源

(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用

【達成目標】

的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

庁内の要望に基づく研究テーマについて調査研究を実施し、成果物を公表したほか、産・官・学からの参加者を得て、コンファレンスを開催した。

また、研究者や実務者等の有識者を招いて、勉強会・研究会等を行い、開催回数は目標値を上回ったが、研究成果のフィードバックの方法等に改善の余地が認められた。

3 その他の業務基盤

(1) 金融行政における情報システムの活用

【達成目標】

- ①最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減を図ること
- ②情報セキュリティ対策を推進すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

情報管理研修の受講率については、職員の情報セキュリティに関する意識の向上に取り組み、目標を達成した。

「公認会計士試験システムの政府共通プラットフォームへの移行」「金融庁ウェブサイトシステムの政府共通プラットフォームへの移行」「情報システム数の削減」「スタンドアロンコンピュータの台数削減」については、目標達成時期を平成 29 年度又は 30 年度に設定しており、その目標に向けて取組を継続している。

他方、情報セキュリティに関する職員の自己点検における遵守事項の実施が目標未達成であったことなど、引き続き取り組むべき課題がある。

3 その他の業務基盤

(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保

【達成目標】

金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組については、金融庁業務継続計画等について、その実効性を検証し、必要な見直しを行った。

災害等発生時に備えた訓練については、政府防災訓練への参加のほか、業務継続計画の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練等を行うとともに、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施するなど、民間金融機関等と連携した訓練を実施した。また、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施するなど、関係機関と連携した実践的な訓練を実施した。

しかしながら、施策の目標に照らし合わせてみると、業務継続体制の充実・強化を図るためにさらに実効性の高い取組を行う必要がある。

Ⅲ 各施策の評価結果

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(施策 I - 1)

施策名	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
施策の概要	<p>金融機関の健全性を確保するため、効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施、国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備、金融機能強化法等の適切な運用、金融機関の業務継続体制の検証及び金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組を行うこととしている。</p>
達成すべき目標	金融機関の健全性が確保されること
目標設定の考え方・根拠	<p>我が国金融システムの安定性とこれに対する国内外からの信頼を確保するためには、金融機関の健全性が確保される必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針 ・G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日） ・金融・資本市場に係る制度整備について（22 年 1 月 21 日） ・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26 年 6 月 12 日） ・「日本再興戦略」改訂 2015（27 年 6 月 30 日閣議決定） ・G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（25 年 9 月 6 日）抜粋（金融規制） <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの 5 年間で、我々は国際的に一貫した金融システムの改革の実施において大きな進捗を見た。全ての主要な国・地域が、部分的に又は全体について、下記の措置をとった。 ・国際的な資本基準（バーゼル 3）の実施 ・グローバルなシステム上重要な銀行及び保険会社の特定、及びそのリスクを最小化するための、より高い健全性基準に関する合意 ・大規模で複雑な金融機関の秩序ある破たん処理を納税者に損失を与えることなく実施するために合意された手段と手続の実施 <p>これらの改革を実施するための国際的な協調とコミットメントは過去に例を見ないものである。しかし、我々は更なる作業を行う必要がある。我々はその作業が終わるまで改革の姿勢を維持することにコミットしている。</p>

測定指標			
指標① [主要] 各業態の健全性指標 (自己資本比率、不良債権比率等)			【 達成 】
基準値	実績		目標値
27年度	28年度		28年度
27年度各業態の比率	28年度各業態の比率 (別紙参照)		水準維持
指標② [主要] 金融行政方針の実施			【 達成 】
28年度目標	金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施		
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 「平成 27 事務年度 金融行政方針」及び「平成 28 事務年度 金融行政方針」(以下「金融行政方針」という。)に基づき、金融システムの健全性確保に向けたモニタリングを実施しました。また、27 事務年度に実施した結果を 28 年 9 月に「平成 27 事務年度 金融レポート」において公表しました。なお、本レポートには、「我が国の金融システムは、総体として健全であり、安定している」旨を記載しています。 		
指標③ [主要] 金融機関のリスク管理の高度化			【 達成 】
28年度目標	金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証		
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を行いました。 		
指標④ 既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施			【 達成 】
28年度目標	既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施		
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 既承認金融機関に係る、安定的なリスク管理の運用状況等についての確認を実施しました。また、高度なリスク計測手法については、14 先に対する承認を行いました。 		
指標⑤ グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督			【 達成 】
28年度目標	関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、グループ全体としての経営管理・リスク管理等の向上に向けたモニタリングを実施		
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> グローバルなシステム上重要な銀行等について、クレジットサイクルを意識した経営を行い、経済・市場のストレス時においても十分な金融仲介機能が発揮できるよう健全性を確保する観点から、経営管理・リスク管理等の向上に向け、対話を行い、取組を促しました。 また、3メガバンクグループ、野村グループや大手生損保グループについては、グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、監督カレッジ会合を開催しました。 		

指標⑥	大規模証券会社グループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督	【 達成 】
28年度 目 標	商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、四半期毎にモニタリング・分析を実施	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 大手証券会社グループについて、商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用いたモニタリング・分析を継続的に行い、グループ全体の経営管理・リスク管理等の向上を促しました。また、収益や健全性が市場・景気動向の影響を受けやすい証券会社の特性を踏まえ、ビジネスモデルの持続可能性やそれを支えるガバナンスについて、課題の検討と向上に向けた対話を行い、改善を促しました。 	
指標⑦	保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループに対する適切な監督	【 達成 】
28年度 目 標	ヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 大手生損保グループについて、グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、監督カレッジ会合を開催しました。 経済・市場のストレス時において、十分な健全性が確保されているか、モニタリング・分析を実施し、対話を行いました。 	
指標⑧	国際的な議論を踏まえた国内制度の整備	【 達成 】
28年度 目 標	関連告示等の整備、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法について、全保険会社に対する影響度調査の実施及び監督手法の検討	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 監督指針の改正（カウンター・シクリカル・バッファー）を実施しました。 全保険会社に対する影響度調査を実施し、当該調査結果を公表しました。（29年3月） 	
指標⑨	金融機能強化法（震災特例を含む）の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	【 達成 】
28年度 目 標	金融機能強化法（震災特例を含む）について活用の検討を促すとともに、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機能強化法に基づき1金融機関に対して資本参加を実施しました（28年12月）。 金融機能強化法等に基づく資本参加金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した12の金融機関が作成した新しい経営強化計画等を公表しました（28年9月）。 	

指標⑩ 業界横断の業務継続訓練の実施		【 達成 】
28年度 目 標	訓練の実施	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 27年度に引き続き、28年9月1日及び11月12日に、全国銀行協会、銀行等と合同で業務継続性に係る訓練を実施しました。なお、28年度の訓練においては、平日及び休日発災を想定した対策本部の初動対応訓練等に加え、通信手段制約下での被害状況報告、対策本部設置予定場所使用不能時における対策本部代替設置予定場所への参集訓練など、訓練内容の高度化を図りました。 	
指標⑪ 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数		【 達成 】
28年度 目 標	20社	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 28年10月に、金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げを図ることを目的として、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall）を実施し、金融機関77社が参加しました。 	
指標⑫ 情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況		【 達成 】
28年度 目 標	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上のため、インシデント情報や脆弱性情報等の情報提供を行いました。 	

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	A（目標達成） 【判断根拠】 各業態の健全性指標の目標値を達成（測定指標①）したほか、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施（測定指標②）や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施（測定指標③）するなど、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。
	【必要性】 金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施（測定指標②）等の取組を通じて、金融機関の健全性の確保を図ることは、信用秩序の維持につながるとともに国民経済の健全な発展の基礎となることから、必要不可欠であると考えています。
施策の分析	【効率性】 モニタリング担当部局（検査局、監督局等）が、オン・オフ一体となりリスクベースによるモニタリングを実施することで、より効果的・効率的にモニタリングに取り組めたものと考えています。

	<p>【有効性】 金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施（測定指標②）等により、金融機関の抱えるリスクやその管理態勢、財務の健全性等について実態把握・検証を行い、それに基づいて金融機関と対話を行うことにより、金融機関のリスク管理の高度化の促進につながり、金融機関の健全かつ適切な業務運営の確保（測定指標①）に資することができたものと考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 金融機関の健全性を確保・維持するため、引き続き金融行政方針に基づく金融システムの健全性確保に向けたモニタリングの実施や関連告示等の整備などを行っていく必要があります。</p> <p>【施策】 金融機関の健全性は維持されているものと考えられますが、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変化し続ける中、今後とも金融機関の健全性が維持されるよう注視するとともに、フォワードルッキングなリスク把握と対応能力を高める必要があります。</p> <p>【測定指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 金融機関の健全性の維持を図るため、経済・金融情勢を勘案した効果的・効率的なモニタリングを行っていきます。 ② 金融システムの健全性の維持を図るため、引き続き、金融行政方針に基づく金融モニタリングを実施していきます。 ③ 金融機関と深度ある双方向の議論を継続することにより、金融機関のリスク管理の更なる高度化を促進していきます。 ④ リスク計測手法の承認を希望する金融機関に係る審査及び既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握を実施していきます。 ⑤ 監督カレッジ会合等での情報共有・議論を通じ、グローバルに活動している金融機関の適切な監督を行っていきます。 ⑥ 大手証券会社グループについて、引き続き、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握に努める必要があることから、大手証券会社グループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた、より適切な監督を行っていきます。 ⑦ 大規模な生保、損保グループに対する監督カレッジの実施などを含め、グループ全体の経営実態・リスク管理態勢等の適時・的確な把握に努めます。 ⑧ F S B及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しを踏まえ、継続的にルール整備を実施していきます。 <p>また、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースに</p>

	<p>よる評価・監督手法については、国際的な議論等を踏まえつつ、引き続き検討していきます。</p> <p>⑨ 金融機能強化法等に基づき資本参加を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、適切な運用に努めていきます。</p> <p>⑩ 今後も業界横断的な訓練が効果的に実施されるよう、全国銀行協会と協力して訓練の実施等を検討していきます。</p> <p>⑪ 今後も金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施し、金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げを図っていきます。</p> <p>⑫ NISCと連携して情報セキュリティに関する情報提供を適切に行います。また、金融庁独自で発信すべき情報があれば、積極的に行っていきます。</p>
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・マクロ・プルーデンス <p>経済・市場に係る各種計数の収集・分析、国内外の市場参加者やアナリスト等との意見交換、グローバルに活動する金融機関の役員等の責任者からの貸出・運用動向をはじめとしたビジネス動向のヒアリングを通じて、マクロ経済・市場動向や市場参加者の動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析しました。</p> ・グローバルに活動する金融機関 <p>G-SIFIsである3メガバンクグループに対しては、海外向け与信の拡大や外貨調達コストの上昇を踏まえ、経済・市場環境の変化に対応した、より機動的な海外与信の管理や、より安定的な外貨調達と外貨流動性管理の高度化に向けての対話を行いました。</p> <p>加えて、3メガバンクグループ及び三井住友トラスト・ホールディングスに対しては、経済や市場の変動に対する耐性を高め、ストレス時においても十分な金融仲介機能を発揮できるよう政策保有株式の着実な縮減に向けた取組を求めました。これを踏まえ、3メガバンクグループ及び三井住友トラスト・ホールディングスは、政策保有株式を今後3～5年程度の間約3割程度削減することを内容とする当面の削減目標を公表し、足元、着実な縮減に取り組んでいます。</p> <p>また、3メガバンクグループ、野村グループや大手生損保グループについては、グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、関係監督当局が参加する監督カレッジ会合を開催し、グローバルに活動する我が国金融機関の経営上の諸課題（再建計画等）について、議論を行いました。</p>

・地域金融機関

地域における人口の減少や低金利環境の継続等により経営環境が厳しさを増す中で、こうした環境変化に伴い金融機関において生じるリスクを、中長期的に持続可能なビジネスモデルを構築・維持する観点から、フォワードルッキングに分析しました。また、分析の結果、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて課題が認められた金融機関に対しては、そうした課題に係る経営陣の認識等について、深度ある対話を行い、課題解決に向けた具体的かつ有効な取組を行うよう促しました。

・保険会社

大手生命保険会社及び一部の中堅生命保険会社に対しては、保険会社の提供するサービスが、顧客の利益につながるような持続可能なものとなっているか、商品開発及び販売の両面から実態把握を行いました。また、その他生命保険会社及び損害保険会社に対して、オン・オフ一体的なモニタリング態勢の下、保険会社を取り巻く内外の環境の変化や、プロファイリング結果を踏まえつつ、業態・個別保険会社の状況等に応じた実態把握や、重要な経営課題等に焦点を当てた検証等、リスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施しました。

大手生命保険会社に対しては、生命保険会社自らが保険負債の質の改善を視野に入れつつ、リスク管理と一体となった資産運用の最適化の観点からどのような取組を行っているか、また、どのような経済・市場の急激な変化を想定し、どのような対応を行うか、対話を行い、適切な取組を促しました。

・金融商品取引業者

大手証券会社グループについては、連結ベースの財務健全性基準に基づき、金利、為替、クレジット、株式等の現物商品及びそれらより派生するデリバティブ商品・取引に係るリスクについて検証を行いました。また、その際には、商品・取引のカントリーリスクや取引先リスクにも着目した複眼的な断面からの継続的なモニタリング・分析を行い、証券会社と経営管理・リスク管理等について更なる向上に向けた議論を行いました。

さらに、国民の安定的な資産形成を実現するため、顧客本位の業務運営の定着について深度ある対話を実施しました。また、内外の経済・金融環境の変化を踏まえたビジネスモデルの持続可能性について、課題の検討と改善に向けた議論を実施しました。

・その他

高い専門性を有する外部専門家の登用に積極的に努めました。また、研修実施計画に基づき、専門人材の計画的な育成を図り、研修実施にあたっては外部有識者等の知見の活用に努めました。こうした取組により、専門性の高い分野やグローバル・ベスト・プラクティスに関する知見の組織的な蓄積・拡充に努めました。

収集情報を管理・活用する態勢の整備等のため、庁内での議論や外部ヒアリングを通じて、データクレンジング体制の整備や徴求データの所在の共有、データ共有ルール整備等に取り組みました。

	<p>自己資本比率規制については、引き続き、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、承認申請に対し適切な審査を行いました。</p>
<p>② 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、カウンター・シクリカル・バッファの運用枠組みに関する監督指針の整備を実施しました。 ・ 保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法については、国際的な議論を踏まえつつ、経済価値ベースの評価・監督における実務上の課題等を把握することを目的として、全保険会社に対する影響度調査を実施し、当該調査結果を公表しました。
<p>③ 金融機能強化法等の適切な運用</p>	<p>【金融機能強化法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同法に基づき、新たに1金融機関に対して、28年12月に資本参加を実施しました。 ・ 同法に基づき資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況について、それぞれの営業地域において金融仲介機能が適切に発揮されているかフォローアップを行い、その内容を公表しました。 ・ 同法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した12の金融機関が地方創生の取組を強化する観点から作成した新しい経営強化計画等について、28年9月に公表しました。 ・ これらの取組により、金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関の金融仲介機能の強化が図られ、地域経済の活性化への貢献を促す効果があったと考えています。 <p>【早期健全化法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同法に基づき資本増強を行った1金融機関から、経営健全化計画の履行状況について報告を受けフォローアップを行うとともに、28年3月期については同年6月に、28年9月期については同年12月にその内容を公表しました。 ・ これらの取組は、当該資本増強行の健全かつ適切な業務運営の確保を促す効果があったと考えています。
<p>④ 金融機関の業務継続体制の検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全預金取扱金融機関の業務継続体制の整備状況等について確認を行い、取組が遅れている金融機関に対して、体制整備を促しました。こうしたモニタリングによって、預金取扱金融機関の業務継続体制の適切性の確保に寄与したものと考えています。
<p>⑤ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」に基づき、参加金融機関及び金融業界全体のサイバーセキュリティレベルの底上げを図ることを目的として、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall）を実施し、金融機関77社（預金取扱

金融機関 55 社、証券会社 7 社、生損保 15 社) が参加しました。また、同方針に基づき、地銀・第二地銀、証券会社、大手以外の生損保等のサイバーセキュリティ対策の状況について、引き続き実態把握を行うとともに、サイバーセキュリティ対策への理解を深めるために、第二地銀、信金・信組、一部の証券会社を対象にワークショップを開催しました。

- ・ N I S C と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上のため、インシデント情報や脆弱性情報等の情報提供を行いました。また、N I S C から発信されたものに限らず、金融庁独自で発信すべき情報について積極的に発信しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	441	399	384	302
		補正予算	▲2	▲65	▲93	—
		繰越等	—	—		
		合 計	438	334		
執行額 (百万円)		156	135			

学識経験を有する者の知見の活用	第 26 回 政策評価に関する有識者会議 (29 年 6 月 26 日)
-----------------	--------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成 27 事務年度 金融レポートについて」(金融庁 28 年 9 月 15 日公表) <p>【測定指標⑧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「主要行等向けの総合的な監督指針」等(案)に対するパブリックコメントの回答等について」(金融庁 29 年 3 月 31 日公表) ・「経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテストの結果について」(金融庁 29 年 3 月 28 日公表) <p>【測定指標⑨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国信用協同組合連合会に対する優先出資の引受け等の決定について(金融庁 28 年 11 月 25 日公表) ・「経営強化計画」等の履行状況報告書(金融庁 28 年 9 月 16 日、29 年 3 月 17 日公表) ・経営健全化計画の履行状況報告について(金融庁 28 年 6 月 30 日、28 年 12 月 22 日公表) ・経営強化計画、協同組織金融機能強化方針等(金融庁 28 年 9 月 16 日、28 年 11 月 25 日公表) <p>【測定指標⑫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」(金融庁・財務省 27 年 6 月 30 日公表) ・「平成 27 事務年度 金融行政方針」(金融庁 27 年 9 月 18 日公表)
---------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>監督局 総務課監督調査室、総務課、総務課健全性基準室、総務課協同組織金融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課</p> <p>総務企画局 政策課サイバーセキュリティ対策企画調整室、マクロプルーデンス総括参事官室</p> <p>検査局 総務課</p>
---------------------	---

<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成 29 年 6 月</p>
------------------------	--------------------

指標①[主要] 各業態の健全性指標〈自己資本比率、不良債権比率等〉

【資料 1-1】 総自己資本比率等^{※1} (国際統一基準行)

		28/3期	29/3期
主要行等	総自己資本比率	16.1%	16.3%
	T i e r 1 比率	13.2%	13.5%
	普通株式等 T i e r 1 比率	11.3%	11.7%
地域銀行	総自己資本比率	14.1%	13.9%
	T i e r 1 比率	13.1%	13.3%
	普通株式等 T i e r 1 比率	13.1%	13.3%

(出所) 金融庁総務企画局マクロブルーデンス総括参事官室、監督局銀行第二課調

【資料 1-2】 自己資本比率^{※1} (国内基準行)

	28/3期	29/3期
主要行等	13.3%	11.8%
地域銀行	10.2%	9.8%
信用金庫	13.1%	12.8%
信用組合	12.0%	11.8%

(出所) 金融庁総務企画局マクロブルーデンス総括参事官室、監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室調

【資料 1-3】 自己資本規制比率 (証券会社^{※2})

	28/3期	29/3期
証券会社	358.2%	392.0%

(出所) 金融庁監督局証券課調

【資料 1-4】 単体ソルベンシー・マージン比率^{※3} (生命保険会社、損害保険会社)

	28/3期	29/3期
生命保険会社	989.6%	965.5%
損害保険会社	695.7%	742.3%

(出所) 金融庁監督局保険課調

- ※1 国際統一基準行は 25 年 3 月期よりバーゼル 3 の適用を開始 (段階実施ベース)
国際統一基準行は、主要行等が 4 グループ、地域銀行が 10 行、国内基準行は、主要行等が 3 グループ、地域銀行が 96 行
- ※2 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者
- ※3 24 年 3 月期からマージン算入の厳格化並びにリスク計測の厳格化及び精緻化などを内容とした新基準を導入

【資料2】不良債権比率（＝金融再生法開示債権÷総与信額）

	28/3期	29/3期
主要行等	0.9%	0.8%
地域銀行	2.1%	1.9%
信用金庫	4.9%	4.3%
信用組合	6.1%	4.6%

（出所）金融庁総務企画局マクロプルーデンス総括参事官室、監督局銀行第二課、総務課協同
組織金融室調

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(施策 I - 2)

施策名	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図ることとしている。
達成すべき目標	金融システムの安定性が確保されること
目標設定の考え方・根拠	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要がある。 【根拠】 預金保険法第 1 条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成 17 年 4 月 1 日大臣発言）、主要行等向けの総合的な監督指針 等

測定指標		
指標① [主要] 国際的な議論を踏まえた国内制度の整備		【 達成 】
28 年度 目 標	関連告示等の整備	
28 年度 実 績	・ 監督指針の改正（カウンター・シクリカル・バッファー）を実施しました。	
指標② [主要] 必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避		【 達成 】
28 年度 目 標	金融システムの混乱の回避	
28 年度 実 績	・ 期中において預金保険法に基づく金融危機対応等を実施すべき事態は生じておらず、金融システムの安定性が確保されました。	
指標③ 名寄せデータの精度		【 達成 】
28 年度 目 標	預金保険機構との連携による名寄せデータ整備状況の検証	
28 年度 実 績	・ 預金保険機構と連携し、預金取扱金融機関に対し名寄せデータの整備状況を検証した結果、名寄せデータの精度の維持・向上が図られました。	

参考指標		
指標① 各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞		
28 年度 実 績	(施策 I - 1 を参照)	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B（相当程度進展あり）
	<p>【判断根拠】 国際的な議論を踏まえ、監督指針の改正を実施（測定指標①）するなど、対応を順次行っているほか、名寄せデータの精度の維持・向上を図る（測定指標③）など、全ての測定指標で目標を達成することができた。</p> <p>しかしながら、施策の目標と照らし合わせてみると、関連告示等の整備について引き続き取り組むべき課題があること等から、「B」としました。</p>
施策の分析	<p>【必要性】 先般の国際的な金融危機の経験を踏まえ、市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、国際的な基準に合わせて規制の見直しを行うこと（測定指標①）等は、金融システムの安定に資するものと考えています。</p>
	<p>【効率性】 関係機関と連携した取組により、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができたものと考えています。</p>
	<p>【有効性】 国際的な基準に合わせた規制の見直し（測定指標①）等の取組により、金融システムの安定の確保のための制度・態勢整備は進展しているものと考えています。</p>
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【今後の課題】 金融システムの安定性を確保するため、引き続き国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備や、名寄せデータの精度の維持・向上を図っていく必要があります。</p>
	<p>【施策】 金融システムの安定性は維持されているものと考えられますが、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のため、今後とも金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備を進めていく必要があります。</p>
	<p>【測定指標】</p> <p>① F S B及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しを踏まえ、継続的にルール整備を実施していきます。</p> <p>② 引き続き、金融システムの安定性を確保するため、必要な措置等を実施し、金融危機の未然防止に努めます。</p> <p>③ 預金保険機構と連携しつつ、名寄せデータの精度の維持・更なる向上に取り組めます。</p>

主な事務事業の取組内容・評価	
① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、カウンター・シクリカル・バッファの運用枠組みに関する監督指針の整備を実施しました。
② 円滑な破綻処理のための態勢の整備	<p>ア. 破綻処理の態勢整備の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 28年度においては、関係機関と連携の下、破綻処理の円滑化・迅速化に係る各種協議を行いました。

イ. 名寄せデータの精度の維持・向上

- ・ 名寄せデータの整備状況について、28年度においては、預金保険機構と連携し、預金取扱金融機関の検査等を通じて検証を実施しました。

年度	本庁実施				財務局実施				預金保険機構実施				計				合計
	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	
24	20	0	0	0	4	36	16	1	12	28	10	0	36	64	26	1	127
25	4	0	0	0	2	21	19	2	21	20	10	0	27	41	29	2	99
26	0	0	0	0	0	6	1	0	24	17	1	0	24	23	2	0	49
27	0	0	0	0	0	0	1	0	21	21	4	2	21	21	5	2	49
28	0	0	0	0	0	0	0	0	20	8	3	0	20	8	3	0	31

(出所) 検査局調

(注1) 信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会、労働金庫には労働金庫連合会を含む。

(注2) 実施件数は検査着手ベース。

施策の 予算額・執行額等	区 分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	42	42	10	10
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	42	42		
執行額 (百万円)		—	—			

学識経験を有する者の知見の活用

第26回 政策評価に関する有識者会議 (29年6月26日)

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

【測定指標①】

- ・ 「「主要行等向けの総合的な監督指針」等(案)に対するパブリックコメントの回答等について」(金融庁 29年3月31日公表)

担当部局名

監督局
総務課監督調査室、総務課健全性基準室、総務課信用機構対応室、総務課協同組織金融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課
検査局総務課

政策評価実施時期

平成 29 年 6 月

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(施策 I-3)

施策名	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応
施策の概要	金融セクター全体に内在するリスクの状況をフォワードルッキングに分析する観点から、グローバルなマクロ経済・金融市場や市場参加者の動向、資金の流れを把握・分析するとともに、大手金融グループを中心に、金融機関のビジネス、貸出・運用動向等のリアルタイムな実態把握に努める。
達成すべき目標	システムリスク顕在化の未然防止が図られること
目標設定の考え方・根拠	国内外の市場動向や金融機関のビジネス動向等を的確に把握・分析し、必要に応じて適切な行政対応を行うこと等を通じて、金融システムの安定を確保・システムリスク顕在化の未然防止に努める必要がある。

測定指標		
指標①	[主要]内外の市場動向やマクロ経済情勢等に係る情報の集積・調査・分析の実施状況	【 達成 】
28 年度 目 標	システムリスク顕在化の未然防止が図られること	
28 年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルなマクロ経済・金融市場や市場参加者の動向、資金の流れを把握・分析するとともに、大手金融グループを中心に、金融機関のビジネス、貸出・運用動向等をリアルタイムに把握することで、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析しました。 ・ 集積した情報及び分析結果については日々庁内に報告、共有するとともに、こうした情報、分析を基に、大手金融グループを中心にモニタリングを実施しました。 ・ こうした取組の結果、現在のところシステムリスクの顕在化には至っていません。 	

参考指標		
指標①	各業態の健全性指標<自己資本比率、不良債権比率等>	
28 年度 実 績	(施策 I-1 を参照)	

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	<p style="text-align: center;">A (目標達成)</p> <p>【判断根拠】 グローバルなマクロ経済・金融市場や市場参加者の動向、資金の流れを把握・分析するとともに、大手金融グループを中心に、金融機関のビジネス、貸出・運用動向等をリアルタイムに把握することで、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析しました。また、集積した情報及び分析結果については日々庁内に報告、共有するとともに、こ</p>

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>うした情報、分析を基に、大手金融グループを中心にモニタリングを実施しました。こうした取組の結果、現在のところシステミックリスクの顕在化には至っていません。</p> <p>以上のことから、測定結果は「A」としましたが、29年度以降も、既に把握・分析してきたリスクや新たに発生しうるリスクについて、引き続き、その特性や変化をきめ細かく、かつフォワードルッキングに把握・分析していく必要があります。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化するなか、そのリスクの特性や変化をきめ細かく、かつフォワードルッキングに把握・分析する必要性は高まっています。</p> <p>【効率性】 市場参加者、エコノミスト等の有識者との意見交換及び金融機関等へのヒアリングや、国内外のアナリストレポートの活用等を通じて、効率的に金融システムのリスクの把握を行うことができました。</p> <p>【有効性】 集積した情報及び分析結果について、幅広く日々庁内に報告、共有するとともに、こうした情報、分析を基に、大手金融グループを中心にモニタリングを実施しました。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 実施計画において掲げた測定指標の目標は達成となっていますが、市場・経済動向が日々変動し、また金融機関の状況もそれに併せて変化中、金融システムに影響を及ぼすリスクについても、常に変化し、また新たに発生する可能性があります。このため、今後も情報収集・分析の高度化等を通じて、引き続きシステミックリスクの顕在化の未然防止に向けた取組を進めていく必要があります。</p> <p>【施策】 金融システムの安定に影響を及ぼす恐れのあるリスク要因について、今後も注視する必要があり、システミックリスクの顕在化の未然防止に向けた取組を引き続き進めてまいります。</p> <p>【測定指標】 内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等に係る情報の集積・調査・分析及びモニタリングを行うことにより、引き続き金融セクターに内在するリスクの早期把握に努めてまいります。</p>

<p>主な事務事業の取組内容・評価</p>	
<p>① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応</p>	<p>「平成 28 事務年度金融行政方針」において、「経済・市場に係る各種計数の収集・分析、国内外の市場参加者やアナリスト等との意見交換、グローバルに活動する金融機関の役員等の責任者からの貸出・運用動向をはじめとしたビジネス動向のヒアリングを通じて、マクロ経済・市場動向や市場参加者の動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システム</p>

の潜在的リスクをフォワードルッキングに分析していく。」こととしました。

具体的には、市場参加者、エコノミスト等の有識者との意見交換や、国内外のアナリストレポートを活用し、経済・市場に係る動向やその要因の分析を日々幹部に報告した庁内に共有しました。さらに、これらの市場・経済動向を踏まえ、金融機関の役員との面談や各種資料等を通して、金融機関の貸出・運用動向やビジネスの方針等の把握を行い、金融機関及び金融システムの潜在的なリスクのフォワードルッキングな分析を行いました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	—	—	—	—
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	—	—		
執行額 (百万円)		—	—			

学識経験を有する者の 知見の活用	第 26 回 政策評価に関する有識者会議 (29 年 6 月 26 日)
---------------------	--------------------------------------

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	特になし
-----------------------------------	------

担当部局名	総務企画局マクロプルーデンス総括参事官室 検査局 総務課、企画審査課
-------	--

政策評価実施時期	平成 29 年 6 月
----------	-------------

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(施策Ⅱ-1)

施策名	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
施策の概要	<p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ることとしている。</p> <p>また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組むこととしている。</p>
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること
目標設定の考え方・根拠	<p>金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。</p> <p>これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各業法の目的規定、各監督指針 ・ 金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日） ・ 多重債務問題改善プログラム （19年4月20日多重債務者対策本部決定） ・ 預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画 （27年3月24日）

測定指標		
指標①	[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況	【達成】
28年度 目 標	所要の政令・内閣府令の整備	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮想通貨と法定通貨の交換業者に対し登録制を導入し、利用者保護のための体制整備等を求める「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第62号）が第190回国会で成立、同年6月に公布されました。これを受けて、政令等の整備のための検討を行い、パブリックコメント等の手続を経て、29年3月に当該政令等を公布しました（同年4月から施行）。 	
指標②	[主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備	【達成】
28年度 目 標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	

28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成28事務年度金融行政方針を踏まえ、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、預金取扱金融機関への定期及び随時のヒアリング等のモニタリングやサイバーセキュリティ演習等を通じ、情報セキュリティ管理態勢の整備状況やサイバーセキュリティに係る体制整備状況を検証しました。 	
指標③ [主要] 保険会社等における更なる態勢整備		【達成】
28年度目標	必要に応じ顧客保護と利用者利便の向上の観点から監督指針等の改正を行うとともに、顧客のニーズや利益に真に適う商品の提供等に向けた更なる態勢整備を促していく	
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社の提供するサービスが、顧客の利益につながるような持続可能なものとなっているか、商品開発及び販売の両面からモニタリングを実施しました。 商品開発の予見性、効率性、迅速性向上の観点から商品審査の在り方等について保険会社と定期的な意見交換を実施するとともに、審査において当局と保険会社が合意に至った考え方を事例集として取りまとめました。 28年5月施行の改正保険業法において、新たに情報提供義務や意向把握・確認義務が導入されたことから、保険会社や保険募集人における対応状況等を確認しました。 <p>これらの取組は、保険会社等における更なる適切な態勢整備に一定の効果が見込まれるものと考えています。</p>	
指標④ [主要] 金融商品取引業者等における更なる態勢整備		【達成】
28年度目標	自主規制機関とも連携しつつ、監督指針の改正等を通じて監督上の着眼点を明確化するとともに顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成28事務年度金融行政方針を踏まえ、顧客のニーズを踏まえた商品の提供や資産運用能力の向上のため、金融商品取引業者等の経営の考え方、業績評価、現実に提供されている金融商品・サービス等について、ヒアリング等を通じて実態把握及び検証を行いました。 	
指標⑤ [主要] 貸金業者における更なる態勢整備		【達成】
28年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う	
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 28年9月に障害者への対応に係る貸金業者向けの総合的な監督指針の改正を行うとともに、同年10月に監督上の重点事項を作成しました。これらの前後を通して、貸金業者については、監督指針等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。 	
指標⑥ [主要] 前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備		【達成】
28年度目標	必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う	

28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 28年9月に障害者への対応に係る事務ガイドラインの改正を行うとともに、同年10月に監督上の重点事項を作成しました。さらに、前払式支払手段発行者については、同年8月にサーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害への対応に係る事務ガイドラインの改正を行いました。これらの前後を通して、前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、事務ガイドライン等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。 		
指標⑦ 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等		【未達成】	
基準値	実績		目標値
27年度	28年度		28年度
35,843件	35,037件		40,000件
指標⑧ ①外部への講師派遣 ②相談室職員研修への対応状況		【未達成】	
基準値	実績		目標値
27年度	28年度		28年度
①5回 ②5回	①3回 ②5回		①5回 ②5回
指標⑨ 総務省関東行政評価局開設の東京総合行政相談所での相談会の実施		【未達成】	
基準値	実績		目標値
27年度	28年度		28年度
10回	10回		12回
指標⑩ 金融庁・財務局開催のシンポジウムにおける相談会の実施		【未達成】	
基準値	実績		目標値
27年度	28年度		28年度
5回	4回		5回
指標⑪ 金融トラブル連絡調整協議会の開催状況		【達成】	
基準値	実績		目標値
27年度	28年度		28年度
2回	2回		2回
<ul style="list-style-type: none"> 金融トラブル連絡調整協議会においては、各指定紛争解決機関の業務運営態勢等について、監督指針に定められた全ての項目を検証し、改善策を講じるなどの取組を行いました。 			
指標⑫ 不正利用口座への対応状況		【達成】	
28年度目標	金融機関において利用停止等の措置を実施		
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して情報提供を行い、28年4月から29年3月までの間に、236件の利用停止、208件の強制解約等の措置を行いました。 		

指標⑬ 偽造キャッシュカード等による被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況		【達成】	
28年度 目 標	偽造キャッシュカード等による被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う		
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 平成27事務年度金融行政方針において、「偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳への対応」及び「インターネット等を利用した非対面取引の安全対策・不正送金への対応」を重点施策と定めており、金融機関におけるセキュリティ対策等の取組状況を検証しました。 偽造キャッシュカードやインターネットバンキング不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表しました（28年6月、9月、12月及び29年3月）。 金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施しました。（その結果については、当庁ウェブサイトにおいて公表予定です（29年8月）） 		
指標⑭ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況		【達成】	
28年度 目 標	振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す		
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金制度等について引き続き金融庁ウェブサイトに掲載を行う等、広く一般国民に向けて周知を行いました。また、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促しました。これらの取組により、被害者の申請に基づく返金額について、28年度は約18億円となっています。 		
指標⑮ 多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況		【達成】	
28年度 目 標	相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行う		
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁及び財務局等において、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したリーフレット等を作成し、自治体や関係団体に配布したほか、インターネットを含む様々な媒体を活用し、相談窓口の周知・広報を行いました 		
指標⑯ 財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市区町村数（延べ数）		【達成】	
基準値	実 績		目標値
27年度	28年度		28年度
716 市区町村	680 市区町村		650 市区町村
指標⑰ [主要]無登録業者等に対する適切な対応		【達成】	
28年度 目 標	無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う		

28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁において、無登録業者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を60件実施しました。 証券取引等監視委員会において、無登録業者に関し28年度に無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた1件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。 29年1月、政府広報として、「金融商品の詐欺的勧誘に関する注意」について音声広報CD「明日への声」を発行しました。 29年2月、政府広報として、新聞各紙に悪質な投資勧誘への注意を促す広告を掲載しました。 	
指標⑱	[主要]法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応及び行政処分等の勧告の実施状況	【達成】
28年度目標	「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行（28年3月）により、新たに行政処分権限が備わったことから、検査・監督対応において法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、必要に応じて業務廃止命令等の行政処分を含めた対応を行うよう努める	
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者13者について、警告書の発出・公表を実施しました。 法改正により当局に行政処分権限が付与されたことを踏まえ、連絡が取れないこと、法施行後6か月以内に提出が必要な届出書の未提出及び投資家保護上の問題等を理由として、適格機関投資家等特例業務届出者513者に対して、行政処分を実施しました。 	

参考指標		
指標① 行政処分の実施状況<内容・件数>		
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 28年4月から29年3月にかけて、536社に対する行政処分を公表しました。 	
指標② 各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況<受付件数等>		
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理手続受付件数8,501件、紛争解決手続受付件数1,148件（27年度） 苦情処理手続受付件数8,283件、紛争解決手続受付件数1,267件（28年度） 	
指標③ 金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数		
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して、492件の情報提供を行いました。（27年度：695件） 	
指標④ 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額>		
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 各類型による被害発生状況は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ① 偽造キャッシュカード：261件、91百万円（27年度：382件、174百万円） ② 盗難キャッシュカード：3,622件、2,351百万円（27年度：2,875件、1,647百万円） ③ 盗難通帳：52件、20百万円（27年度：103件、64百万円） 	

		④ インターネットバンキング：748件、1,101百万円（27年度：1,542件、2,444百万円）
指標⑤	振り込み詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況＜金額＞ ※預金保険機構公表資料	
	28年度実績	・ 134億円（被害者への返金額（28年度末までの累計）（前年度末：115億円）
指標⑥	振り込み詐欺被害発生状況・被害額＜件数・金額＞ ※警察庁公表資料	
	28年度実績	・ 28年度の振り込み詐欺等の被害は、14,151件、約406億円です。（27年：13,824件、約482億円）
指標⑦	財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況	
	28年度実績	・ 28年9月末時点では、1,723市区町村（約99%）です。（27年9月末時点：1,723市区町村（約99%））
指標⑧	財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況	
	28年度実績	・ 28年度上半期合計は、約1万7千件です。（27年度上半期合計：約2万5千件、27年度合計：約4万3千件）
指標⑨	無登録業者等に対する警告書の発出・公表件数	
	28年度実績	・ 60件（27年度：131件）
指標⑩	無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数	
	28年度実績	・ 0件（27年度：2件）
指標⑪	無登録業者等及び無届募集に係る裁判所への申立て件数	
	28年度実績	・ 1件（27年度：3件）
指標⑫	法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者の検査結果等の公表件数、行政処分等の勧告の実施状況	
	28年度実績	・ 23件（27年度：17件）※23件のうち13件は行政処分等の勧告を実施
指標⑬	証券・金融商品あっせん相談センターにおける苦情件数	
	28年度実績	・ 1,226件（27年度：1,374件）
指標⑭	生保協会、損保協会、保険オンブズマン等における苦情件数	
	28年度実績	・ 15,192件（27年度：16,052件）

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成）
	<p>【判断根拠】 金融サービスの利用者の保護等の観点から、法制度整備、監督業務の実施や苦情・相談事案の実態把握など、利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備を進めました。</p> <p>「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況</p>

	<p>等について、詐欺的な投資勧誘に関する相談件数が減少したこと等の理由により、一部の測定指標について目標を達成できていませんが、その他主要な測定指標の目標はすべて達成となっていることから、「A」としました。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備することや制定した利用者保護ルールの運用状況について適切にフォローアップしていくことが必要であると考えています。</p> <p>【効率性及び有効性】 利用者が安心して金融サービスを受けられる環境の整備に向けて、金融審議会での議論、業界団体との意見交換や金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等を踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組を進めることができている。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中においては、引き続き、利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備を進めていく必要があります。また、金融機関等による法令等遵守態勢の確立も重要であり、引き続き、各種紛争解決機関や相談窓口との連携及び当局での相談体制の強化を図るとともに、金融機関等が法令を遵守しているか適時・適切に各業者に確認するなど、問題事案の早期発見のため適切な監督に努める必要があります。</p> <p>【施策】 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けて、利用者保護のために必要な制度整備や金融機関等の適切な態勢整備を促すための指導・監督などについて、引き続き取組を進めていきます。</p> <p>【測定指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 引き続き、利用者保護の観点から、所要の政令・内閣府令の整備など、制度整備を進めていきます。 ② 引き続き、預金取扱金融機関の適切な体制整備を促すため、銀行法、監督指針等を踏まえ、指導・監督してきます。 ③ 引き続き、保険会社の適切な態勢整備を促すため保険業法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行っていきます。 ④ 引き続き、金融商品取引業者等の適切な態勢整備を促すため、金商法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行っていきます。 ⑤ 引き続き、貸金業者の適切な態勢整備を促すため貸金業法、監督指針等を踏まえ指導・監督を行っていきます。 ⑥ 引き続き、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の適正な態勢整備を促すため資金決済法、事務ガイドライン等を踏まえ指導・監督を行っていきます。 <p>また、29年4月1日から、改正資金決済法が施行され、</p>

29年度から仮想通貨交換業者が新たに監督対象となったことから、本指標に仮想通貨交換業者を追加するとともに、仮想通貨交換業者についても、適正な態勢整備を促すため、資金決済法、事務ガイドライン等を踏まえ指導・監督していきます。

- ⑦ 引き続き、金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等の件数やその活用状況を四半期毎に公表し、また、寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介することとします。また、利用者からの利便性の向上を図るため、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向け事前相談の提供を充実させることとします。
- ⑧ 引き続き外部への講師派遣を実施していきます。
- ⑨ 引き続き当相談室の職員に対する研修を計画し、着実に実行していきます。
- ⑩ 引き続き金融庁・財務局開催のシンポジウムにおける相談会を実施していきます。なお、総務省行政評価局開設の東京行政相談所での相談会については、相談実績等を踏まえ実施を見直すこととします。
- ⑪ 引き続き、金融ADR制度の円滑な運営のため、金融トラブル連絡調整協議会の枠組みも活用した金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行います。
- ⑫ 利用者保護のため、引き続き不正利用口座への対応状況を確認します。
- ⑬ 利用者保護のため、引き続き偽造キャッシュカード等の金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況を確認しますが、特に、インターネットバンキングによる犯罪手口が高度化・巧妙化し、被害が拡大していることから、測定指標の見直しを行います。
- ⑭ 引き続き、振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知を図ります。
- ⑮ 引き続き、多重債務者相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行います。
- ⑯ 投資者保護のため、引き続き無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について公表するとともに、裁判所への申立ての実施状況を確認します。
- ⑰ 投資者保護のため、引き続き警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について公表していきます。

主な事務事業の取組内容・評価

① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備

- ・ 利用者保護等の観点に留意しつつ、所要の政令・内閣府令の整備を行いました。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行いました。
- ・ 金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出を行う等実態把握を行うとともに、より優れた業務運営に近づく観点からの対話を重ねました。なお、モニタリングの中で、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努めました。
- ・ 預金取扱金融機関については、真に顧客のためになるサービス提供を通じた顧客の利益の実現を図るとともに、金融サービスを安心して利用できる環境を整備する観点からモニタリングを実施しました。
- ・ 保険会社等においては、顧客のニーズ及び知識・経験等に留意したわかりやすい説明を行うための態勢整備がなされているか等の観点から指導・監督を行いました。
- ・ 保険会社や保険募集人における改正保険業法施行後の対応状況等を確認するため、28年10月から12月までの間、保険代理店（全100店）に対するヒアリングを実施し、その結果を公表しました。
- ・ 金融行政方針を踏まえ、顧客のニーズを踏まえた商品の提供や資産運用能力の向上のため、金融商品取引業者等の経営の考え方、業績評価、現実に提供されている金融商品・サービス等について、ヒアリング等を通じて実態把握及び検証を行いました。昨年度に引き続き、特に、投資信託の提供において、顧客のニーズや利益に適う商品が提供されているかとの観点からヒアリングを行いました。
- ・ 貸金業者・前払式支払手段発行者・資金移動業者については、障害者への対応等に関し、貸金業者向けの総合的な監督指針及び事務ガイドラインの改正を行い、監督上の着眼点等を追加しました。
また、監督上の重点事項を作成し、財務局等と連携の上、監督の強化に努め、経営実態及び業務運営態勢の適切な把握等に効果があったものと考えています。

② 当局における相談体制の充実

- ・ 金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に一元的に対応し、当室で受け付けた相談等の件数を四半期毎に公表しました（28年7月、28年10月、29年1月、29年4月）。28年度の相談等の受付件数は35,037件となっています。受け付けた相談等の情報は金融機関等に対するヒアリングや検証等、金融行政を行う上で貴重な情報として活用しています。
寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイトに掲載している「利用者からの相談事例等と相談室

	<p>からのアドバイス等」において紹介しています。25年10月から四半期毎に「詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付状況」を公表し、28年度においても継続しています。26年7月からは、事前相談の受付件数の公表を開始しています。</p> <p>なお、電話等での受付のほかに、金融庁・財務局が開催するシンポジウムにおいて相談会を実施するなどして当相談室のPRを行うとともに、利用者相談の機会拡大、利用者保護の充実に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融サービス利用者相談室職員を大学の連携講義に講師として派遣し、金融サービス利用者相談室に寄せられた金融トラブルに関する事例を紹介するなど、金融トラブルの予防的アドバイスの提供を行いました。 これらの施策により、相談体制等の質の向上、利用者の保護の充実に資することができたと考えています。
③ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> 金融トラブル連絡調整協議会（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成）等の枠組みも活用し、金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、改善を図りました。 指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図りました。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組みました。
④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備	<ul style="list-style-type: none"> 多重債務者相談の主要な担い手である自治体の主体的な取組を促すと共に、相談者が各自治体などの相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報の取組を実施しました。 財務局の多重債務者向け相談窓口においても、直接相談を受け付けるほか、各局において自治体の相談員や関係部局の職員等向けに研修会を開催する等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップしました。
⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 振り込め詐欺等への対応及び不正利用口座に関する対応については、以下の取組を実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> 平成27事務年度金融行政方針において、「振り込め詐欺等への対応」として、振り込め詐欺等の犯罪の撲滅に向けた対策に努めているかの検証を重点施策と決めました。 28年の振り込め詐欺等の認知件数・被害総額（警察庁公表）は、14,151件・約476億円（対前年比+327件・▲76億円）と、引き続き高水準であるものの、高齢者の高額払戻しの際に金融機関職員から警察に通報する等の対応により、被害を阻止した件数は13,140件・阻止率49.8%（対前年比+808件・+0.7%）と増加しており、振り込め詐欺等の防止に向けた取組は、一定の効果があつたと考えています。 預金口座の不正利用情報（受付期間：28年4月から29年3月まで）に

については、金融庁及び全国の財務局等から、金融機関及び警察庁に 492 件の情報提供を行いました。このうち、金融機関は、236 件の利用停止、208 件の強制解約等の措置を行っており、預金口座の不正利用防止に向けた取組は、一定の効果があったと考えています。

○ 振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組を促す、③預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知徹底を図るなど、振り込め詐欺救済法（20 年 6 月施行）の円滑な運用に取り組みました。これらの取組により、被害者の申請に基づく返金額について、28 年度は約 18 億円となっています。

○ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対応については、以下の取組を実施しました。

- ・ 平成 27 事務年度金融行政方針において、「偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳への対応」及び「インターネット等を利用した非対面取引の安全対策・不正送金への対応」を重点施策と定めました。また、インターネットバンキング被害の未然防止に向けた取組を推進する観点から、全銀協がインターネットバンキング利用者向けの注意喚起チラシを作成するに当たって協力しました。
- ・ 25 年よりインターネットバンキングを使用した不正送金事案が急増し、引き続き高水準で推移していることを踏まえ、業界団体との意見交換会等を通じて、顧客保護及びセキュリティ強化の観点から、万全の対策を講じるように要請しました。
- ・ 29 年 3 月末時点での A T M 及びインターネットバンキングのセキュリティ対応の状況は、アンケート調査によると以下のとおりであり、金融機関の情報セキュリティ向上に向けた取組は着実に進められているものと考えています。

（各預金取扱金融機関における対応状況）

- a. I C キャッシュカード対応 A T M の全体が A T M に占める割合：96.0%（対前年度比+1.4%）
- b. 生体認証機能付 I C キャッシュカード対応 A T M が全体の A T M に占める割合：50.6%（対前年度比+1.1%）
- c. I C キャッシュカード導入済金融機関：88.5%（対前年度比+0.4%）
- d. 生体認証機能付 I C キャッシュカード導入済金融機関：20.9%（対前年度比-0.5%）
- e. 個人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：99.6%（対前年度比+0.4%）
- f. 法人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：96.8%（対前年度比+0.5%）

- 金融商品取引法違反の無登録業者については、以下の取組を実施しました。
- ・ 金融庁において、無登録業者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を60件実施しました。
 - ・ 29年1月、政府広報として、「金融商品の詐欺的勧誘に関する注意」について音声広報CD「明日への声」を発行しました。
 - ・ 29年2月、政府広報として、新聞各紙に悪質な投資勧誘への注意を促す広告を掲載しました。
- これらの取組を実施することで、投資者被害拡大の防止や同様の違反行為等の未然防止に努めました。
- ・ 金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者13者について、警告書の発出・公表を実施しました。
- また、法改正により当局に行政処分権限が付与されたことを踏まえ、連絡が取れないこと、法施行後6か月以内に提出が必要な届出書の未提出及び投資家保護上の問題等を理由として、適格機関投資家等特例業務届出者513者に対して、行政処分を実施しました。
- これらの取組を実施することで、投資者被害拡大の防止や同様の違反行為等の未然防止に努めました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	29	37	24	17
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—			
		合計	29			
執行額(百万円)		22				

学識経験を有する者の知見の活用	第26回 政策評価に関する有識者会議(29年6月26日)
-----------------	------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行法施行令等の一部を改正する政令等 (http://www.fsa.go.jp/news/28/ginkou/20170324-1.html) <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28事務年度金融行政方針(金融庁 28年10月21日公表) <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「改正保険業法の施行後の保険代理店における対応状況等について」(金融庁 29年2月16日公表) <p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28事務年度金融行政方針(金融庁 28年10月21日公表) <p>【測定指標⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について(金融庁 28年9月9日公
---------------------------	--

表)

【測定指標⑥】

- ・「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 28年8月4日公表）（前払式支払手段発行者のみ）
- ・「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 28年9月9日公表）

【測定指標⑦】

- ・「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（金融庁 28年7月29日、10月31日、29年1月31日、4月28日公表）

【測定指標⑩】

- ・第51回金融トラブル連絡調整協議会資料（28年6月9日公表）
- ・第52回金融トラブル連絡調整協議会資料（29年2月22日公表）

【測定指標⑫】

- ・「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」（金融庁 29年4月28日公表）

【測定指標⑬】

- ・「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成29年3月末）について」（金融庁 29年6月16日公表）
- ・「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」（金融庁 29年8月31日公表）

【測定指標⑭】

- ・振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ
(<http://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/furikome/index.html>)

【測定指標⑮】

- ・多重債務者相談強化キャンペーン2016の実施について
(<http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/campaign/campaign28.html>)

【測定指標⑰】

- ・無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
(<http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html>)
- ・裁判所への申立ての実施状況
(<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.htm>)

【測定指標⑱】

- ・警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について
(<http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/tekikaku.html>)
- ・行政処分事例集
(http://www.fsa.go.jp/status/s_jirei/kouhyou.html)

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局 企画課、企画課調査室、企画課信用制度参事官室、企画課金融トラブル解決制度推進室、企業開示課、政策課金融サービス利用者相談室、 監督局 総務課、総務課協同組織金融室、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課 証券取引等監視委員会事務局</p>
--------------	--

<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成 29 年 6 月</p>
-----------------	--------------------

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(施策Ⅱ-2)

施策名	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
施策の概要	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるため、質の高い金融仲介機能の発揮及び金融機能強化法の適切な運用を図ることとしている。
達成すべき目標	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること
目標設定の考え方・根拠	<p>新成長戦略や金融資本市場及び金融産業の活性化等のアクションプランにおいて、金融業には、実体経済を支え、かつ、それ自身が成長産業として経済をリードしていく役割が求められている。そのためには、各金融機関において、資金の借り手に真に必要な金融サービスを提供することが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成25年12月13日） ・好循環実現のための経済対策（25年12月5日閣議決定） ・「日本再興戦略」改訂2015（27年6月30日閣議決定） ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（25年1月11日閣議決定） ・株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（25年2月26日成立、3月6日公布、3月18日施行） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（22年12月24日） ・平成23年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度（23年1月24日閣議決定） ・地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（26年12月27日閣議決定） ・第190回国会 衆議院財務金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明（28年2月10日） ・第190回国会 参議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明（28年3月8日） ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25年12月13日） ・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26年6月12日）

測定指標			
指標① 貸出態度判断D. I.			【 達成 】
基準値	実績		目標値
28年3月	29年3月		28年度
20	20		前年同期 (28年3月)の 水準を維持

指標② [主要]質の高い金融仲介機能の発揮		【 達成 】
28年度 目 標	金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、事業性評価に基づく融資や本業支援等の促進	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関が、事業性評価に基づく融資や本業支援等の取組を通じて、取引先企業の成長や地域経済の活性化等に貢献していくためには、自身の取組の進捗状況や課題等について客観的に自己評価することが重要である。こうした考え方の下、企業ヒアリング・アンケート調査の結果や「金融仲介の改善に向けた検討会議」での議論等を踏まえ、金融機関における担保・保証への依存、事業性評価に基づく融資や本業支援等の状況を客観的に評価できる多様な指標（「金融仲介機能のベンチマーク」）を策定・公表し、金融機関に対し、取組の自己評価を促しました。 金融機関の金融仲介の質の向上に向けた取組の実態把握の結果や、「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組を促しました。 金融機関の事業性評価の実施状況や体制の整備状況について、引き続きモニタリングを実施し、金融機関との議論の過程で確認された事例や課題について、業界団体との意見交換会を通じて広く周知を行いました。 	
指標③ 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着		【 達成 】
28年度 目 標	「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報及び金融機関等による積極的な活用の促進	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着するよう、関係機関と連携して、政府広報等においてガイドラインの周知・広報を実施しました。 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表しました。また、27年4月以降の活用実績については、新規融資全体に占める無保証融資の割合も公表しました。 金融機関等により広く実践されることが望ましい取組を取りまとめた参考事例集（26年6月公表）に、新たな取組事例を追加した改訂版を公表しました（29年4月）。 金融機関等に対し、中小企業等の顧客への積極的なガイドラインの周知を改めて要請しました。 ガイドライン及びその活用状況をより広く周知するために、金融機関による開示を更に促す旨を「平成28事務年度金融行政方針」に明記するとともに、業界団体との意見交換会において、金融機関におけるガイドラインの活用状況の開示を促しました。 ガイドラインの活用を積極的に進めている金融機関の組織的な取組を収集し、業界団体との意見交換会において紹介しました。 	
指標④ 個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進		【 達成 】
28年度 目 標	個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進	

	28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関に対し、東日本大震災事業者再生支援機構や、個人版私的整理ガイドラインの活用を促しました。 個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関し、マスメディアを活用した周知広報のほか、自治体の協力を得た仮設住宅等の入居者へのチラシの配布、金融機関におけるポスター、チラシの設置及び配付、関係者と連携した各種相談会の開催などの周知広報を実施しました。
指標⑤	金融機能強化法（震災特例を含む）の活用検討の促進及び同法に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	
	28年度目標	金融機能強化法（震災特例を含む）について活用の検討を促すとともに、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表
	28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機能強化法に基づき1金融機関に対して資本参加を実施しました（28年12月）。 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した12金融機関が作成した新しい経営強化計画等を公表しました（28年9月）。 金融機能強化法に基づく資本参加金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。
指標⑥	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援	
	28年度目標	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報
	28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関に対し、自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用を促しました。 自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用促進に関し、平成28年熊本地震をはじめとする自然災害の被災者により活用されるよう、マスメディアを活用した周知広報のほか、自治体の協力を得た市町村窓口や避難所へのチラシの設置、仮設住宅等の入居者へのチラシの配布、金融機関におけるポスター、チラシの設置及び配付、関係者と連携した各種相談会の開催などの周知広報を実施しました。

参考指標		
指標①	金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数>	
	28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 当庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報及び金融円滑化ホットラインによる情報の受付件数は、25年：64件、26年：42件、27年：43件、28年：96件と推移しています。
指標②	法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」）	
	28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 29年3月の国内銀行の法人向け融資残高は対前年同月比3.1%の増加となっており、うち中小企業向けが対前年同月比4.0%の増加となっています。

指標③ 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額）	
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関全体の ABL の貸出残高については、27 年度末は 23,091 億円、28 年度末は 27,780 億円となっており、前年度より 4,689 億円の増加となっています。
指標④ 融資先企業ヒアリング等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報	
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関における金融仲介機能の発揮に係る取組に対する企業の評価を把握するため、約 3,200 社の企業に対して、ヒアリングやアンケート調査を実施し、結果を公表しました（28 年 5 月）。その中で、担保や保証に依存した融資等、金融機関の融資姿勢について、引き続き厳しい声があることが明らかになった一方、メインバンクと相談して支援を受けたことがあると回答した企業の約 8 割が、「財務内容の改善」等、何らかの効果があつたと認識している等、取組を評価していることも分かりました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>B（相当程度進展あり）</p> <p>【判断根拠】 金融機関が、事業性評価に基づく融資や本業支援等の取組を通じて、取引先企業の成長や地域経済の活性化等に貢献していくためには、自身の取組の進捗状況や課題等について客観的に自己評価することが重要であるとの認識の下で、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（「金融仲介機能のベンチマーク」）を策定・公表しました。これにより、金融機関に対し、取組の自己評価を促すとともに、ベンチマーク等の客観的な指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組を促しました（測定指標②）。</p> <p>また、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報や金融機関によるガイドラインの積極的な活用を促す（測定指標③）など、全ての測定指標で目標を達成することができました。</p> <p>しかしながら、施策の目標（資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること）と照らし合わせてみると、融資先企業ヒアリング等の中で、金融機関の融資姿勢について、企業からは、依然として「担保・保証がないと融資が受けられない」といった声も聞かれており、引き続き事業性評価に基づく融資等の取組を促進していく必要があることから、測定結果を「B」としました。</p>
	<p>【必要性】 日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関には、企業の事業性評価に基づく融資を含む資金供給や、企業の経営改善・生産性向上・事業再生に向けた支援等を行い、企業や産業の成長を強力に後押ししていくことが求められています。そのため、金融機関による積極的な金融仲介機能の発揮が重要となっており、金融機関に対し</p>
施策の分析	

	<p>て、産業の新陳代謝・経済の成長を支える成長資金の供給などを促していく必要があると考えています。</p> <p>【効率性】 業界団体との意見交換を行いつつ関係省庁や商工会議所等の民間団体と連携して当庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っているものと考えています。</p> <p>【有効性】 中小企業等の業況等は持ち直しの動きを示しているほか、中小企業向け貸出残高は増加傾向にあります。また、金融機関の貸付条件の変更等の取組は定着しており、金融の円滑化に向けたこれまでの取組は相応の成果を上げているもの（測定指標①、②）と考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるよう、引き続き顧客のニーズに即したサービスの提供や事業性評価に基づく融資等の促進を行っていく必要があります。</p> <p>【施策】 各金融機関による事業性評価に基づく融資等の促進などの取組は一定程度進捗しているものと考えられますが、引き続き、金融機関と深度ある対話を進めるとともに、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報等に努めることにより、担保・保証に必要以上に依存しない融資を促していく必要がある。</p> <p>【測定指標】</p> <p>① 中小企業金融の円滑化に向けた取組の効果を把握していきます。</p> <p>② 企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等の促進を次期目標とし、以下の取組を引き続き実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関の融資姿勢等の実態を把握し、その結果を踏まえて、金融機関と深度ある対話を進めるため、引き続き企業ヒアリング等を実施していきます。 ・ 金融仲介の質の向上に向けて、金融機関の融資姿勢の実態把握の結果や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標も活用し、事業性評価に基づく融資や本業支援等の促進について、金融機関との間で深度ある対話を進めていきます。 ・ 金融仲介機能の発揮状況について、「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標も活用し、顧客に対して積極的かつ具体的に開示するように促すとともに、金融機関による組織的・継続的な優良な取組を公表・表彰していきます。 <p>③ 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着するよう、引き続き周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促していきます。</p> <p>④ 個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進も含め、引き続き被災者支援を促進していきます。</p> <p>⑤ 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関に</p>

	<p>ついて、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、適切な運用に努めていきます。</p> <p>⑥ 自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援も含め、引き続き被災者支援を促進していきます。</p>
--	---

主な事務事業の取組内容・評価

① 質の高い金融仲介機能の発揮

- ・ 各金融機関の融資姿勢等の取組実態を把握するため、外部の委託業者を通じて、金融機関の取引先企業にアンケートを送付しました。多くの取引先企業による個々の金融機関の取組についての評価を得ることで、金融機関との間で金融仲介の質の向上に向けた、より深度ある対話が期待されます。
- ・ 企業ヒアリング・アンケート調査の結果や「金融仲介の改善に向けた検討会議」での議論等を踏まえ、金融機関における担保・保証への依存、事業性評価に基づく融資や本業支援等の状況を客観的に評価できる多様な指標（「金融仲介機能のベンチマーク」）を策定・公表しました。当該取組によって、金融機関における金融仲介機能の発揮状況の自己評価や、積極的かつ具体的な開示を促し、29年3月末時点で地域銀行の半分程度が指標を開示しました。
- ・ 金融機関に対し、東日本大震災事業者再生支援機構や、個人版私的整理ガイドラインの活用とともに、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた金融面での支援状況を確認し、被災者にとって最も適切と考えられる解決策の提案・実行支援を行うよう促しました。
- ・ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が、平成28年熊本地震をはじめとする自然災害の被災者により活用されるよう、マスメディアによる広報を含め、その運用支援や制度周知を行うとともに、金融機関に対して、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応じることや周知広報を要請しました。

② 金融機能強化法の適切な運用

- ・ 同法に基づき、新たに1金融機関に対して、28年12月に資本参加を実施しました。
- ・ 同法に基づき資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況について、それぞれの営業地域において金融仲介機能が適切に発揮されているかフォローアップを行い、その内容を公表しました。
- ・ 同法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した12の金融機関が地方創生の取組を強化する観点から作成した新しい経営強化計画等について、28年9月に公表しました。
- ・ これらの取組により、金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関の金融仲介機能の強化が図られ、地域経済の活性化への貢献を促す効果があったと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	288	247	148	61
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	288	247		
執行額(百万円)		86	29			

学識経験を有する者の知見の活用	第26回 政策評価に関する有識者会議(29年6月26日)
-----------------	------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国企業短期経済観測調査(日本銀行 第168回:28年4月1日、第172回:29年4月3日公表) <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融仲介の改善に向けた検討会議」議事要旨・資料等(金融庁 第3回:28年4月27日、第4回:28年6月20日、第5回:28年9月15日、第6回:29年1月6日、第7回:29年3月17日公表) <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績(金融庁 29年1月20日公表) ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集改訂版(金融庁 29年4月7日公表) ・年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について(金融庁 28年12月6日公表) ・年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について(金融庁 29年2月27日公表) ・業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点(金融庁 29年2月開催分:29年3月14日公表、29年3月開催分:29年4月14日公表) <p>【測定指標⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国信用協同組合連合会に対する優先出資の引受け等の決定について(金融庁 28年11月25日公表) ・「経営強化計画」等の履行状況報告書(金融庁 28年9月16日、29年3月17日公表) ・経営強化計画、協同組織金融機能強化方針等(金融庁 28年9月16日、28年11月25日公表)
--	--

担当部局名	監督局 総務課監督調査室、総務課協同組織金融室、銀行第一課、銀行第二課 総務企画局地域金融企画室 検査局総務課
-------	--

政策評価実施時期

平成 29 年 6 月

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(施策Ⅱ-3)

施策名	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
施策の概要	国民の資産形成等に真に必要な金融サービスが提供されるため、投資信託や保険等の金融サービスの提供のあり方、我が国金融機関が国民のニーズに合った金融サービスを提供するためのあり方を検討する。こうしたサービスの提供を通じて、個人投資家が安心して投資できる制度・環境整備を図ることとしている。
達成すべき目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること
目標設定の考え方・根拠	<p>少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定） ・ 日本再興戦略－JAPAN is BACK－（25年6月14日閣議決定） ・ 「日本再興戦略」改訂 2014－未来への挑戦－（26年6月24日閣議決定）

測定指標	
指標①	<p>[主要]金融審議会「市場ワーキング・グループ」における検討状況</p> <p style="text-align: right;">【達成】</p>
28年度目標	日本の市場・取引所を巡る諸問題についての検討
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融審議会「市場ワーキング・グループ」において報告を取りまとめ、公表しました（28年12月）。 ・ 上記の報告を踏まえ、「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会へ提出しました（29年3月）。 ・ 上記の報告を踏まえ、「顧客本位の業務運営に関する原則」及び「『顧客本位の業務運営に関する原則』の定着に向けた取組み」を策定し、公表しました（29年3月）。
指標②	<p>[主要]N I S Aの普及促進に向けた取組の進捗状況</p> <p style="text-align: right;">【達成】</p>
28年度目標	<p>①N I S A関連の税制改正要望提出</p> <p>②N I S Aの周知、広報活動の拡充</p>
28年度実績	<p>家計における安定的な資産形成の実現には、少額からの積立を利用した長期・分散投資が有効であることを踏まえ、こうした手法による資産形成を促進する観点からN I S Aの改善に資する税制改正要望を提出しました。その結果、①少額からの長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して定期かつ継続的な方法で投資を行う、つみたてN I S Aの創設が、平成29年税制改正で決定されました。また、つみたてN I S Aの制度趣旨に相応しいものに限定する観点から、対象商品の基準を定める告示の</p>

	<p>制定を行いました。また、②現行NISAに関しても、他の年分の非課税管理勘定又はジュニアNISAに係る非課税管理勘定から移管される上場株式等について、その移管により受け入れる上場株式等の価額の上限額を撤廃する旨が、平成29年度税制改正にて決定されました。</p> <p>また、NISAの広報については、制度の概要や趣旨等について政府広報オンラインや当庁のNISA特設ウェブサイトへの広報を引き続き実施したほか、日本経済新聞社「資産形成応援プロジェクト」の一環として開催された「NISAの日特別セミナー」等において、金融庁幹部による講演等を実施しました。</p>
指標③	<p>投資運用業者におけるガバナンス状況に加え、販売会社における販売体制についての検証状況</p> <p style="text-align: right;">【達成】</p>
28年度目標	真に顧客の利益のためになる行動の実践の促進
28年度実績	投資運用業者等へのヒアリング等によりガバナンス状況を検証するとともに、販売会社に対しては真に顧客本位の業務運営になっているか、定量及び定性両面より検証しました。

参考指標	
指標①	NISAの口座開設数
28年度実績	28年12月末時点で1,069万口座（速報値）となり、27年度（28年3月末時点）から6%増加しました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>A（目標達成）</p> <p>【判断根拠】 NISAの普及・定着のための税制改正要望提出や金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューのフォローアップを実施したほか、「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定・公表するなど、国民の資産形成等に真に必要な金融サービスの提供の観点から、必要な制度・環境整備を着実に進めました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていることから、「A」としました。</p>
施策の分析	<p>【必要性】 国民に長期的に適切な投資機会が提供され、家計の安定的な資産形成が促されるためには、金融サービスが適切に提供されるための環境整備が必要であると考えられます。</p> <p>【効率性及び有効性】 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための環境や個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境の整備に向けて、金融審議会での議論や業界団体との意見交換などを踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組を進めることができたと考えています。</p>

<p>今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 つみたてNISAを含めたNISA制度全体の普及・定着に向けた取組を強化していくとともに、NISA制度全体のあり方について引き続き検討を行う必要があります。</p> <p>また、顧客本位の業務運営に関する原則が定着するよう、各金融機関の取組を継続的にモニタリングしていく必要があると考えています。</p> <p>【測定指標】</p> <p>① 金融審議会「市場ワーキング・グループ」における検討は28年度で終了したことから、29年度以降は測定指標を削除します。</p> <p>② 家計の安定的な資産形成の支援を図るため、NISAの広報の充実やあり方に関する検討を引き続き進める必要があることから、来年度も同様の測定指標を設定します。</p> <p>③ 金融機関が顧客本位の業務運営を行っているか、引き続き検証していく必要があることから、投資運用業者等におけるガバナンス状況に加え、販売会社における販売態勢について、より深度のある検証に取り組んでいきます。</p>
--------------------------------------	---

<p>主な事務事業の取組内容・評価</p>	
<p>① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>	<p>金融審議会「市場ワーキング・グループ」において、情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び家計の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行い、報告書を公表しました（28年12月）。</p> <p>これを踏まえ、「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会へ提出しました（29年3月）。本法案は具体的には、主に以下の措置を講ずるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当局が高速取引の実態などを確認できるよう、株式等の高速取引を行う者に対し登録制を導入し、適切な体制整備・リスク管理、当局への情報提供などのルール整備を行う。 ・ システム開発業務等の取引所グループ内の共通・重複業務を取引所本体に集約可能とするなど、グループの業務の柔軟化を行う。 ・ 上場会社による公平な情報開示に関するルールの整備を行う。 <p>また、報告書を踏まえ、「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定し、公表しました（29年3月）。</p> <p>「原則」は、「顧客の最善の利益の追求」、「利益相反の適切な管理」、「手数料等の明確化」や、手数料も含めた「重要な情報の分かりやすい提供」、「従業員に対する適切な動機づけ」等の事項で構成されています。</p> <p>さらに、「原則」の公表と併せて、『顧客本位の業務運営に関する原則』の定着に向けた取組み」を策定・公表し、以下の施策を進めることとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関の取組を顧客に対して「見える化」すべく、各金融機関に「原則」の定着度合いを評価するための成果指標（KPI）の策定・公表

を働きかけ

- 各金融機関の取組方針と、取組の実態が乖離していることは無いかなどについて、モニタリングを実施。また、モニタリングを通じて把握した事例等については、様々な形での公表を検討 等

これらの取組により、顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けて進展があったものと考えています。

② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備

- 平成 29 年度税制改正にて、つみたて N I S A の創設が決定されました。つみたて N I S A の導入により、若年層や投資未経験者層へ投資を普及させる環境整備が進展したと評価できます。
また、同改正において、現行 N I S A に関しても、他の年分の非課税管理勘定等から上場株式等が移管される場合の上限額撤廃が決定しました。この上限額撤廃により N I S A の利便性が向上し、N I S A 普及のための環境整備が進んだと評価できます。
- 投資運用業者等へのヒアリング等によりガバナンス状況を検証するとともに、販売会社に対しては真に顧客本位の業務運営になっているか、定量及び定性両面より検証しました。検証の結果、貯蓄性保険の手数料開示の進展や顧客本位の業務運営を宣言する金融機関が増加するなど、これまでの当庁の取組は相応の効果を上げているものと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	14	25	25	24
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合 計	14	25		
執行額 (百万円)		8	17			

学識経験を有する者の知見の活用 第 26 回 政策評価に関する有識者会議 (29 年 6 月 26 日)

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

【測定指標①】

- 金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書の公表について (金融庁 28 年 12 月 22 日公表)
- 金融商品取引法の一部を改正する法律案 (<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>)
- 「顧客本位の業務運営に関する原則」の確定について (金融庁 29 年 3 月 30 日公表)

【測定指標②】

N I S A ・ジュニア N I S A 口座の開設・利用状況調査 (金融庁 29 年 2 月 28 日公表)

担当部局名	総務企画局 企画課、市場課、政策課総合政策室 検査局総務課
--------------	-------------------------------------

政策評価実施時期	平成 29 年 6 月
-----------------	-------------

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(施策Ⅲ-1)

施策名	市場インフラの構築のための制度・環境整備
施策の概要	<p>店頭デリバティブ取引及び証券決済システム等の安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現を図ることとしている。</p> <p>また、EDINETの整備を通じ、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることとしている。</p>
達成すべき目標	信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること
目標設定の考え方・根拠	<p>証券決済リスクの削減や市場の効率性の向上等を図るため、国債については平成30年度上期におけるT+1化の実施に向けて、株式等については31年中のなるべく早い時期におけるT+2化の実施を目標として、日本証券業協会などによる各種の取組が進められており、政府としてもこうした取組の着実な実施を促す。また、我が国における金融市場の危機の伝播の阻止を図り、信頼性の高い市場インフラの構築の実現に資する取組を行う。</p> <p>また、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融・資本市場に係る制度整備について」（22年1月21日） ・「世界最先端 IT 国家創造宣言」（25年6月14日閣議決定）

測定指標		
指標①	[主要] 中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制の整備状況	【達成】
28年度 目 標	中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制の施行に向け、関係者と連携し制度整備を図る	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制について、28年3月に公布した「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を踏まえ、28年9月の施行開始及び29年3月の義務対象者拡大に向けて、金融機関の準備を促しました。 ・ 海外金融機関との取引等に対して国際的に調和の取れた形で規制を実施するため、28年7月に「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令」、同年10月に「金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項第五号及び第十一項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の五又は第二十一号の六に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる 	

		おそれがないと認められる場合を指定する件」(金融庁告示第四十八号)を公布しました。 これらの取組は、規制の円滑な実施に寄与したものと考えられます。	
指標② 証券決済期間の短縮化に向けた取組状況		【達成】	
28年度 目 標	証券決済期間の短縮化に向け関係者と連携し、取組を支援する		
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 「金融・資本市場に係る制度整備について」(22年1月公表)に基づき、市場関係者とともに検討を進め、「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」を更新し(28年7月)、その取組状況を金融庁ウェブサイトで公表するなど、市場関係者の取組を支援しました。 		
指標③ [主要]有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率 (注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。		【達成】	
基準値	実 績		目標値
27年度	28年度		28年度
100%	99.9%		99.9%
<ul style="list-style-type: none"> これまでEDINETの安定稼働に努めた結果であり、EDINETによる投資者に対する投資判断に必要な情報提供の効果が表れているものと考えられます。 			

参考指標			
指標① 開示書類の提出会社数(内国会社)			
28年度 実 績	・約4,500社(27年度 約4,500社)		
指標② 有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数			
28年度 実 績	・37,872件(27年度 36,831件)		
指標③ EDINETへのアクセス件数			
28年度 実 績	・約21,616千件/月(27年度 約21,028千件/月)		

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B(相当程度進展あり)
	<p>【判断根拠】 中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制の実施に向けた金融機関の準備を促し、関係府令等の整備を行ったほか、国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向け関係者と連携し、取組の支援を行いました。また、EDINETの稼働率については、目標値である99.9%を確保しました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成することができましたが、引き続き、市場インフラの構築のための制度・環境整備に向け取組を進めていく必要があります。</p>

	以上のことから、測定結果は「B」としました。
施策の分析	<p>【必要性】 金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するためには、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築することや、投資者が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供する開示システムの整備を行っていく必要があると考えます。投資者に対し投資判断に必要な情報を適切に提供するためには、E D I N E Tの整備に努め、安定運用を確保することが必要であると考えています。</p> <p>【効率性】 国際的な動向などを踏まえつつ、決済システムの安全性、効率性及び利便性のより一層の向上に向けて、店頭デリバティブ取引に関する制度整備や国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に取り組みました。</p> <p>また、投資者が必要とする情報を安全かつ安定的に提供するため、E D I N E Tの改修等を行っています。</p> <p>【有効性】 E D I N E Tには、毎年度、月に平均 20,000 千件超のアクセスがあり、投資者に対する投資判断に必要な情報提供を有効に行うことができていると考えています。</p>
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【今後の課題】 証券決済については、決済期間の短縮化に向け、引き続き関係者と連携し、取組を支援していく必要があります。</p> <p>E D I N E Tについては、今後もシステムの安定運用及び情報セキュリティの確保に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修の対応や、開示情報利用者及び開示書類提出者の利便性の向上や負担軽減に配慮した開発及び検討等を行うことが必要です。</p> <p>【施策】 上記の課題を踏まえつつ、市場インフラの構築のための制度・環境整備に向けて、証券決済期間の短縮化やE D I N E Tの整備について、引き続き取組を進めていきます。</p> <p>【測定指標】 ① 中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制の施行が開始され、21年のG20 ピッツバーグ・サミット及び23年のG20 カンヌ・サミットで合意された一連の店頭デリバティブ市場改革の国内制度化が完了したことから、測定指標を削除します。</p> <p>② 決済期間の短縮化に向けた市場関係者の取組について、引き続き支援を行っていきます。</p> <p>③ E D I N E Tの安定運用を確保するため、引き続き99.9%以上の稼働率を目標として取り組んでいきます。</p>

主な事務事業の取組内容・評価	
① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築	<ul style="list-style-type: none"> 中央清算されない店頭デリバティブ取引に対する証拠金規制の円滑な実施を行いました（28年3月公布、同年9月施行、29年3月義務対象者

	<p>拡大)。同規制は、23年のG20カンヌ・サミットで合意され、中央清算機関による清算を促進し、金融市場の危機の伝播の阻止を図るために導入されたものです。28年9月の施行開始及び29年3月の義務対象者拡大に向けて、金融機関の準備を促し、規制の円滑な実施に努めました。これらの取組は、我が国における金融システムの安定性向上に効果があったと考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上から、信頼性の高い市場インフラの構築の実現に資する取組であったと評価できます。
② 証券決済期間の短縮化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国証券決済の安定性確保の観点から、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組を支援しました。日本証券業協会において、29年2月に、国債取引の決済期間T+1化等の具体的な実施予定日が決定され、公表されるなど、一定の進捗があったものと認められます。 ・ 以上から、信頼性の高い、魅力ある市場インフラの構築の実現に資する取組であったと評価できます。
③ EDINETの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ EDINETについては、システムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修への対応や、開示情報利用者及び開示書類提出者の利便性向上や負担軽減を考慮した開発及び検討等を行いました。 <p>近年の標的型攻撃といった新たなセキュリティ侵害の増加傾向を踏まえ、EDINETにおいては、セキュリティレベルの更なる向上を図り、以ってより一層の安定運用を行うことを目的として、情報セキュリティ対策機能強化のため、システム対応及びハードウェアの全面更改を実施しました（29年3月完了）。</p> <p>このような中、EDINETは前年に引き続き目標値である99.9%を達成しました。EDINETによる開示書類等の提出会社数（内国会社）及びインターネットを通じたEDINET情報公開サイトへのアクセス件数はほぼ前年同数を維持、開示書類等の提出件数については、前年度をやや上回る件数となりました。</p> <p>このような状況は、EDINETの安定稼働に努めた結果であり、EDINETによる投資者に対する投資判断に必要な情報提供の効果が表れているものと考えています。</p>

施策の 予算額・執行額等	区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算	797	704	820	649
		補正予算	—	2,185	407	—
		繰越等	—	—		
		合 計	797	2,922		
執行額 (百万円)	755	2,802				

学識経験を有する者の知見の活用	第26回 政策評価に関する有識者会議（29年6月26日）
-----------------	------------------------------

<p>政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報</p>	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明」（外務省 21 年 9 月 24・25 日開催） ・「G20 カンヌ・サミット最終宣言」（外務省 23 年 11 月 3・4 日開催） ・BCBS（バーゼル銀行監督委員会）及びIOSCO（証券監督者国際機構）による、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書の公表について（金融庁 25 年 9 月 3 日公表） ・「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見募集の結果等について（金融庁 28 年 3 月 31 日公表） ・「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令」について（金融庁 28 年 7 月 25 日公表） ・「金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項第五号及び第十一项第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の五又は第二十一号の六に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 28 年 10 月 21 日公表） <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融・資本市場に係る制度整備について（金融庁 22 年 1 月 21 日公表） ・国債取引の決済リスク削減に向けた工程表について（金融庁 22 年 6 月 29 日公表） ・証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について（金融庁 28 年 7 月 8 日公表）
--	--

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局 市場課、企業開示課</p>
--------------	----------------------------

<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成 29 年 6 月</p>
-----------------	--------------------

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(施策Ⅲ-2)

施策名	市場機能の強化のための制度・環境整備
施策の概要	市場機能の強化のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う
達成すべき目標	我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること
目標設定の考え方・根拠	<p>「日本再興戦略 改訂2015」において、「総合取引所を可及的速やかに実現する」とされていることを踏まえ、総合取引所の早期実現に向けた取組を行う。</p> <p>「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（平成25年12月25日公表）等に基づき行った制度整備等を踏まえ、関係制度の周知等、新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進に向けた取組を行う。</p> <p>「日本再興戦略 改訂2015」において、「不動産投資市場の持続的な成長を実現する」とされていることを踏まえ、不動産投資市場の持続的な成長の実現に向け取り組む。</p> <p>会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（27年8月7日設置）等における議論・検討を踏まえ、上場企業のコーポレートガバナンスの実効性の向上を促す。</p> <p>さらに、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（28年4月18日公表）を踏まえ、企業と投資家との建設的な対話の促進に向けて必要な取組を実施する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「『日本再興戦略』改訂 2015－未来への投資・生産性革命」（27年6月30日 閣議決定） ・ 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（28年4月18日） ・ 「『責任ある機関投資家』の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（26年2月26日） ・ 「コーポレートガバナンス・コード」（27年6月1日適用開始）

測定指標	
指標①	[主要]総合取引所の実現に向けた取組に係る進捗状況
【達成】	
28年度 目 標	総合取引所の早期実現に向け、関係者等への働きかけ等を行う
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外の市場・取引所の動向や、総合取引所の早期実現に向けた諸問題等について、市場関係者にヒアリングを行うとともに、関係省庁と協議を行うなどの対応を行いました。

指標②	〔主要〕新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進に向けた取組の実施状況	【達成】
28年度 目 標	新規・成長企業へのリスクマネー供給促進に向け、円滑な資金供給のための様々な制度の周知等の取組を行う	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の利便性向上等の観点から、投資型クラウドファンディングについて、内閣府令の改正を行いました（28年6月施行）。また、各地域で「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を開催し、関係制度の周知等を行いました。 ・ これらの取組により、新規・成長企業へのリスクマネーの供給の促進が図られていくものと考えています。 	
指標③	不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けた取組に係る進捗状況	【達成】
28年度 目 標	不動産投資市場の持続的な成長の実現に向け取り組む	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁・業界団体等と連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施するなど、ヘルスケアリートの普及・啓発に取り組みました。 	
指標④	〔主要〕上場企業のコーポレートガバナンスの実効性の向上を促す取組の状況	【達成】
28年度 目 標	「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において必要な議論・検討を行う	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーポレートガバナンス改革の「形式」から「実質」への深化に向け、金融庁・東京証券取引所を事務局とする「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、機関投資家が中長期的な視点からの企業評価に基づき、「建設的な対話」を通じて企業に対する実効的な働きかけを行っていくための方策について議論し、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書を公表しました（28年11月）。 ・ 意見書においては、運用機関におけるガバナンス・利益相反管理の強化等を促すとともに、年金基金等のアセットオーナーの役割を明確化しました。 ・ 同意見書を受け、29年1月より、金融庁において「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」を開催し、スチュワードシップ・コードの改訂案を取りまとめ、パブリックコメント手続を開始しました（29年3月）。 	
指標⑤	〔主要〕金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（28年4月18日）を踏まえた取組の進捗状況	【達成】
28年度 目 標	報告書を踏まえた必要な取組を実施する	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融審議会に「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」を設置し、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入について検討し、報告を取りまとめ、公表しました（28年12月）。 ・ 上記の報告を踏まえ、「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（29年3月）。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書の記載内容に「経営方針」を追加する内閣府令改正を行いました（29年2月公布・施行）。
評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成） 【判断根拠】 コーポレートガバナンス改革の「形式」から「実質」への深化に向け、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、必要な施策を議論しました。 28年11月、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書が公表され、同意見書を踏まえて、金融庁を事務局とする「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」において、スチュワードシップ・コード改訂案が取りまとめられました。 ディスクロージャーワーキング・グループ報告を踏まえた取組については、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に係る法案の国会提出等の取組を実施しました。 測定指標の目標が全て達成されていることから、「A」としました。
	【必要性】 我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されるためには、資金調達に係る利便性の向上等の環境整備を行う必要があります。 【効率性及び有効性】 日本再興戦略を踏まえ、新規・成長企業へのリスクマネーの供給や、コーポレートガバナンスの実効性の向上の促進に向けた取組、ディスクロージャーワーキング・グループ報告を踏まえた取組等について、市場機能の強化のための環境を整備する観点から効率的・有効的に取組を進めることができたと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】 総合取引所の早期実現に向けて、引き続き、関係者等への働きかけを行う必要があります。また、上場企業全体のコーポレートガバナンスの更なる実効性向上に向けた取組を行う必要があります。さらに、フェア・ディスクロージャー・ルールの円滑な実施を含め、引き続き、投資家の投資判断に必要な情報の十分かつ公平な提供の確保に向けた取組を進める必要があります。 【施策】 上記の課題を踏まえ、市場機能の強化のための制度・環境整備に向けて、総合取引所の実現に向けた取組、上場企業全体のコーポレートガバナンスの実効性向上に向けた取組等に引き続き取り組みます。 また、上場企業による十分かつ公平な情報開示を確保するとともに、企業と投資家の建設的な対話に資する開示のあり方について、総合的な検討を行います。

	<p>【測定指標】</p> <p>① 総合取引所の早期実現に向けて、引き続き、関係者等への働きかけを行います。</p> <p>② 「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（25年12月25日公表）等を踏まえた制度整備は27年度で終了し、関係制度の周知等についても28年度で概ね終了したことから、29年度以降は測定指標から削除します。</p> <p>③ 不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けた取組については、過去5年間でリート市場に係る制度面・税制面での整備を進めたところ、上場市場の規模は堅調に推移（時価総額・銘柄数：(H24) 4.5兆円・37→(H28) 12.1兆円・57）していること等から、一旦測定指標としての役目を終えたものと考えられるため、29年度以降は測定指標から削除します。</p> <p>④ 引き続き、実効的なコーポレートガバナンスを実現するための取組を行います。</p> <p>⑤ 引き続き、フェア・ディスクロージャー・ルールの円滑な実施に向けた取組を行います。</p>
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 総合取引所の実現に向けた取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外の市場・取引所の動向や、総合取引所の早期実現に向けた諸問題等について、市場関係者にヒアリングを行うとともに、関係省庁と協議を行うなどの対応を行いました。
② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の利便性向上等の観点から、投資型クラウドファンディングについて、信用供与額が10万円以下で翌月一括払いである場合等、一定の要件を満たす場合には、クレジットカード決済を可能とする内閣府令の改正を行いました（28年6月施行）。 ・ また、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（25年12月25日公表）等に基づき行った制度整備等を踏まえ、各地域で「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を開催し、関係制度の周知等を行いました。 ・ これらの取組により、新規・成長企業へのリスクマネーの供給の促進が図られていくものと考えています。
③ 不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けた取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁・業界団体等と連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施するなど、ヘルスケアリートの普及・啓発に取り組みました。
④ 上場企業全体のコーポレートガバナンスの実効性向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーポレートガバナンス改革の「形式」から「実質」への深化に向け、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、機関投資家が中長期的な視点からの企業評価に基づき、「建設的な対話」を通じて企業に対する実効的な働きか

けを行っていくための方策について議論し、意見書（「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」）を公表（28年11月）し、国内外へ情報発信を行いました。

意見書においては、運用機関におけるガバナンス・利益相反管理の強化等を促すとともに、年金基金等のアセットオーナーの役割を明確化しました。

- ・ 同意見書を受け、29年1月より、金融庁において「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」を開催し、スチュワードシップ・コードの改訂案を取りまとめ、パブリックコメント手続を開始しました（29年3月）。

また、検討会の議論の内容等を、海外に向けて、適時かつ効果的に情報発信しました。

改訂後のスチュワードシップ・コードの普及・定着に向けた取組を含め、今後も引き続きコーポレートガバナンス改革を更に推進し、「形式」から「実質」へと深化させていくための取組を行っていくことが重要であると考えています。

⑤ より効果的・効率的な開示に向けた制度整備等の推進

- ・ 金融審議会市場ワーキング・グループに「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」を設置し、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入について検討し、報告を取りまとめ、公表しました（28年12月）。本報告を踏まえ、上場会社による公平な情報開示に関するルールの整備を行うなどの措置を講じる「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（29年3月）。

- ・ 有価証券報告書の記載内容に「経営方針」を追加する内閣府令を整備・施行しました（29年2月）。

企業と投資家との建設的な対話を促進するため、今後も引き続きこうした取組を実施していくことが重要であると考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	—	—	18	18
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	—	—		
執行額 (百万円)		—	—			

学識経験を有する者の知見の活用	第26回 政策評価に関する有識者会議（29年6月26日）
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標②】 金融商品取引業等に関する内閣府令案に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 28年6月30日公表）</p> <p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリスト（金融庁 28年12月27日公表）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議の意見書（3）」）（金融庁 28年11月30日公表） ・ 「責任ある機関投資家」の諸原則（案）《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～（金融庁 29年3月28日公表） <p>【測定指標⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融審議会市場ワーキング・グループ フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース報告（28年12月7日公表） ・ 金融商品取引法の一部を改正する法律案（29年3月3日国会提出） ・ 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について（29年2月14日公表）
--	---

担当部局名	総務企画局 企業開示課、市場課
--------------	--------------------

政策評価実施時期	平成 29 年 6 月
-----------------	-------------

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(施策Ⅲ-3)

施策名	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備
施策の概要	我が国市場取引の公正性・透明性の向上のため、ディスクロージャー制度等について、制度的枠組み等の整備を図る。また、情報の収集・分析、検査、調査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正な対処を図る。
達成すべき目標	投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること
目標設定の考え方・根拠	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に必要不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第26条、第177条、第210条 等 ・「日本再興戦略」改訂2015（27年6月30日） ・企業会計審議会「国際会計基準（I F R S）への対応のあり方に関する当面の方針」（25年6月19日） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（22年12月24日）

測定指標		
指標①	[主要]マクロ経済情報の収集・分析を踏まえたフォワード・ルッキングな観点からの市場監視/根本原因の的確な追究・評価/市場関係者との対話・認識の共有のプロアクティブな実施	【 達成 】
28年度目標	フォワード・ルッキングな観点からの市場監視/根本原因の的確な追究・評価/市場関係者との対話・認識の共有のプロアクティブな実施	
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模上場会社の経営環境の変化等に伴う潜在的リスク等に着目した市場監視を行ったことに加え、経済情勢等の影響を受けやすい業種・企業に係る情報収集・分析を行い、検査・調査に活用するなど、フォワード・ルッキングな観点からの市場監視を行いました。 ・ 検査・調査を通じて把握した、経営・内部管理態勢等を含めた問題点について、その根本原因の的確な追究・評価を行いました。 ・ 市場関係者等による自主的な取組を通じた市場規律機能の強化のため、市場関係者との対話・認識の共有をプロアクティブに実施しました。 	
指標②	金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策	【 達成 】
28年度目標	金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施する	

28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券報告書レビューを実施するとともに有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について公表しました。 ・ 有価証券報告書等の虚偽記載の違反行為に対し、課徴金納付命令の決定7件を行いました。 ・ 無届募集であることが判明した場合、無届募集を行っている者に対し有価証券届出書等の提出の懲罰を行いました。 	
指標③ 我が国において使用される会計基準の品質向上		【 達成 】
28年度目標	我が国において使用される会計基準の品質向上に向けた取組を実施する	
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携し、以下の取組を推進・実施するとともに、企業会計審議会会計部会（28年7月、29年2月開催）において、これらの取組状況について審議が行われました。 i) IFRS任意適用企業の拡大促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務会計基準機構や企業会計基準委員会の協力を得て、「IFRSに基づく四半期連結財務諸表の開示例」を公表しました（28年7月）。 ・ 企業会計基準委員会において、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」の公表に際し、リスク分担型企業年金のIFRSにおける会計処理に関する論点を整理し公表しました（28年12月）。 ・ 会計教育研修機構が中心となり、企業のニーズを踏まえ、IFRSへの移行を促すためのセミナーを開催しました（29年3月）。 ii) IFRSに関する国際的な意見発信の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計基準委員会において、我が国によるIFRSに関する意見発信の一環として、修正国際基準を改正し公表しました（28年7月）。 ・ 企業会計基準委員会において、のれんの残高の推移等を分析し、「のれん及び減損に関する定量的調査」として公表しました（28年10月）。 iii) 日本基準の高品質化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計基準委員会における収益認識基準の開発に向けた検討が加速されるよう支援しました。 iv) 国際的な会計人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務会計基準機構が中心となり、IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材等、国際的な会計人材を育成するための「国際会計人材ネットワーク」の構築に向けた検討を進めました。 ・ 企業会計審議会会計部会において、IFRSに基づく会計監査の実務を担える人材やその育成に係る4大監査法人の状況について把握し、各法人に対して適切な取組を促しました。 	
指標④ [主要]情報力に支えられた機動的な市場監視の実施		【 達成 】
28年度目標	機動的な市場監視を実施する	

28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理のスピードアップ、自主規制機関・財務局等との連携強化に取り組んだ結果、1,142件の取引審査を実施しました。 ・ ポスターやリーフレット等を用いて一般投資家への呼びかけを行った結果、7,600件の情報提供を受け、取引審査等に活用しました。 ・ HFT実態調査、証券会社の売買審査態勢に係る実態把握など、金融・資本市場の動向についても幅広く情報収集した上で、その背景にある問題の分析を行い、市場全体に向けた市場監視を行いました。 	
指標⑤ [主要]海外当局との必要な連携		【 達成 】
28年度目標	海外当局との必要な連携を通じて、クロスボーダー取引を利用した不公正取引への対応を行う	
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引について、4件の課徴金納付命令勧告を行いました。 ・ 海外当局を訪問しての協議等や情報交換を積極的に実施し、クロスボーダー取引に係る調査等についての意見交換を行うなど、海外当局との信頼関係醸成による一層の連携強化を図りました。 	
指標⑥ [主要]迅速・効率的な取引調査の実施		【 達成 】
28年度目標	迅速・効率的な取引調査を実施する	
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に本格調査に着手するとともに、機動的・弾力的な調査チームの編成に努めたほか、高度な技術を要するデータ保全等は情報技術専門官を活用するなど、違反行為の立証に役立てました。 ・ 依然として上場会社の役員等が関与するインサイダー取引が多数認められているため、取引が行われた上場会社との間で、根本原因と再発防止策について意見交換を行い、問題認識の共有に努めました。 ・ 迅速・効率的な取引調査を実施した結果、51件の課徴金納付命令勧告を行い、その内訳は、インサイダー取引事案が43件、相場操縦事案が8件となりました。 	
指標⑦ [主要]迅速・効率的な開示検査の実施		【 達成 】
28年度目標	迅速・効率的な開示検査を実施する	
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ フォワード・ルッキングな視点による大規模上場会社の継続的監視業務を開始しました。 ・ 機動的・効率的な開示検査を実施した結果、15件について検査を終了し、うち、5件の課徴金納付命令勧告、2件の自発的な訂正の懲遷を行いました。 ・ 開示規制違反が認められた場合には、コンプライアンス意識の欠如など、根本原因の究明を行い、再発防止に向けた会社自身による適正な開示を行うための体制整備を促進しました。 	

指標⑧ 課徴金制度の適切な運用		【 達成 】
28年度 目 標	課徴金制度を適切に運用する	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不公正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、審判官による審判手続を経て、49件の課徴金納付命令を行いました。 	
指標⑨ [主要]効果的な犯則調査の実施		【 達成 】
28年度 目 標	効果的な犯則調査を実施する	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携やデジタルフォレンジックの積極的な活用等を行いつつ、効果的な犯則調査を実施しました。その結果、発行会社の役員等が行ったインサイダー取引事件、極めてリスクの高い状態にあったレセプト債が虚偽の説明により一般投資家に販売された偽計事件等について、告発を行いました。 ・ 国際的な情報交換の枠組みを積極的に活用し、海外当局との間で調査に有用な情報を交換し、犯則調査に役立てました。 ・ 効果的な犯則調査を実施した結果、インサイダー取引事件2件、相場操縦事件3件、偽計事件2件の合計7件について告発を行いました。 	
指標⑩ 政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携		【 達成 】
28年度 目 標	政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、私募債等を販売する場合における商品審査及び顧客への説明等のあり方に関して検討を行った結果、(金融庁はオブザーバー参加)、29年2月、日本証券業協会が、「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」を制定しました。 ・ 金融先物取引業協会と連携し、会員に対する為替変動リスクに関する統一的なストレス・テストの実施や、法人向け店頭FX取引における証拠金規制の施行を受けての、会員の為替リスク管理態勢の強化を促しました。 	
指標⑪ 効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換の実施		【 達成 】
28年度 目 標	効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施する	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主規制機関等との意見交換について、連携先の拡大に努めた結果、26回開催し、市場における諸問題について認識を共有しました。 ・ 市場参加者等に対する講演を40回、各種広報媒体への寄稿を53件実施し、証券取引等監視委員会の活動状況や問題意識等を情報発信することで、市場規律の強化に努めました。 ・ 報道機関等を通じた情報発信については、事案の内容や問題点が的確に伝わるよう公表内容の見直しを行いました。 	

参考指標		
指標① 課徴金納付命令の実績<内容・件数>		
28年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不公正取引の違反行為に対して、42件の課徴金命令を行いました。 ・ 有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、7件の課徴金納付命令を行いました。 	
指標② 国際会計基準（IFRS）の任意適用企業数及びその時価総額の割合		
28年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 28年度末のIFRS任意適用企業の数 は 146社（27年度末 109社）、全上場企業の時価総額の 24.56%（27年度末 20.3%）まで増加しました。 	
指標③ 取引審査実施状況<内容・件数>		
28年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 28年度は、1,142件の取引審査を行い、内訳はそれぞれ、価格形成に関するものが98件、内部者取引に関するものが1,031件、その他が13件となりました。 ・ 27年度は、1,097件の取引審査を実施しており、約4%の増加となりました。 	
指標④ 情報受付状況<内容・件数>		
28年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 28年度は、市場関係者等から7,600件の情報を受け付けました。 ・ 情報提供手段別での内訳は、インターネットが5,569件、電話が1,370件、文書が475件、来訪が34件、財務局等からの回付が152件となりました。 ・ 受け付けた情報の内訳は、相場操縦等の個別銘柄に関するものが5,661件、有価証券報告書虚偽記載等の発行体に関するものが354件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが798件、その他の意見等が787件となりました。 ・ 昨年度に引き続き、過去最高水準の件数で推移しました。 	
指標⑤ 取引調査に係る勧告の実施状況<内容・件数>		
28年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引調査に係る課徴金納付命令勧告は51件であり、その内訳は、インサイダー取引事案が43件、相場操縦事案が8件となりました。 	
指標⑥ 開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数>		
28年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示検査に係る検査終了件数（15件）、うち、課徴金納付命令勧告を5件、自発的訂正の懲憊を2件実施しました。 	
指標⑦ 犯則事件の告発の実施状況<内容・件数>		
28年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ インサイダー取引事件2件、相場操縦事件3件、偽計事件2件の合計7件について告発を行いました。 	
指標⑧ 市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況<内容・件数>		
28年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見交換会等の実施25件（うち、日本証券業協会14件、証券取引所4件、投資信託協会2件、投資顧問業協会2件、金融先物取引業協会1件、その他2件） ・ 講演会等の実施40件 ・ 寄稿の実施53件 	

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	<p>A (目標達成)</p> <p>【判断根拠】 金融庁においては、有価証券報告書レビューや課徴金納付命令の決定等の実施、自主規制機関等と連携し、業界における課題の検討等を行ったこと等から、市場の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備等について目標どおり貢献することができたと考えています。</p> <p>また、証券取引等監視委員会においては、適切に検査・調査を実施し、必要に応じて課徴金納付命令の勧告、悪質な事案については告発を行うなど、市場の公正性・透明性の確保に貢献しました。また、海外当局との緊密な連携や市場関係者との意見交換など、市場規律の強化に向けた取組についても積極的に行いました。</p> <p>以上のことから、測定結果は「A」としましたが、高速取引をはじめ多様化・複雑化・巧妙化が進む不公正取引に対する市場監視システムの高度化や検査・調査手法の見直し、個別事案の調査で得られた情報の多面的・複線的活用、グローバル経済の変化や不祥事の発生、M&Aの増加等に伴う開示規制違反の潜在的リスクに着目した大規模上場会社に対する継続的監視などについて、引き続き取り組んでいく必要があります。</p>
施策の分析	<p>【必要性】 市場構造が急速に変化する中で、市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、市場環境のマクロ的な視点に基づく分析を行うなど、フォワード・ルッキングな市場監視を行っていく必要があります。</p> <p>【効率性】 以下のような取組を行ったことにより、市場取引の公正性・透明性を確保するための環境整備を効率的に行うことができたと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度有価証券報告書レビューについて、財務局等と連携し、企業が有価証券報告書を作成する際の留意事項等の公表を年一回にまとめた上で早期に行いました。 ・ I F R S 任意適用企業の拡大促進等の取組を実施するにあたり、財務会計基準機構、企業会計基準委員会等の関係機関と適切に役割分担し取り組みました。 ・ 市場で行われる取引その他の活動について、財務局や自主規制機関等との連携や I T 技術の活用を通じた効率的な市場監視を実施しました。 <p>【有効性】 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための取組の実施等に加え、フォワード・ルッキングな市場監視により、違反行為者について課徴金納付命令勧告や告発等を行うとともに、その内容を公表し、市場規律の強化を促したことは、市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p>

	<p>さらに、自主規制機関と連携して、各業界における課題の検討等を行ったことは、投資者保護や市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 個別事案の調査で得られた情報に関し、市場監視業務全般に多面的・複線的に活用する等の取組を引き続き推進することで、市場規律の強化につなげていく必要があります。</p> <p>ITの最新動向に関する情報収集に努めるとともに、HFT等の高速取引に対する取引審査手法を含めた調査分析手法の高度化を行っていく必要があります。</p> <p>グローバルなマクロ経済の変化が上場企業の業績等に与える影響や、不祥事の発生やM&Aの増加に伴う潜在的な不正会計リスクの高まりを注視するなど、開示検査の深度を一層深めていく必要があります。</p> <p>【施策】 目まぐるしく変化する市場環境や新たなリスクに対応するため、自主規制機関・関連業界団体や海外当局との協働も強化しながら、ミクロ・マクロ双方の視点からフォワード・ルッキングな市場監視を行っていきます。</p> <p>【測定指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市場環境のマクロ的な視点に基づく分析を行うなど、フォワード・ルッキングな観点からの市場監視を行っていく必要があります。 ②海外との間のクロスボーダー取引の拡大等を踏まえ、引き続き海外当局との連携強化を図っていく必要があります。 ③引き続き、市場監視の空白を作らないため、幅広い情報の収集・分析及び取引審査を行っていく必要があります。 ④不公正取引が複雑化等していることを踏まえ、引き続き迅速・効率的な取引調査を実施していく必要があります。 ⑤正確な企業情報が適正に市場に提供されるよう、引き続き迅速・効率的な開示検査を実施していく必要があります。 ⑥引き続き、市場の公平性・透明性の確保に向け、課徴金制度を適切に運用していきます。 ⑦犯則行為が複雑化・巧妙化していることを踏まえ、引き続き、様々な形態の犯則行為に対して、厳正で効果的な犯則調査を実施していく必要があります。 ⑧法令違反等が認められた場合、根本的な原因を究明・指摘し、再発防止につなげていく必要があります。 ⑨効果的な情報発信や市場環境整備に向けた積極的な貢献を通じて、市場規律強化に向けた取組を行っていく必要があります。 ⑩市場監視システムにおけるIT技術の更なる活用を推進していく必要があります。 ⑪市場全体としての監視機能強化に向け、自主規制機関・関係団体等と適切な連携を行っていく必要があります。 ⑫引き続き、財務局等と連携を図りつつ、外部等からの照会

に対する適切な対応、有価証券報告書レビューの実施及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う発行者への対応等を通じ、ディスクロージャーの適正性の確保に努めます。

⑬引き続き、我が国において使用される会計基準の品質向上に向けた取組を行っていく必要があります。

主な事務事業の取組内容・評価

① フォワード・ルッキングな観点からの監視活動の機能強化

- ・ 国内外の経済情勢等の影響を受けやすい業種・企業に係る情報収集・分析を行い、その結果について証券取引等監視委員会内で情報を共有しました。
- ・ 市場の構造的変化に対応するため、最新の金融技術やF i n T e c hの動向等について、国内外の金融機関やI T企業等の有識者にヒアリングを実施しました。また、市場監視へのインプリケーションを考察するとともに課題やリスクを抽出し、市場監視システムにおけるI T 技術の更なる活用（R e g T e c h）について検討を行いました。

② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保

- ・ 外部から寄せられる開示制度に関する照会に対し、適正な情報を確保するとともに、法令やガイドライン等の根拠を示すこと等により適切・迅速に回答を行いました。また、有価証券報告書等の受理等に関し、認識の共有化を図るため、財務局等との間で意見交換等を行いました。
- ・ 有価証券報告書レビューとして、①法令改正関係審査（法令改正があった事項に係る各社の対応状況の審査）、②重点テーマ審査（特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査）、③情報等活用審査（適時開示や金融庁に提供された情報等に関する審査）を行い、審査結果を公表するとともに、有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について、金融庁ウェブサイト等に公表しました（29年3月）。
- ・ 有価証券報告書虚偽記載等の違反行為については、証券取引等監視委員会の勧告を受け、28年度においては、課徴金納付命令の決定を7件行いました。

【有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金納付命令の実施状況】

(単位：件)

区 分	26年度	27年度	28年度
課徴金納付命令件数	9	4	7

(出所) 総務企画局総務課審判手続室調

- ・ 無届募集を行う者への対応については、開示ガイドラインに基づく対応を行いました。具体的には、各財務局等に対しヒアリングを指示するなど、勧誘行為の実態把握に努め、無届募集であることが判明した場合には、有価証券届出書等の提出の慫慂を行いました。
- ・ 上記の取組により、行政対応の透明性・予測可能性の向上が図られたものと考えています。また、有価証券報告書レビューの実施及び有価証

券報告書虚偽記載等に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う者への対応の結果、有価証券の発行者の財務内容、事業内容が正確かつ適時に開示されました。

③ 我が国において使用される会計基準の品質向上

- ・ 関係機関と連携し、以下の取組を推進・実施するとともに、企業会計審議会会計部会（28年7月、29年2月開催）において、取組状況について審議が行われました。
- i) IFRS任意適用企業の拡大促進
 - ・ IFRS適用企業等の実務の円滑化を図るため、財務会計基準機構等の協力を得て、「IFRSに基づく四半期連結財務諸表の開示例」を公表しました（28年7月）。
 - ・ 企業会計基準委員会において、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」の公表に際し、リスク分担型企業年金のIFRSにおける会計処理に関する論点を整理し公表しました（28年12月）。
 - ・ 会計教育研修機構が中心となり、企業のニーズを踏まえ、IFRSへの移行を促すためのセミナーを開催しました（29年3月）。
- ii) IFRSに関する国際的な意見発信の強化
 - ・ 企業会計基準委員会において、我が国によるIFRSに関する意見発信の一環として、修正国際基準を改正し公表しました（28年7月）。
 - ・ 企業会計基準委員会において、のれんの残高の推移等を分析し、「のれん及び減損に関する定量的調査」として公表しました（28年10月）。
- iii) 日本基準の高品質化
 - ・ 企業会計基準委員会における収益認識基準の開発に向けた検討が加速されるよう支援しました。
- iv) 国際的な会計人材の育成
 - ・ 財務会計基準機構が中心となり、IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材等、国際的な会計人材を育成するための「国際会計人材ネットワーク」の構築に向けた検討を進めました。
 - ・ 企業会計審議会会計部会において、IFRSに基づく会計監査の実務を担える人材やその育成に係る4大監査法人の状況について把握し、各法人に対して適切な取組を促しました。

④ 包括的かつ機動的な市場監視

- ・ ポスターやリーフレット等を用いて呼びかけを行った結果、昨年に引き続き高水準となる7,600件の情報を受け付けました。また、取引審査や調査等への活用に加え、各取引所の上場審査等に有用と判断した情報については積極的に情報提供を行う等、関係機関と連携した活用も行いました。
- ・ 「不公正ファイナンス」と呼ばれる不公正な有価証券の発行等に対する監視強化のため、上場企業に対するモニタリングや第三者割当増資によるファイナンスの分析を進めました。また、近年増加している行使価額修正条項付新株予約権の発行状況について分析しました。
- ・ 海外からのアルゴリズムを用いた高速取引注文の増加等に対応するため、証券会社の売買審査態勢の実態把握を行いました。

- ・ 事務の効率化により審査期間の短縮化を図るとともに、情報ツールを新規導入する等、審査対象銘柄の選定方法の見直しを行い、効果的な取引審査の実施に取り組みました。
- ・ 自主規制機関、証券会社との情報の共有化を一層進めるとともに、各財務局等との意見交換を充実させ、審査銘柄の選定に関して一体的な運用を行う等、更なる連携強化に努めました。
- ・ これらの幅広い情報に関する分析等の取組及び取引審査に関する取組は、発行市場、流通市場全体に向けた包括的かつ機動的な市場監視の実現に効果があったと考えています。

⑤ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引への対応

- ・ 証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引について、4件の課徴金納付命令勧告を行いました。クロスボーダー取引が日常化している中、海外当局と緊密に連携し対処したことは、市場の公正性・透明性の向上につながったと考えています。
- ・ 海外当局を訪問しての協議等や情報交換を積極的に実施したほか、必要に応じて電話会議を実施し、クロスボーダー取引に係る調査等についての意見交換を日常的に行うなど、一層の連携強化を図りました。
- ・ 上記取組は、海外当局との緊密な関係構築のために必要な人材の育成及び海外当局との一層の連携強化につながるものと考えています。

⑥ 不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施

- ・ 迅速・効率的な取引調査を実施した結果、51件の課徴金納付命令勧告を行い、その内訳は、インサイダー取引事案が43件、相場操縦事案が8件となりました。
- ・ 早期に本格調査に着手するとともに、機動的、弾力的な調査チームの編成に努めたほか、高度な技術を要するデータ保全等は情報技術専門官を活用するなど、違反行為の立証に役立てました。
- ・ 「情報伝達・取引推奨規制」について調査・検証を行い、法令違反が認められた事案について、5件の課徴金勧告を行いました。
- ・ 近年の経済環境の変化などを背景に、法令上の決定事実等には該当しないものの、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が公表され、株価が大きく変動する事案が認められていることから、上場会社のバスケット条項を適用した事案1件及び上場会社等の子会社のバスケット条項を適用した事案1件について課徴金勧告を行いました。
- ・ 依然として上場会社の役員等が関与するインサイダー取引が多数認められているため、取引が行われた上場会社との間で、根本原因と再発防止策について意見交換を行い、問題認識の共有に努めました。
- ・ 相場操縦事案においては、個人投資家による複数の証券会社を介して、対当売買や買い上がり買付けの相場操縦行為が認められたことから、課徴金勧告を行いました。
- ・ 上記取組内容のとおり、迅速・効率的な取引調査を実施したことにより、市場の公正性・透明性の確保につながったものと考えています。

⑦ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

- 28年度においては、継続的な業績不振から、売上の過大計上等の不適正な会計処理が継続されていた事案のほか、新株予約権証券の無届募集を行った事案等について、5件の課徴金納付命令勧告を行いました。
他方で、課徴金納付命令勧告を行わなかった場合でも、虚偽記載等の訂正の態様を行った結果、会社が自発的に訂正報告書を提出した事例もありました。
- 開示書類が自発的に訂正された場合等について、必要に応じ、内部統制等に着眼した実態把握のために開示検査を行いました。
- 開示検査の実施においては、根本原因を究明し、検査対象企業と議論の上、改善を求めました。こうした取組により、開示規制違反の再発防止につながったものと考えています。
- フォワード・ルッキングな視点による大規模上場会社やその子会社の継続的監視業務を行うための態勢強化が必要であると考えています。
- 市場関連部局等との連携を進めるとともに、金融商品取引所、公認会計士協会等との間で、証券取引等監視委員会の持つ問題意識や関連情報の共有を図りました。また、課徴金事例集や証券監視委メールマガジンなどのツールを通じ、事案の内容や特性等を分かりやすく情報発信したことで、開示規制違反の未然防止につながったものと考えています。

⑧ 課徴金制度の適切な運用

- 不公正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、審判官による審判手続を経て、49件の課徴金納付命令を行いました。

【課徴金納付命令件数】

(単位：件)

	不公正取引						有価証券報告書等の虚偽記載等			合計		
	インサイダー取引		相場操縦・偽計				法人	個人	法人	個人	法人	個人
	法人	個人	法人	個人	個人							
平成26年度	25	2	23	10	2	8	9	8	1	44	12	32
平成27年度	34	3	31	9	1	8	4	4	0	47	8	39
平成28年度	30	1	29	12	5	7	7	7	0	49	13	36

(出所) 総務企画局総務課審判手続室調

- 法令に基づき、適切に課徴金制度を運用しており、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資するものになっていると考えています。

⑨ 犯則事件に対する厳正な調査の実施

- 重大で悪質な証券不正事案について、関係機関とも連携の上、厳正な調査を実施しました。その結果、28年度は、インサイダー取引事件2件、相場操縦事件3件、偽計事件2件の合計7件について告発を行いました。これらの中には、発行会社の役員等が行ったインサイダー取引事件、極

	<p>めてリスクの高い状態にあったレセプト債が虚偽の説明により一般投資家に販売された偽計事件等が含まれるところ、厳正な調査を実施し告発を行ったことにより、市場の公正性・透明性の確保に貢献できたものと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な情報交換等の枠組みに基づき、海外当局から調査に有用な情報を迅速かつ的確に収集し、国内の犯則調査に役立てたほか、海外当局の調査等を的確に支援できるように、機動的に会合を行うなど、常に海外当局との連携を密にし、協力関係の強化に取り組みました。このように、海外当局と密接に連携し、クロスボーダーでの不公正取引の実態解明、実効性のある監視を強化していると考えています。 ・ IT化の進展に対応するため、デジタルフォレンジックに係る研修を行いました。デジタルフォレンジックを積極的に活用することにより、効果的な犯則調査を実施することができたと考えています。
<p>⑩ 自主規制機関との適切な連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記測定指標⑩に書いたように、金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化等を受け、自主規制機関と連携して、各業界における課題の検討等を行ったことは、投資者保護や市場の公正性・透明性の確保に資する取組であったと考えています。
<p>⑪ 市場参加者の規律強化に向けた取組</p>	<p>市場参加者の規律強化に向けた取組として、以下を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主規制機関等と、リスクとして認識している分野等について議論を実施するなど、これまで以上に情報や問題意識をタイムリーに共有し、更なる連携強化を行ったことに加え、関係機関との連携の拡大を通じて、市場規律の強化に向けた取組を行いました。 ・ 昨年度に引き続き、財務局において証券取引等監視委員会を開催しました（東海財務局：28年6月、関東財務局：28年10月、北陸財務局：29年3月）。併せて、中期活動方針に係る説明会を開催し、市場関係者に対し周知を図るとともに、地元検察庁等と意見交換を実施するなど、関係機関との連携強化を実施しました。 ・ 事案の内容及び問題点が的確に伝わるよう、意義・特徴や発生原因を分かりやすく公表することで、事案の正確な理解と報道につながるよう努めました。さらに、新聞・雑誌・テレビ等の各種媒体からの取材・寄稿等の依頼に対しても、積極的に対応しました。 ・ 28年12月の証券取引等監視委員会の第9期発足を機に、証券取引等監視委員会パンフレットについて、更にメッセージの明確化を図り、利用者へ届きやすい内容となるよう構成・内容について見直しを行いました。加えて、毎月配信している証券監視委メールマガジンについては、勧告・告発した事案について、意義・特徴や発生原因等を盛り込み、内容や問題点等が的確に伝わるよう内容の拡充に努めました。 ・ 諸団体に対する講演や各種広報媒体への寄稿、証券監視委メールマガジンの発行等を通じて、証券取引等監視委員会の活動状況や問題意識、第9期活動方針等について、幅広く情報発信に取り組んだことは、証券取引等監視委員会の活動に対する理解と関心がより深められたと考えています。

います。さらに、勧告事案等について、内容を分かりやすく公表するように努めたことは、市場参加者等に対し、事案の理解を深め、不公正取引の未然防止など市場規律の強化につながったものと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	253	260	222	244
		補正予算	—	▲3	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	253	258		
執行額(百万円)		152	179			

学識経験を有する者の知見の活用	第26回 政策評価に関する有識者会議(29年6月26日)
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首相官邸 「日本再興戦略2016」 ・企業会計審議会 ・「リスク分担型企業年金のIFRS上の会計処理に関する事務局による論点の整理」の公表(企業会計基準委員会 28年12月2日公表) ・修正国際基準「その他の包括利益の会計処理」の公表(企業会計基準委員会 28年7月25日公表) ・リサーチ・ペーパー第2号「のれん及び減損に関する定量的調査」の公表(企業会計基準委員会 28年10月3日公表) ・「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」の公表(企業会計基準委員会 28年2月4日公表、28年4月22日改訂) <p>【測定指標①、④～⑦、⑨～⑪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期) ～四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ～(証券取引等監視委員会 29年1月20日公表) ・証券取引等監視委員会の取組み <p>【測定指標⑧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「課徴金納付命令等一覧」 <p>【測定指標⑩】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会「私募債等の商品審査及び販売態勢等のあり方に関するワーキング・グループ」

担当部局名	証券取引等監視委員会事務局 総務企画局 総務課審判手続室、市場課、企業開示課 監督局証券課
-------	--

政策評価実施時期	平成29年6月
----------	---------

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(施策Ⅲ-4)

施策名	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
施策の概要	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督及び検査を実施して業務の実態把握を図る。また、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を行うとともに、再発防止のため、業務改善の実施状況の適切なフォローアップを図る。
達成すべき目標	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方・根拠	市場仲介機能が適切に発揮されるよう、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図る。 【根拠】 ・金融商品取引法第51条、第56条の2 等 ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 ・平成 28 年事務年度証券モニタリング基本方針

測定指標		
指標①	内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督の実施	【 達成 】
28 年度 目標	内外の経済・金融環境の変化を踏まえ、効率的かつ効果的な監督を実施する	
28 年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大手証券会社グループにおいては、国民の安定的な資産形成を実現するため、顧客本位の業務運営の定着について深度ある対話を実施しました。また、内外の経済・金融環境の変化を踏まえたビジネスモデルの持続可能性について、課題の検討と改善に向けた議論を実施しました。 ・ 今後もオン・オフ一体のモニタリングを推進しながら、顧客本位の業務運営、ビジネスモデルの持続可能性、それらを支えるガバナンスについて、効率的かつ効果的な検証と対話を継続していきます。 	
指標②	[主要]検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施	【 未達成 】
28 年度 目標	検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査を実施する	
28 年度 実績	<p>証券取引等監視委員会は、平成 28 年 10 月に公表された「平成 28 事務年度証券モニタリング基本方針」に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係部局との連携を一層強化し、金融商品取引業者等の規模・特性等を勘案しつつ、全ての金融商品取引業者等のビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性等に着目したリスクアセスメントを実施しました。 ・ リスクアセスメントの結果を踏まえ、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定し、オンサイト・モニタリングにおいては、金融商 	

	<p>品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて分析を行った上で業務運営の適切性等について検証を進め、問題が認められた場合には、その問題の根本的な原因の究明に努めました。</p> <p>しかしながら、オンサイト・モニタリングにおいては、事実認定の的確性、把握した問題事象に係る根本原因の究明等について、更なる改善の余地が認められました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引業者等について、重大な法令違反が認められた事案や投資家被害を発生させていることが認められた事案等に対しては、行政処分を求める勧告を行いました。
<p>指標③ 政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携</p>	
<p>28年度 目 標</p>	<p>政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う</p>
<p>28年度 実 績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、私募債等を販売する場合における商品審査及び顧客への説明等のあり方に関して検討を行った結果、(金融庁はオブザーバー参加)、29年2月、日本証券業協会が、「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」を制定しました。 ・ 金融先物取引業協会と連携し、会員に対する為替変動リスクに関する統一的なストレス・テストの実施や、法人向け店頭FX取引における証拠金規制の施行を受けての、会員の為替リスク管理態勢の強化を促しました。 ・ 自主規制機関と連携し、問題意識を共有することで証券モニタリングを効率的に実施するとともに、証券取引等監視委員会によるモニタリングと自主規制機関による監査・考査等の役割・連携について検討しました。今後、検討結果を踏まえ、役割・連携について取りまとめを行う予定です

参考指標				
指標① 金融商品取引業者等に対する行政処分の実施状況<内容・件数>				
28年度実績	・平成28年4月から平成29年3月にかけて、536社に対する行政処分を公表しました。			
指標② 証券検査実施状況<内容・件数>				
28年度実績	区分	26年度	27年度	28年度
	第一種金融商品取引業者	77	61	16
	第二種金融商品取引業者	72	32	9
	投資助言・代理業者	42	28	8
	投資運用業者	15	7	4
	登録金融機関	1	1	0
	適格機関投資家等特例業務届出者	31	30	20
	金融商品仲介業者	18	19	2
	信用格付業者	2	0	0
	自主規制機関等	3	3	0
	投資法人	2	1	1
	その他	3	3	1
	合計	266	185	61
指標③ 証券検査に係る行政処分等の勧告の実施状況<内容・件数>				
28年度実績	26年度	27年度	28年度	
	16	18	35	
指標④ 証券検査における金融商品取引業者等に対する法令遵守等の不備に係る通知の実施状況<内容・件数>				
28年度実績	26年度	27年度	28年度	
	105	72	67	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	B (相当程度進展あり)
	<p>【判断根拠】 金融庁においては、重大な問題が認められた金融商品取引業者に対し、行政処分を行うなど、金融商品取引業者における業務運営体制の改善に向けた取組を進めました。また、顧客本位の業務運営の定着や、内外の経済・金融環境の変化を踏まえたビジネスモデルの持続可能性について、大手証券会社グループの社外取締役等と深度ある対話を行いました。また、日本証券業協会等と連携し、各業界における課題の検討等を行いました。</p> <p>証券取引等監視委員会においては、金融商品取引業者等の規模・特性等を勘案しつつ、全ての金融商品取引業者等のビ</p>

	<p>ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクアセスメントの結果を踏まえてオンサイト・モニタリングを実施した結果、重大な法令違反が認められた事案等に対しては、行政処分を求める勧告等を行いました。</p> <p>しかしながら、オンサイト・モニタリングにおいては、事実認定の的確性、把握した問題事象に係る根本原因の究明等について、更なる改善の余地が認められました。</p> <p>以上のことから、測定結果は「B」としました。今後は、自主規制機関等との連携を一層強化するとともに、金融商品取引業者等の業態及び規模・特性等を踏まえつつ、そのビジネスモデルやそれに由来するリスク、ガバナンスやリスク管理態勢等により一層着目したリスクアセスメントを強化し、オン・オフ一体のモニタリングをより効率的かつ効果的に実施していく必要があるほか、オンサイト・モニタリングにおける事実認定の的確性の向上、把握した問題事象に係る根本原因の深度ある究明、新しいビジネスモデルや新商品の登場に伴う新たなリスクに係る対応などについて、引き続き取り組んでいく必要があります。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 市場仲介機能が適切に発揮されるためには、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図ることが必要であると考えています。</p> <p>【効率性】 監督部局と検査部局の緊密な連携等により、様々な情報を収集・分析して検査対象先の規模・特性等を踏まえたリスクベースの検査を効率的に実施し、問題が認められた金融商品取引業者等に対する速やかな行政処分の実施や、同様の事案の発生を抑制するための事実関係等の公表などを行うことは、市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境を整備するという施策効果を効率的に実現するものであると考えています。</p> <p>【有効性】 監督部局と検査部局との間で情報共有を行い、迅速に検査を実施して早期に実態を解明し、的確に行政処分を行うとともに、金融商品取引業者等による再発防止策の策定やそれに基づく業務改善の状況を適時適切にフォローアップすることにより、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営に資することができたと考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 金融商品取引業者等に対するモニタリングにおいて、マクロ経済や証券市場等の変化による金融商品取引業者等のビジネスモデルの変化に着目し、当該ビジネスモデルの変化に起因する問題事象をタイムリーに把握し、より迅速に被害の未然防止・極小化を図っていく必要があります。</p> <p>また、オンサイト・モニタリングにおいて、事実認定の的</p>

<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>確性、把握した問題事象に係る根本原因の究明等について、更なる向上を図っていく必要があります。</p> <p>【施策】 金融取引が高度化・複雑化し、市場が激しく変動する中で、市場仲介機能が適切に発揮されるためには、引き続き、オン・オフ一体となった効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、各社のビジネスモデルやそれに由来するリスク、ガバナンスやリスク管理態勢等により一層着目したリスクアセスメントを強化することで、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を行う必要があります。法令に照らして投資者保護等に重大な問題が発生している事実が確認された金融商品取引業者等に対し、引き続き、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、業務改善に向けた取組を促していく必要があります。併せて、行政処分の内容の公表や、監督指針の整備等を引き続き講じることによって、法令違反の再発防止に向けた、金融商品取引業者等やその利用者への情報提供を行っていく必要があります。</p> <p>また、引き続き、自主規制機関と緊密な情報交換等を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組の充実・改善を後押ししていく必要があります。</p> <p>【測定指標】 ① 金融商品取引業者等の業態及び規模・特性等を踏まえつつ、そのビジネスモデルやそれに由来するリスク、ガバナンスやリスク管理態勢等により一層着目したリスクアセスメントを強化する必要があることから、内外の経済・金融環境の変化を踏まえた、より効率的かつ効果的な監督を実施していきます。</p> <p>② 市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組の充実・改善を後押ししていくため、引き続き、自主規制機関との適切な連携を図っていく必要があります。</p>
----------------------------	--

<p>主な事務事業の取組内容・評価</p>	
<p>① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大手証券会社グループについては、リアルタイムで問題点の把握と具体的な対応を求めることで、オン・オフ一体となった切れ目のないモニタリングを行うことが出来たと考えます。 ・ 金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた事例について、警告書を発出した上で、社名・代表者名・法令違反行為等を公表するとともに、関係機関に情報提供を行うことにより、金融商品取引業者等の健全かつ適切な業務運営の確保を促すことができたと考えます。
<p>② 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施</p>	<p>証券取引等監視委員会は、「平成 28 事務年度証券モニタリング基本方針」に基づき、次のような取組を行い、より効率的かつ効果的なモニタリングの実施に努めました。</p>

- ・ オフサイト・モニタリングにおいては、経済環境等のマクロ的分析を踏まえ、関係部局が連携し、全ての金融商品取引業者等に対して規模・特性等を踏まえつつ、3つの防衛線の考え方に基づき、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを行いました。また、オンサイト・モニタリングにおいては、オフサイト・モニタリングの結果等を総合的に勘案した上で、リスクベースで対象先を選定するとともに、検証項目を絞り込んだオンサイト・モニタリングを実施するなど機動的な対応に努めました。これらの取組は、効率的かつ効果的なモニタリングの実施に資するものと考えています。
- ・ 財務局が実施する金融商品取引業者等に対する証券モニタリングについて、証券取引等監視委員会は、オフサイト・モニタリングの着眼点や実施状況、オンサイト・モニタリングの計画段階から終了まで指導・調整機能を積極的に発揮するとともに、複数の財務局に跨る問題に対しては、財務局間の情報共有、戦略立案等の調整を行いました。これらの取組は、効率的かつ効果的なモニタリングの実施に資するものと考えています。
- ・ 金融商品取引業者等に対するオンサイト・モニタリングを行うに当たっては、取り扱う商品や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務の適切性等について検証を行い、問題が認められた場合、法令違反行為等の指摘にとどめることなく、問題の根本的な原因を究明するために経営方針・ガバナンス等の観点からも検証に努めました。しかしながら、事実認定の的確性、把握した問題事象に係る根本原因の究明等について、更なる改善の余地が認められました。
- ・ 適格機関投資家等特例業務届出者については、平成28年3月より施行された改正金融商品取引法により行為規制の強化等が図られるとともに行政処分が可能となったことから、詐欺的な営業を行う適格機関投資家等特例業務届出者に対しては、オンサイト・モニタリングの結果、重大な法令違反行為が認められた場合には、行政処分勧告を行うなど被害の拡大防止のための適切な措置を講じました。また、相互に関連した複数のファンドを用いた適格機関投資家等特例業務届出者のグループに着目してオンサイト・モニタリング先を選定したことは、限られた人的資源を効率的に活用できたものと考えています。
- ・ 証券モニタリングの事例の分析を行い、証券取引等監視委員会ウェブサイトにおいて「金融商品取引業者等に対する証券検査結果事例集」として公表し、また公表に合わせて各協会に対し、協会員への周知を依頼するなど、金融商品取引業者等の自主的な規律付けへの働きかけを行いました。これらの取組は、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営及び投資者保護に寄与したものと考えています。

③ 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携

- ・ 金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化等を受け、自主規制機関と連携して、各種改善策の検討やストレス・テストの実施を促したことは、投資者保護や市場の公正性・透明性の確保に資する取組であったと考え

	<p>ています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主規制機関等と連携し、問題意識を共有することで証券モニタリングを効率的に実施するとともに、証券取引等監視委員会によるモニタリングと自主規制機関による監査・考査等の役割・連携について検討しました。これらの取組は、効率的かつ効果的なモニタリングの推進に寄与したものと考えています。
--	--

施策の 予算額・執行額等	区 分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	27	27	27	22
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	27	27		
執行額 (百万円)		24	8			

学識経験を有する者の知見の活用	第26回 政策評価に関する有識者会議 (29年6月26日)
------------------------	-------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「平成28事務年度 金融行政方針」(金融庁 28年10月21日公表) <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期)～四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ～(証券取引等監視委員会 29年1月20日公表) 平成28事務年度証券モニタリング基本方針(証券取引等監視委員会 28年10月25日公表) 金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告について、適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果に基づく勧告等について <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本証券業協会「私募債等の商品審査及び販売態勢等のあり方に関するワーキング・グループ」 <p>【参考指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政処分事例集(金融庁 公表)
----------------------------------	---

担当部局名	証券取引等監視委員会事務局 監督局証券課 検査局総務課
--------------	-----------------------------------

政策評価実施時期	平成29年6月
-----------------	---------

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(施策Ⅲ-5)

施策名	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備
施策の概要	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されるために、監査基準等の整備の要否の検討、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督、品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査、海外監査監督当局との協力・連携、優秀な会計人材確保に向けた取組の推進に係る取組を図ることとしている。
達成すべき目標	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること
目標設定の考え方・根拠	公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】 ・公認会計士法第1条、第1条の2 等

測定指標		
指標①	[主要] 適正な会計監査の確保のための態勢整備に向けた取組の実施	【 達成 】
28年度目標	「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言も踏まえ、適正な会計監査の確保のための態勢整備に向けた取組を実施	
28年度実績	「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言を踏まえ、以下の取組を実施しました。 ・ 監査法人が実効的な組織運営を実現し、組織としての監査の品質を確保する取組を促すため、29年3月に「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を策定・公表しました。 ・ 会計監査業務の水準を向上させるため、当局と大手・準大手監査法人等との間で継続的な対話の場を設け、会計監査をめぐる課題についての問題意識の共有を図りました。	
指標②	[主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	【 達成 】
28年度目標	虚偽証明等に関わった公認会計士・監査法人等に対して、適切な監督を実施	
28年度実績	・ 監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行ったほか、業務改善報告を通じて品質管理態勢の整備状況を確認する等、適切な監督を実施しました。 ・ 適切な監査の実施に資するため、日本公認会計士協会を通じて、有価証券報告書レビューの結果を踏まえた有価証券報告書作成に係る留意点を監査法人等に周知しました。	
指標③	[主要] 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の実施状況	【 達成 】
28年度目標	監査法人等における監査品質の一層の向上に向け、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する実効的な検査の実施	

28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理レビューを適正に審査し、その審査結果等を踏まえて、監査法人等に対して報告徴収を行い、品質管理レビューの改善勧告に対する改善計画の実施状況等について検証しました（平成28年度報告徴収件数は、レビュー実施件数101件のうち50件（実施率49.5%、前年度65.2%））。 審査結果等を踏まえて、必要かつ適当であると認められた監査法人に対して検査を実施し、品質管理等の問題点を指摘して改善を促すとともに、業務運営が著しく不当と認められた監査法人については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告しました（28年度検査件数10件・勧告件数1件） 	
指標④ 海外監査監督当局との協力・連携状況		【達成】
28年度目標	高品質な我が国会計・監査制度の実現に向けた海外監査監督当局との連携強化	
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 28年4月の監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）常設事務局の東京設置の決定を受けて、同事務局の開設に向け、必要な支援を実施しました。この結果、29年4月に東京にI F I A R事務局が開設されました。 4月に開催されたI F I A Rの第16回本会合（ロンドン）、10月に開催された第4回中間会合（シンガポール）及び各ワーキング・グループにおいて積極的に議論に参加・貢献しました。とりわけ執行ワーキング・グループにおいては、設立以来日本が議長を務め議論をリードしており、4月には執行ワークショップを実施しました。 4月に監査監督上の協力に関するフランス会計監査役高等評議会（H3C）との書簡交換を行ったほか、多国間情報交換枠組みへの参画等を通じ、諸外国の監査監督当局との連携を強化しました。 	
指標⑤ 受験者等への情報発信の拡大		【達成】
28年度目標	多様な人々が試験に挑戦することを促すため、受験者等へ情報発信を拡大	
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促す観点から、全国の大学等で公認会計士の使命や資本市場における会計及び監査の重要性等をテーマとした講演を行っており、28年度においては全国9大学で実施しました。また、受験者のすそ野の拡大を図る観点から、全国3商業高校で、会計・監査や公認会計士資格に関する講演を実施しました。 情報発信を充実させる観点から、公認会計士・監査審査会の業務内容を記載したパンフレット、及び公認会計士の業務や試験の概要等を掲載した試験パンフレットの改訂を行い、上記講演等において配布を行ったほか、審査会ウェブサイトに掲載しました。 <p>さらに、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、引き続き、試験問題、受験者数、合格者数、得点階層分布等の公表を行いました。</p>	
指標⑥ 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進状況		【達成】
28年度目標	優秀な会計人材確保に向けた取組の実施	

28年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大手監査法人等との間で、公認会計士資格の魅力の向上策等について意見交換を行いました。 ・ 我が国の会計・監査を担う優秀な人材の確保に向け、全国の大学等において講演会を実施するなど、一層の広報活動の充実に取り組みました。
------------	--

参考指標	
指標① 公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数>	
28年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査法人に対する業務改善命令 3法人
指標② 監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<件数>	
28年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1件 (27年度 4件)
指標③ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数	
28年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査会トップページ 年間件数：28年度 717,599件 (27年度 428,939件) 月間平均件数：28年度 59,800件 (27年度 35,745件) ・ 公認会計士試験関係 年間件数：28年度 233,378件 (27年度 224,704件) 月間平均件数：28年度 19,448件 (27年度 18,725件) <p>※ システムに不具合があった影響等により、27年度については正確なアクセス件数を入手できていない月があります。</p>

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	<p>A (目標達成)</p> <p>【判断根拠】 適正な会計監査の確保に向け、監査法人のガバナンス・コードの策定等の取組を行いました。</p> <p>公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な検査・監督を行いました。</p> <p>I F I A Rを中心とした国際会議において積極的に議論に貢献するとともに、情報交換枠組みの締結に向けた交渉や各国の監査監督方針に関する意見交換等を通じて、海外当局との協力・連携を強化しました。また、29年4月にI F I A R常設事務局が東京に開設されました。</p> <p>多様な人材に公認会計士試験の受験を広く促す観点から、会計・監査の重要性や公認会計士の使命等をテーマとした講演を実施するとともに、審査会パンフレット及び公認会計士試験パンフレットの見直しを行うなど、受験者等への情報発信の強化に努めました。</p> <p>以上のとおり、測定指標に掲げた目標は全て達成することができたことから、測定結果は「A」としました。</p>

<p style="text-align: center;">施策の分析</p>	<p>【必要性】 適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されることが、我が国の資本市場の活性化、国際的競争力の向上に貢献するものと考えています。公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、会計監査に関する制度・環境整備を進める必要があります。</p> <p>【効率性】 適正な会計監査の確保のため、金融庁及び公認会計士・監査審査会が監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実行することが施策効果を効率的に実現する手段であると考えています。</p> <p>【有効性】 監査法人のガバナンス・コードの策定、監査法人等に対する適切な監督の実施、品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査の実施、利用者の確実な理解を図るための検査結果事例集の改訂等の取組は、監査法人等の監査の質の向上に向けた取組を促し、厳正な会計監査の確保に資するものと考えています。</p>
<p style="text-align: center;">今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 適正な会計監査の確保に向け、引き続き、監査の品質の向上に向けた取組を進めていくとともに、こうした取組の実効性の確保を図っていく必要があります。</p> <p>【施策】 会計監査に関する制度・環境整備は一定程度進捗しているものと考えられますが、引き続き適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されることを目指す必要があります。</p> <p>【測定指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 監査法人のガバナンス・コードを踏まえた各監査法人の改革の実施状況のフォローアップ等により、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保を図ります。 ② 財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う監査法人等の非違事例等に対して厳正な処分を行うなど、引き続き、適正な監督を実施していきます。 ③ 引き続き、適正な会計監査の確保に資するよう、品質管理レビューのより適正な審査及び監査法人等に対するより実効的な検査を実施していきます。 ④ 29年4月に東京に開設されたIFIAR事務局の円滑な運営を確保するために必要な支援を引き続き行っていきます。また、IFIAR関連活動等への積極的な関与・貢献を行うとともに、海外監査監督当局との緊密な協力・連携を図ります。 ⑤ 公認会計士試験に多様な人々が挑戦することを促すため、引き続き講演会等の広報活動の充実や受験者にとって有益な情報発信を拡大します。 ⑥ 引き続き、日本公認会計士協会や経済界等と連携しつつ、優秀な会計人材確保に向けた取組を実施していきます。

主な事務事業の取組内容・評価

① 適正な会計監査の確保のための態勢整備に向けた取組の実施

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言を踏まえ、以下の取組を実施し、会計監査業務の水準向上につなげました。

- ・ 監査法人が実効的な組織運営を実現し、組織としての監査の品質を確保する取組を促すため、29年3月に「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を策定・公表しました。本コードを踏まえ、各監査法人が、実効的な組織運営を実現するための改革を進めることで、会計監査の持続的な向上につながるものと考えています。
- ・ 当局と大手・準大手監査法人等との間で継続的な対話の場を設け、会計監査をめぐる課題についての問題意識の共有を図りました。

② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督

- ・ 監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行ったほか、業務改善報告を通じて品質管理態勢の整備状況を確認する等、適切な監督を実施しました。
- ・ 適切な監査の実施に資するため、日本公認会計士協会を通じて、有価証券報告書レビューの結果を踏まえた有価証券報告書作成に係る留意点を監査法人等に周知しました。
- ・ こうした取組は、監査法人等に質の高い監査を促し、ひいては企業の財務情報の信頼性の向上に資するものであると考えています。

③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査

- ・ 「監査事務所等モニタリング基本方針（審査・検査基本方針） -より実効性のある監査の実施のために-」（平成28年5月13日）、「平成28事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（平成28年7月14日）に基づき、日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果を審査し、その審査結果を踏まえ、報告徴収の実施、又は、必要かつ適当であると認められた監査法人に対して検査を実施しました。
- ・ 大手監査法人に対しては、ガバナンス等経営管理態勢、業務管理態勢に一層重点を置いた検査や前事務年度の検査で指摘した不備事項の改善状況を検証するためのフォローアップ検査を実施する等、監査法人等に対する的確な検査を実施しました。
- ・ なお、これらの検査を実施した結果、業務運営が著しく不当と認められた監査法人については金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告を行いました。
- ・ 最近の監査を取り巻く環境変化を踏まえ、審査・検査のより一層の充実・強化を図るため、関係機関等と連携を密にし、監査法人等に関する幅広い情報の収集・分析を行いました。

④ 海外監査監督当局との協力・連携

- ・ 28年4月のIF IAR常設事務局の東京設置の決定を受けて、同事務局の開設に向け、必要な支援を実施しました。この結果、29年4月に東京にIF IAR事務局が開設されました。
- ・ 4月に開催されたIF IARの第16回本会合（ロンドン）、10月に開

催された第4回中間会合（シンガポール）及び各ワーキング・グループにおいて積極的に議論に参加・貢献しました。とりわけ執行ワーキング・グループにおいては、設立以来日本が議長を務め議論をリードしており、4月には執行ワークショップを実施しました。

- ・ 4月に監査監督上の協力に関するH3Cとの書簡交換を行ったほか、多国間情報交換枠組みへの参画等を通じ、諸外国の監査監督当局との連携を強化しました。

⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進

- ・ 我が国の会計・監査を担う優秀な人材の確保に向け、全国の大学等に加えて高校生等若年層に対し、会計・監査に係る講演を行うなど、一層の広報活動に取り組みました。さらに、多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促すためには、引き続き、高校生等若年層や女性に向けて、会計・監査や公認会計士資格に関する広報活動を協会等と連携して推進することが必要であると考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
		当初予算	104	112	101
予算の状況 (百万円)	補正予算	—	—	—	—
	繰越等	—	—		
	合計	104	112		
	執行額(百万円)	75	79		

学識経験を有する者の知見の活用

第26回 政策評価に関する有識者会議（29年6月26日）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

【測定指標①】

- ・ 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（金融庁 28年3月8日公表）
- ・ 「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（金融庁 29年3月31日公表）

【測定指標③】

- ・ 「公認会計士・監査審査会の活動状況」（公認会計士・監査審査会 29年6月16日公表）
- ・ 「監査事務所検査結果事例集の公表について」（公認会計士・監査審査会 28年7月29日公表）
- ・ 『「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上～大規模監査法人を中心に～」の公表について』（公認会計士・監査審査会 28年3月24日公表）
- ・ 「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（金融庁、公認会計士・監査審査会 21年9月14日公表）
- ・ 「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」（公認会計士・監査審査会 22年1月14日公表）

	<ul style="list-style-type: none"> ・「監査事務所等モニタリング基本方針（審査・検査基本方針）-より実効性のある監査の実施のために-」（公認会計士・監査審査会 28年5月13日公表） ・「平成 28 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（公認会計士・監査審査会 28年7月14日公表） <p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局開設～我が国初となるグローバルな金融関係国際機関の本部～」（http://www.fsa.go.jp/ifiar/20161207-1.html） ・金融庁「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局開設について～我が国初となるグローバルな金融関係国際機関の本部～」（http://www.fsa.go.jp/ifiar/20170404.html） ・Outcomes Plenary Meeting April 2017（IFIAR 29年4月6日公表）（https://www.ifiar.org/IFIAR/media/Documents/IFIARMembersArea/PlenaryMeetings/September%202012%20(London)/Final_2017-Plenary-Stakeholder-Announcement-News-Release.pdf） ・公認会計士・監査審査会「第16回監査監督機関国際フォーラム（ロンドン会合）について」（http://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/kokusai/20160428-1.html） ・公認会計士・監査審査会「監査監督上の協力に関するフランス会計監査役高等評議会（H3C）との書簡交換について」（http://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/shokan/20160421.html） <p>【測定指標⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について（公認会計士・監査審査会 28年6月24日公表） ・平成 28 年公認会計士試験論文式試験の試験問題及び答案用紙について（公認会計士・監査審査会 28年8月22日公表） ・平成 28 年公認会計士試験の合格発表について（公認会計士・監査審査会 28年11月11日公表） ・平成 29 年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の合格発表について（公認会計士・監査審査会 29年1月16日公表） ・公認会計士・監査審査会「講演等」（http://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/kouen.html）
<p style="text-align: center;">担当部局名</p>	<p>公認会計士・監査審査会事務局 総務企画局 企業開示課、 総務課審判手続室 I F I A R 常設事務局設立準備本部同準備室</p>
<p style="text-align: center;">政策評価実施時期</p>	<p>平成 29 年 6 月</p>

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(施策Ⅳ-1)

施策名	国際的な政策協調・連携強化
施策の概要	グローバル化した金融システムの安定と発展を確保することにより、日本経済の持続的な成長、ひいては世界経済の安定・発展に貢献するため、国際的な金融規制の策定等に戦略的に対応する。また、海外当局との連携を強化する。
達成すべき目標	国際的な金融規制の策定等に関する議論等における内外への発信、提案等を通じ、グローバル化した金融システムの安定と発展を確保し、我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に資すること。
目標設定の考え方・根拠	国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に貢献するため、国際会議・二国間協議等を通じて国際的な金融規制の策定等に関する議論等における内外への発信、提案するとともに、各国・地域と更なる連携強化を図る。 【根拠】 ・ G20アンタルヤ・サミット首脳宣言（平成27年11月）等

測定指標		
指標①	金融庁が参加している国際的な金融規制の策定や影響の評価に関する基準・指針等の策定状況、及び当庁からの意見発信・提案状況	【 達成 】
28 年度 目 標	国際的な金融規制の策定や影響の評価に関する議論等において内外への発信・提案を行う	
28 年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融危機以降の国際的な規制改革は、金融システムの強靱性を高める上で一定の成果があったと考えられます。一方、改革の全体像が概ね明らかとなったいま、例えば以下のような点についても検証が必要と考えられる旨、国際コンファレンスの場などを活用して問題提起を行いました。また、国際的な議論がこうした考え方を踏まえたものとなるよう努めました。 <ol style="list-style-type: none"> 1 規制が、経済の持続的な成長と金融システムの安定を両立できるものとなっているか。 2 規制は、金融機関の規制回避行動を通じた歪みなどの形で、想定外の副作用も生み出しようところ、規制の複合的な効果・影響についての検証が必要ではないか。 ・ G7伊勢志摩サミット（28年5月）やG20杭州サミット（28年9月）においては、以下の通り、金融庁による考え方と整合的な内容を含む首脳宣言が採択されました。 <ol style="list-style-type: none"> 1 「銀行セクターにおける資本賦課の全体水準を更に大きく引き上げることなく」バーゼルⅢ（銀行の自己資本比率規制）を最終化するためのバーゼル銀行監督委員会（BCBS）の作業を支持することが再確認されました。 2 持続的な経済成長という目的との整合性を確保するため、「重大で意図せざるいかなる影響にも対処すること」を含め、「改革の実施と影響に対する監視を引き続き向上させる」こととされました。 	

	28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 日本国内の実情や課題を踏まえて国際交渉を行うため、国内規制・監督担当者と国際交渉担当者の連携を引き続き強化しました。例えば、保険監督者国際機構（IAIS）が国際資本基準（ICS）に関する市中協議を行った際には、こうした内外一体の検討を踏まえ、金融庁として提言を行いました（28年10月）。
指標② [主要] 国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況		【 達成 】
	28年度目標	国際的な金融規制の策定や影響の評価に関する議論等を行う会議には可能な限り出席する
	28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁職員が、国際会計基準（IFRS）財団モニタリング・ボード議長や証券監督者国際機構（IOSCO）アジア・太平洋地域委員会議長、経済協力開発機構（OECD）コーポレートガバナンス委員会議長、保険監督者国際機構（IAIS）執行委員会共同副議長、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）銀行監督ワーキング・グループ共同副議長、取引主体識別子（LEI）規制監視委員会副議長など、国際会議の議長職・副議長職を務め、金融規制に関する国際的な議論を主導しました。 電話会議も活用することで、上記のほか、G20やG7、金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、金融活動作業部会（FATF）などに関連する主要な会議のほぼすべてに参加しました。
指標③ 他国当局等との対話の状況		【 達成 】
	28年度目標	海外の金融当局との対話を通じて、規制・監督上の問題に関する連携を強化する
	28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 28年9月にインドの銀行監督当局、28年10月及び29年3月に米国の保険監督当局、28年11月に台湾の一元（銀行・証券・保険）監督当局との間で、それぞれ2当局間協議を開催しました。 新たに、オーストラリア健全性規制庁（28年8月）、米国ニュージャージー州銀行・保険局（28年10月）、イラン・イスラム共和国中央銀行（29年2月）、英国金融行為規制機構（29年3月）、シンガポール金融管理局（29年3月）、フランス健全性監督破綻処理機構（29年3月）、ベルギー国立銀行（29年3月）との間で監督協力等（協力範囲の拡大を内容とするものを含む）に係る書簡交換を行いました。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>A（目標達成）</p> <p>【判断根拠】 国際コンファレンスの場などを活用して問題提起を行い、G20杭州サミット（28年9月）などにおいては、金融庁による考え方と整合的な内容を含む首脳宣言が採択されました（測定指標①）。また、金融庁職員が主要な国際会議の議長職・副議長職を務めるなど、議論を主導しました（測定指標②）。加えて、新たな海外金融当局との間で監督協力等に係る書簡交換を行いました（測定指標③）。</p> <p>以上、すべての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。</p>

<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要があります。こうした観点から、国際的な議論への積極的な参画・貢献や、海外金融当局との連携強化の必要性は高まっています。</p> <p>【効率性】 国際コンファレンスの場などを活用した問題提起や、金融庁職員による主要な国際会議の議長職・副議長職の獲得などを通じて、効率的に施策を実施したと考えています。</p> <p>【有効性】 国際的な議論への積極的な参画・貢献や、海外金融当局との連携強化は、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する上で有効であると考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 世界的な金融危機の発生から約9年が経過した現在、国際的に議論が進められてきた包括的な規制改革は、その改革項目の多くが設計段階を終了しつつあります。また、今後は、低金利環境やテクノロジーの進化など金融を取り巻く新しい課題にも目を向ける必要があります。こうした状況の変化に適切に対応するため、施策のあり方を不断に見直していく必要があります。</p> <p>【施策】 日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要があります。こうした観点から、引き続き、国際的な議論への積極的な参画・貢献や、海外金融当局との連携強化を行います。</p> <p>【測定指標】</p> <p>① 「今後の課題」欄記載の通り、国際的な議論への積極的な参画・貢献の状況を、より多面的・総合的な観点から測定する必要があります。</p> <p>② 「今後の課題」欄記載の通り、国際的な議論への積極的な参画・貢献の状況を、より多面的・総合的な観点から測定する必要があります。</p> <p>③ 金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、引き続き海外金融当局との連携を図ります。</p>

<p>主な事務事業の取組内容・評価</p>	
<p>① 国際的な金融規制の策定や影響の評価に関する議論への戦略的な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際コンファレンスの場などを活用して問題提起を行い、G20 杭州サミット（28年9月）などにおいては、金融庁による考え方と整合的な内容を含む首脳宣言が採択されました（詳細は指標①に係る「28年度実績」欄参照）。 ・ 金融庁職員が主要な国際会議の議長職・副議長職を務めるなど、議論を主導しました（詳細は指標②に係る「28年度実績」欄参照）。
<p>② 海外当局との連携強化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな海外金融当局との間で監督協力等に係る書簡交換を行いました（詳細は指標③に係る「28年度実績」欄参照）。

③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応

- 日本は、金融活動作業部会（FATF）による第3次対日相互審査（20年）において、一部国際基準の遵守状況に関して改善が必要と評価され、以来フォローアップ・プロセスに置かれてきました。これについて、関係省庁との連携のもとで対応を進め、併せてFATF加盟国の理解・支援を得るための取組を行った結果、28年10月のFATF会合において、日本に対するフォローアップ・プロセスの終了が採択されました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	—	—	—	—
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	—	—		
執行額(百万円)		—	—			

学識経験を有する者の
知見の活用

第26回 政策評価に関する有識者会議（29年6月26日）

政策評価を行う過程
において使用した
資料その他の情報

- ・ G20
[〈https://www.g20.org〉](https://www.g20.org)
- ・ 金融安定理事会（FSB）
[〈https://www.financialstabilityboard.org〉](https://www.financialstabilityboard.org)
- ・ バーゼル銀行監督委員会（BCBS）
[〈http://www.bis.org/bcbs〉](http://www.bis.org/bcbs)
- ・ 証券監督者国際機構（IOSCO）
[〈http://www.iosco.org〉](http://www.iosco.org)
- ・ 保険監督者国際機構（IAIS）
[〈http://www.iaisweb.org〉](http://www.iaisweb.org)
- ・ 金融活動作業部会（FATF）
[〈http://www.fatf-gafi.org/〉](http://www.fatf-gafi.org/)

担当部局名

総務企画局
 総務課国際室、企業開示課、市場課、企画課調査室
 監督局
 総務課、総務課国際監督室

政策評価実施時期

29年6月

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(施策Ⅳ-2)

施策名	アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
施策の概要	アジア諸国をはじめとする新興国に対する金融インフラ整備支援、及び「グローバル金融連携センター」(GLOPAC)の運営等の取組を実施する。
達成すべき目標	アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備を促進することや、金融規制の緩和を促すことを通じて、日本企業・金融機関の新興国における事業の拡大や新興国の成長力基盤の強化を支援し、日本の金融・資本市場を新興国とともに成長させる。
目標設定の考え方・根拠	<p>日本の金融・資本市場は、日本企業・金融機関の新興国における事業の拡大や新興国の成長力基盤の強化を通じ、新興国とともに成長させる必要がある。</p> <p>こうした観点から、アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備を促進するとともに、金融規制の緩和を促す。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) ・ 「日本再興戦略」改訂2014(26年6月24日閣議決定) ・ 「日本再興戦略」改訂2015(27年6月30日閣議決定)

測定指標		
指標①	アジア諸国をはじめとする新興国の金融当局との関係強化に向けた取組状況	【 達成 】
28年度目標	新興国の金融当局から支援ニーズ等を把握する機会の確保	
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミャンマーやインドネシア、タイ、ベトナム等の金融当局との間で締結・交換した金融分野の技術協力に係る覚書・書簡に基づき、各国金融当局との間で対話等を行い、支援ニーズの把握に努めました。また、「グローバル金融連携センター」においては、過去プログラムを終了した「卒業生」を再招聘し、現行のプログラムに対する改善策を提案してもらうなど、新たな取組を行いました。 	
指標②	[主要] アジア諸国をはじめとする新興国に対する金融インフラ整備支援の実施状況、及び「グローバル金融連携センター」の運営状況	【 達成 】
28年度目標	金融インフラ整備支援の実施、「グローバル金融連携センター」の運営	
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日系金融機関等の意見も踏まえた上で、ミャンマーやインドネシア、タイ、ベトナム等に対する技術協力を継続しました。具体的には、例えば以下の取組を行いました。 1 ミャンマーに関しては、技術協力を受けて、28年3月にヤンゴン証券取引所(YSX)において取引が開始されたところ、引き続き、現地に長期派遣中の金融庁職員と連携しつつ、上場企業数の増加や不正取引への対策のための取組を行いました。 	

	28年度実績	<p>2 インドネシアに関しては、28年4月、インドネシア金融庁（OJK）と共催で、日系金融機関等に対して同国のイスラム金融を紹介するためのセミナーを開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アジアを中心とする新興国の金融当局職員を招聘し、銀行・証券・保険各分野における日本の規制や検査・監督上の取組を紹介する内容の研修を提供しました（28年8月（銀行分野）／同11月（保険分野）／29年3月（証券分野））。 ・ 28年4月、「アジア金融連携センター」（26年4月設置）を「グローバル金融連携センター」に改組し、対象地域を全世界の新興国に拡大しました。同センターにおいて、新興国の金融当局職員を研究員として招聘し、金融庁が提供する講義の受講や外部関係機関（金融機関や研究所など）の訪問などを内容とするプログラムを提供しました。なお、同センターでは、研究員の帰国後も、ニュースレターの定期送付や職員出張の機会を活用した面談を実施するなど、ネットワークの維持・海外当局における知日派の育成を着実に進めています。同センターでは、26年4月の設置以来、29年3月までに22ヶ国から計77名の金融当局職員を受け入れました。
--	--------	--

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>B（相当程度進展あり）</p> <p>【判断根拠】 支援対象となる新興国の金融当局のニーズ等も把握した上で、金融インフラ整備支援の実施や「グローバル金融連携センター」の運営に取り組みました（測定指標①・測定指標②）。「グローバル金融連携センター」では、26年4月の設置以来、29年3月までに22ヶ国から計77名の金融当局職員を受け入れました（測定指標②）。</p> <p>以上、28年度においては、すべての測定指標で目標を達成することができました。一方、本来、新興国の金融当局との連携・協力・交流は、中長期的に継続してはじめて意義があると考えられます。今後も、新興国の金融・資本市場の整備等の観点から一層効果的な取組を行っていく必要があるため、「B」としました。</p>
施策の分析	<p>【必要性】 日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要があります。こうした観点から、海外金融当局との連携強化や、新興国に対する金融分野の技術協力の必要性は高まっています。</p> <p>【効率性】 支援対象となる新興国の金融当局のニーズのほか、日系金融機関等の意見も踏まえて、効率的に施策を実施したと考えています。</p> <p>【有効性】 海外金融当局との連携強化や、新興国に対する金融分野の技術協力は、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する上で有効であると考えています。</p>

今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性	<p>【今後の課題】 「グローバル金融連携センター」において、引き続き、研究員の帰国後も、ニュースレターの定期送付や職員出張の機会を活用した面談を実施するなど、ネットワークの維持・海外当局における知日派の育成を着実に進める必要があります。</p> <p>【施策】 日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要があります。こうした観点から、引き続き、海外金融当局との連携強化や、新興国に対する金融分野の技術協力を行います。</p> <p>【測定指標】 ① 金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、引き続き、海外金融当局との連携強化や、新興国に対する金融分野の技術協力を行います。 ② 金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、引き続き、海外金融当局との連携強化や、新興国に対する金融分野の技術協力を行います。</p>
--------------------------------------	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象となる新興国の金融当局のニーズ等も把握した上で、金融インフラ整備支援の実施や「グローバル金融連携センター」の運営に取り組みました（詳細は指標①・指標②に係る「28年度実績」欄参照）。 ・ 「グローバル金融連携センター」では、26年4月の設置以来、29年3月までに22ヶ国から計77名の金融当局職員を受け入れました（詳細は指標②に係る「28年度実績」欄参照）。 ・ 日本も参加する「アジア地域ファンドパスポート」（アジア太平洋経済協力（APEC）加盟国のうち参加を表明した国が、投資者保護上の要件を満たす投資信託等について、その相互販売を容易にするための枠組み）に関して、運営管理等のために設立された合同委員会の議長を金融庁職員が務めるなど、議論を主導しました。 ・ 日EU経済連携協定（EPA）や東アジア地域包括的経済連携（RCEP）などの経済連携交渉について、金融庁として積極的に交渉に参加・貢献しました。また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に関しては、28年12月、臨時国会において「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第108号）が成立しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	232	288	257	292
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合 計	232	288		
執行額 (百万円)		193	205			

学識経験を有する者の知見の活用	第26回 政策評価に関する有識者会議（29年6月26日）
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
担当部局名	総務企画局総務課国際室
政策評価実施時期	29年6月

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(施策Ⅳ-3)

施策名	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
施策の概要	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革の推進や法令照会等への対応、官民による持続的な対話の実施等を行うこととしている。
達成すべき目標	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること
目標設定の考え方・根拠	<p>金融を取り巻く環境変化に適切に対応するため、規制・制度改革を推進すること等により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定） ・「規制改革実施計画」（27年6月30日閣議決定） ・「平成27事務年度 金融行政方針」（27年9月18日公表） ・金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告～決済高度化に向けた戦略的取組み～」（27年12月22日公表） ・金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告～金融グループを巡る制度のあり方について～」（27年12月22日公表） <p style="text-align: right;">等</p>

測定指標		
指標①	[主要]金融サービスの提供者を対象とした金融行政のあり方・アプローチの見直しの進捗状況	【 達成 】
28年度 目 標	金融行政のあり方・アプローチの見直しの実施	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「金融モニタリング有識者会議」（28年8月設置）において、ルールとプリンシプルの最適な組み合わせ、担保・保証に過度に依存しない事業をみた融資への転換等、これまで金融庁が見直してきたモニタリングの基本的な考え方や手法等について、外部の有識者を交えて議論し、検査・監督改革の方向と課題について報告書を取りまとめ、公表しました。 ・ 顧客から金融機関の行動や取組がより良く見えるようにする、「見える化」を進めるため、「金融仲介機能のベンチマーク」（28年9月公表）、「顧客本位の業務運営に関する原則」及び「『顧客本位の業務運営に関する原則』の定着に向けた取組み」（29年3月公表）の策定等を行いました。 ・ 「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況及び金融庁の対応について」を公表しました（28年4月、10月）。 <p>これらは、金融サービスの提供者が、利用者との関係において、主体的に多様な創意工夫を発揮できる環境の確保に寄与したものと考えています。</p>	

指標② FinTechによる金融革新の推進		【 達成 】
28年度 目 標	FinTechエコシステムの実現に向けた所要の方策の検討、決済インフラの改革等に係る検討	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」を設置（28年5月）し、3回の会合を開催しました。 ・ 決済高度化官民推進会議を設置（28年6月）し、2回の会合を開催しました。 	
指標③ FinTechの動きに対する制度面の対応		【 達成 】
28年度 目 標	「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」の施行のための制度整備、金融関係の制度面の課題について金融審議会において検討	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」施行に向け、銀行法施行令等の所要の改正を実施しました（同法律は28年6月公布、29年4月施行）。 ・ 金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」において、制度面の課題について検討、報告書を取りまとめ、公表しました（28年12月）。 ・ 「銀行法等の一部を改正する法律案」を第193回国会に提出しました（29年3月3日）。 	
指標④ FinTechサポートデスクで受け付けた相談への適切な対応		【 達成 】
28年度 目 標	FinTechサポートデスクで受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ FinTechサポートデスクにおいて、FinTech企業からの相談に応じて、事業実施の支援を行うとともに、FinTechに関するビジネス動向や事業者のニーズを把握し、金融関係の制度面の検討にも活用しました。 	
指標⑤ 「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業		【 達成 】
28年度 目 標	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「規制改革実施計画」（27年6月30日）等に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、規制・制度改革を積極的に推進しました。 これにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が、着実に進展したものと考えます。 	
指標⑥ ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間		【 達成 】
28年度 目 標	ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 28年度における、一般法令照会制度に基づく照会1件について、処理期間内での回答を達成しました。 これにより、金融行政の透明性・予測可能性を高め、金融サービスの提供者が積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行える環境の確保に寄与したものと考えています。 	

指標⑦ 金融機関等との意見交換の会合の開催実績		【 達成 】
28年度 目 標	金融業をめぐる課題等を踏まえて必要に応じ実施	
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情を踏まえつつ地域の成長マネー供給促進を図るため、行政当局と地元企業や地域金融機関等との意見交換等の場として、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を2回（金沢、札幌）開催しました。 ・ こうした取組みを通じ、行政当局と金融機関等の事業者との建設的な対話を継続して実施することにより、我が国金融機能の向上・活性化に繋がっていくものと考えます。 	

参考指標

指標① 金融行政モニターの受付状況及び金融庁の対応状況		
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況及び金融庁の対応について」の公表（28年4月、10月） ・ 金融行政モニター受付窓口の受付件数:25件 ・ 金融行政ご意見受付窓口の受付件数:564件 	
指標② FinTech サポートデスクの受付状況及び金融庁の対応状況		
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ FinTech サポートデスクでは、28年度に110件の相談を受け付け、内容・ニーズに応じて的確に対応している。 	
指標③ ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数		
28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノーアクションレターの受理件数0件、回答件数0件 ・ 一般法令照会の受理件数1件、回答件数1件 	

評価結果

目標達成度合い の測定結果	A（ 目標達成 ）	
	<p>【判断根拠】 金融・資本市場の活性化に向けて、平成27、28事務年度の金融行政方針に基づき、金融サービスの提供者を対象とした金融行政のあり方・アプローチの見直しを進めました（測定指標①）。</p> <p>また、IT技術の進展による金融業・市場の変革に対応するため、改正銀行法の成立等をはじめとする規制・制度改革を推進したほか（測定指標②、③、⑤）、FinTechサポートデスクで受け付けた相談・ノーアクションレター制度等に基づく法令照会に適切に対応しました（測定指標④、⑥）。</p> <p>加えて、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催等を通じて、官民による持続的な対話の実施に向けた取組を進めました（測定指標⑦）。</p> <p>さらに、今年度の測定指標の目標は全て達成していることを勘案して、評価結果は「A」としましたが、29年度以降も、金融サービスの提供者に対する事業環境の整備に引き続き取り組んでいく必要があります。</p>	

<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 金融サービスの提供者の事業環境を整備するためには、引き続き、企業や金融機関と継続的に対話を行うとともに、金融を取り巻く環境変化に対応するための規制・制度のあり方を検討していくことが必要であると考えています。</p> <p>【効率性】 金融・資本市場の活性化に向け、現状・課題の分析を改めて行うことにより、効率的に取組を進めることができたと考えています。</p> <p>【有効性】 規制・制度改革の推進、ノーアクションレター制度等への適切な対応は、金融サービスの提供者の事業環境の整備に有効であると考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 金融・資本市場の更なる活性化に向けて必要な取組を進めていく必要があります。</p> <p>【施策】 金融・資本市場の更なる活性化に向けて必要な取組を進めていく必要があります。</p> <p>【測定指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①金融サービスの提供者による主体的で多様な創意工夫を促す観点から、引き続き、必要な取組を進めるとともに、28年度における検討等を踏まえ、必要に応じ測定指標の見直しを行います。 ②FinTech エコシステムの実現に向けた所要の方策の検討、決済インフラの改革等に係る検討を引き続き行います。 ③金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーション（連携・協働）を進めるための制度整備について、引き続き、対応を進めていくとともに、新たな制度面の課題について金融審議会において検討を行います。 ④引き続き、FinTech サポートデスクで受け付けた相談について、内容・ニーズに応じた的確に対応していきます。 ⑤金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を整備するため、引き続き、規制・制度のあり方について検討を行います。 ⑥引き続き、ノーアクションレター制度等に基づく法令照会について迅速に対応していきます。 ⑦金融を取り巻く環境変化に応じ、適切に金融業をめぐる課題に対応するため、測定指標の見直しを行います。

<p>主な事務事業の取組内容・評価</p>	
<p>① 金融サービスの提供者を対象とした金融行政のあり方・アプローチの見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ルールとプリンシプルの最適な組み合わせ、担保・保証に過度に依存しない事業をみた融資への転換等、これまで金融庁が見直してきたモニタリングの基本的な考え方や手法等について、外部の有識者を交えて議論し、検査・監督改革の方向と課題について取りまとめた「金融モニタリング有識者会議報告書」を公表しました。

- ・ 顧客が自らのニーズや課題解決に応じてくれる金融機関を主体的に選択できるようにするため、顧客から金融機関の行動や取組がより良く見えるようにする、「見える化」を進めました。具体的には、28年9月に金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（「金融仲介機能のベンチマーク」）を策定・公表し、金融機関による取組の自主的な開示を促しました。加えて、金融行政の透明性の向上を図るため、29年1月より、業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点を公表することとしました。
- ・ 国民の安定的な資産形成を促進していくためには、金融機関が顧客本位の業務運営を行うことが重要であることから、29年3月に金融機関が顧客本位の業務運営におけるベスト・プラクティスを目指す上で有用と考えられる「顧客本位の業務運営に関する原則」及び『「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み」を策定・公表しました。
- ・ 中立的な第三者である外部専門家のご意見等をお聞きする「金融行政モニター受付窓口」に寄せられた意見等を踏まえ制度改正を行うなど、寄せられた意見等を金融行政に反映しました。

こうした取組は、金融サービスの提供者が、利用者との関係において、主体的に多様な創意工夫を発揮できる環境の確保に寄与したものと考えています。

② FinTech への対応

- ・ 海外展開も視野に入れた日本発のFinTechベンチャーを創出するため、「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」において、多様な領域の人材の連携が図られる場の構築など、FinTechエコシステムの実現に向けた方策の検討を進めました。
- ・ FinTechによる金融高度化を推進するため、決済インフラの改革等について、幅広く外部の有識者との連携も活用し、国際的議論も踏まえつつ、官民連携して取組を進めました。
- ・ 「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」の施行に向けた所要の政府令を整備しました（同法律は29年4月1日施行）。
- ・ 金融機関と金融関連IT企業等との連携強化のための環境整備を推進するため、FinTechの更なる展開等も見据え、利用者保護や不正利用の防止、システムの安全性確保等の観点も踏まえつつ、金融関係の制度面の課題について、金融審議会において検討を行いました。
- ・ 「銀行法等の一部を改正する法律案」を第193回国会に提出しました（29年3月3日）。
- ・ FinTechサポートデスクにおいて、FinTechに関する民間事業者の相談等に一元的に対応するとともに、FinTechに関するビジネス動向や事業者のニーズの把握を図っています。

これらの措置により、FinTechの進展を我が国金融・経済の発展に繋げていく環境の整備が、着実に進展したものと考えます。

③ 規制・制度改革等の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> 「規制改革実施計画」(27年6月30日閣議決定)に盛り込まれている「デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスに係る規制の明確化」について、銀行がキャッシュアウトサービスを行う場合の必要な体制の整備等を内容とする「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」を制定し(29年3月24日公布、4月1日施行)、銀行によるデビットカードを活用したキャッシュアウトサービスが可能となりました。 <p>上記改正をはじめとして、金融を巡る状況の変化に対応した様々な規制・制度改革を推進することにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が着実に進展したものと考えます。</p>
④ 事前確認制度の適切な運用	
	<ul style="list-style-type: none"> ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すために、引き続き、金融庁ウェブサイト等を活用した周知を行うとともに、同制度の適切な運用を図っています。これにより、金融行政の透明性・予測可能性を高め、金融サービスの提供者が積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行える環境の確保に寄与したものと考えています。
⑤ 官民による持続的な対話の実施	
	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情を踏まえつつ地域の成長マネーの供給促進を図るため、行政当局と地元企業や地域金融機関等との意見交換等の場として、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を2回(金沢、札幌)開催しました。 <p>こうした取組を通じ、行政当局と金融機関等の事業者との建設的な対話を継続して実施することにより、我が国金融機能の向上・活性化に繋がっていくものと考えます。</p>

区 分		26年度	27年度	28年度	29年度	
施策の 予算額・執行額等	予算の状況 (百万円)	当初予算	25	103	60	58
		補正予算	—	▲3	—	—
		繰越等	▲1	—		
		合計	24	100		
	執行額(百万円)	12	32			

学識経験を有する者の知見の活用	第26回 政策評価に関する有識者会議(29年6月26日)
-----------------	------------------------------

<p>政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報</p>	<p>【測定指標①】 ・「金融仲介の改善に向けた検討会議」議事要旨・資料等（第3回：28年4月27日、第4回：28年6月20日、第5回：28年9月15日、第6回：29年1月6日、第7回：29年3月17日） <http://www.fsa.go.jp/singi/kinyuchukai/index.html> ・「金融モニタリング有識者会議報告書」（29年3月17日） <http://www.fsa.go.jp/news/28/singi/20170317-1.html> ・「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況及び金融庁の対応について」（28年10月26日、29年4月13日）</p> <p>【測定指標②】 ・フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議（第1回～3回） <http://www.fsa.go.jp/singi/fintech_venture/index.html> ・決済高度化官民推進会議（第1～2回） <http://www.fsa.go.jp/singi/kessai_kanmin/index.html> ・金融審議会 金融制度ワーキング・グループ報告－オープン・イノベーションに向けた制度整備について－ <http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20161227-1.html></p> <p>【測定指標③】 ・銀行法施行令等の一部を改正する政令等 <http://www.fsa.go.jp/news/28/ginkou/20170324-1.html> ・金融審議会 金融制度ワーキング・グループ報告－オープン・イノベーションに向けた制度整備について－ <http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20161227-1.html></p> <p>【測定指標④】 ・平成28事務年度 金融行政方針 <http://www.fsa.go.jp/news/28/20161021-3.html></p> <p>【測定指標⑤】 ・銀行法施行令等の一部を改正する政令等 <http://www.fsa.go.jp/news/28/ginkou/20170324-1.html></p> <p>【測定指標⑥】 ・一般的な法令解釈に係る書面照会手続の照会に対する回答（28年4月22日ほか）</p> <p>【測定指標⑦】 ・「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催について（金沢：28年6月10日、札幌：29年3月22日）</p>
--	---

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局 政策課、総務課、企画課、企画課信用制度参事官室 地域金融企画室 検査局総務課 監督局総務課</p>
--------------	--

政策評価実施時期

平成 29 年 6 月

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(施策Ⅳ-4)

施策名	金融行政についての情報発信の強化
施策の概要	金融庁が決定した様々な施策や金融取引に関する注意喚起等について、国民に対して迅速かつ正確に情報発信を行うことが重要であり、大臣等による記者会見等や報道発表、金融庁ウェブサイト等による公表を通じて、積極的に情報発信を行っていく。また、金融庁の施策については、海外での関心も高いことから、英語による情報発信を強化していく。
達成すべき目標	金融行政についての情報発信を強化することにより、当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境の整備を推進すること
目標設定の考え方・根拠	透明性・予測可能性を確保しつつ金融行政を適切に推進していく上で、当局としての方針や施策の意図・内容が内外の関係者に正確に伝わるということが重要であり、引き続き情報発信を強化していく必要がある。 とりわけ、金融は他の分野に比べてもグローバル化が進展している分野であることから、海外に向けて情報発信の充実が必要である。

測定指標			
指標①	[主要]金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数		【 達成 】
	基準値	実績	目標値
	27年度	28年度	28年度
	1億7,154万件	1億7,854万件	対前年度比増加
指標②	[主要]金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数		【 達成 】
	基準値	実績	目標値
	27年度	28年度	28年度
	596万件	720万件	対前年度比増加
指標③	新着情報メール配信サービス登録件数		【 達成 】
	基準値	実績	目標値
	27年度末	28年度末	28年度
	35,188件	38,382件	対前年度末比増加
指標④	金融庁 Twitter のフォロワー数		【 達成 】
	基準値	実績	目標値
	27年度末	28年度末	28年度
	35,393件	47,720件	対前年度末比増加

参考指標	
指標①	報道発表件数
	28年度実績 ・490件（27年度は437件）

指標② 金融庁 Twitter のツイート（発信）回数	
28年度 実績	・435回（27年度は403回）
指標③ 英語ワンストップサービスの対応件数	
28年度 実績	・434件（27年度は360件）

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	A（目標達成） 【判断根拠】 大臣記者会見や記者向け説明、重要施策に係る政府広報及び英語での情報発信を強化しました。新着情報メール配信サービス登録件数や金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数及び金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数のほか、金融庁 Twitter のフォロワー数は目標を達成することができたことから「A」としました。
	【必要性】 金融庁が決定した様々な施策や金融取引に関する注意喚起等について、国民に対して迅速かつ正確に情報発信を行う観点から必要です。 【効率性】 大臣等による記者会見等や報道発表、金融庁ウェブサイト等による公表は、世間の関心の度合いを考慮し、効率的に行われています。 【有効性】 報道発表や金融庁ウェブサイト等による公表は、ワンポイントの概要を付す等工夫し、有効な方法で行われています。
施策の分析	【今後の課題】 金融行政についての情報発信を引き続き強化していくにあたっては、情報の発信内容や受信者が広範にわたることから、国内外を問わず、最適な情報発信手段を考慮しながら、より積極的な情報発信に取り組んでいく必要があります。 【施策】 当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境を整備するため、現在の目標を維持し、引き続き、金融行政についての情報発信を強化していきます。 【測定指標】 ① 目標を達成することができました。情報発信の達成度を測定する指標としては妥当であり、29年度も同様に設定し、引き続き目標の達成を目指していきます。 ② 目標を達成することができました。情報発信の達成度を測定する指標としては妥当であり、29年度も同様に設定し、引き続き目標の達成を目指していきます。 ③ 目標を達成することができました。情報発信の達成度を測定する指標としては妥当であり、29年度も同様に設定し、サービス内容を周知することにより、目標の達成を目指していきます。 ④ 目標を達成することができました。情報発信の達成度を測定する指標としては妥当であり、29年度も同様に設定し、引き続き目標の達成を目指していきます。
今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性	

主な事務事業の取組内容・評価

① 金融行政に関する広報の充実

1. 幹部による講演等の機会の活用

長官等幹部が業界団体やメディア等における各種講演において、金融庁の政策について情報発信（計9回）を実施しました。

2. メディア等を通じた広報

28年度も閣議後の大臣記者会見（毎週2回）に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（計87回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組みました。その結果、28年度の報道発表件数（490件）は、27年度（437件）に比べて増加しています。

3. ウェブサイト等を活用した広報

国民にとって重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトの特設サイトを設けたほか、政府広報も活用して施策を周知し、注意喚起を促すなどの取組みを行いました。

・プリペイドカードを悪用した架空請求等詐欺にかかる注意喚起

28年6月には、政府広報インターネットテレビにおいて注意喚起を行いました。

・振り込め詐欺救済法に基づく返金手続の周知

28年9月には、政府広報テレビ番組において周知を行いました。

・金融庁Twitterの活用

字数制限があるという特性を生かした簡易な表現による情報発信に積極的に取り組みました。

これらの取組の結果、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数等は以下のとおりとなりました。

・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数（日本語版・英語版）

28年度（1億7,854万件）は27年度（1億7,154万件）より4.1%増加しました。

・金融庁Twitter

28年度のツイート回数（435回）は、27年度（403回）より増加し、28年度末のフォロワー数（47,720件）も、27年度末（35,393件）より34.8%増加しました。

・新着情報メール配信サービス

28年度末の登録件数（38,382件）は、27年度末（35,188件）より9.1%増加しました。

その他、当庁の施策の周知にあたっては、引き続き政府広報等の関係機関と連携を図りつつ、利用者のニーズに合った広報を行っていく必要があります。

4. 海外に対する情報発信

英語で発信すべき情報等を検討し、コンテンツの充実を図ったほか、重要な政策決定等については、資料や概要を積極的に掲載するなどの取組みを行いました。

- ・FSA Weekly Review

タイムリーな情報発信を行うため、新着情報の概要を週一回英語で公表しました。

- ・英語ワンストップサービス

当庁宛の海外からの問い合わせを一括で受け付け、迅速かつ適切な回答に取り組みました。

- ・講演等の概要を英訳し、金融庁ウェブサイト（英語版）に積極的に掲載しました。

これらの取組の結果、英語での報道発表件数等は以下のとおりとなりました。

- ・英語での報道発表件数

FSA Weekly Review の発行等、重要施策・講演等について迅速な情報発信に取り組んだ結果、28年度（89件）は、27年度（77件）より15.6%増加しました。

- ・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数（英語版）

28年度（720万件）は27年度（596万件）より20.8%増加しました。

- ・英語ワンストップサービス

28年度は434件（27年度（360件））

以上を踏まえ、引き続き、日本語による公表から時間を空けることなく、できる限りタイムリーに発表し、金融庁ウェブサイト（英語版）に掲載できるよう努めていく必要があります。また、担当課室の協力を得ながら、英語で発信すべき情報等を検討し、コンテンツの更なる充実が図られるよう、発表資料の翻訳に取り組む必要があります。

【資料1】 金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数

（単位：万件）

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
13,367	15,644	17,012	17,154	17,854

（出所）総務企画局政策課広報室調

【資料 2】 金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数

（単位：万件）

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
510	496	523	596	720

（出所）総務企画局政策課広報室調

（注）利用者が、金融庁ウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/>以下のファイル）を参照した件数を集計している。

【資料 3】 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）登録件数

（単位：件）

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
38,047	37,877	37,311	35,188	38,382

（出所）総務企画局政策課広報室調

【資料 4】 金融庁 Twitter のフォロワー数

（単位：人）

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
10,727	18,296	27,791	35,393	47,720

（出所）総務企画局政策課広報室調

（注）金融庁 Twitter は、平成 23 年 4 月からツイート開始。

施策の 予算額・執行額等	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	—	—	—	—
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	—	—		
執行額 (百万円)		—	—			

学識経験を有する者の知見の活用	第 26 回 政策評価に関する有識者会議（29 年 6 月 26 日）
-----------------	-------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	総務企画局 政策課広報室、政策課
-------	---------------------

政策評価実施時期	平成 29 年 6 月
----------	-------------

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(施策Ⅳ-5)

施策名	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備
施策の概要	金融リテラシーを向上させるための環境整備として、金融経済教育の推進に向けた取組を行う。
達成すべき目標	金融リテラシーが向上すること
目標設定の考え方・根拠	<p>金融リテラシーの向上は、以下の点から重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融取引を巡るトラブルから身を守るとともに、ローン、保険、資産運用商品等の金融商品を賢く利用することを通じて、生活の質の向上につながる。 利用者保護の実現には、当局による規制だけでは限界があり、過度な規制は、金融機関等のイノベーションを阻害するという問題もある。このため、利用者の金融商品を選別する目が確かになれば、より良い金融商品の普及も期待できる。 1,700兆円を超える家計金融資産の過半は現預金となっている。資産運用を行う上での基礎知識を身に付け、家計が国内外の資産（株式、債券等）への中長期・分散投資を進めることは、家計の安定的な資産形成に資するだけでなく、成長資金の供給等を通じ、デフレ脱却にも資すると考えられる。 <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定） 金融経済教育研究会報告書（25年4月30日公表） 消費者教育の推進に関する基本的な方針（25年6月28日閣議決定） 金融・資本市場活性化に向けての提言（25年12月13日公表） 金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26年6月12日公表） 消費者基本計画（27年3月24日閣議決定） 日本再興戦略 2016（28年6月2日閣議決定）

測定指標		
指標①	[主要]最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組	【 達成 】
28年度目標	最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組の実施	
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁を含めた関係団体等で構成する「金融経済教育推進会議」を通じて金融経済教育を効率的・効果的に推進するとともに、「金融リテラシー・マップ」(※)の内容を反映したガイドブックを全国の高校等や地方公共団体に配布したほか、関係団体と連携して、大学生を対象とした授業を実施するなど、最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けて取り組みました。 <p>※ 金融経済教育推進会議において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化したもの（26年</p>	

	6月に策定、27年6月に改訂)。		
指標②	国民の金融知識の状況：生活設計策定の有無 ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」		【未達成】
	基準値	実績	目標値
	27年度 調査実施 時点	28年度 調査実施 時点	28年度 調査実施時点
	35.1%	34.8%	50.0%
指標③	金融広報中央委員会の認知度の向上に向けた取組		【達成】
	28年度 目 標	金融広報中央委員会のウェブサイト（「知るぽると」）の周知	
	28年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> シンポジウムにおいて、金融広報中央委員会の活動状況などについても周知しました。また、引き続き、委員会のウェブサイト（「知るぽると」）と金融庁や関係団体のウェブサイトで相互にリンクを張るなど、様々な機会を通じて「知るぽると」の周知を図りました。 	

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり） 【判断根拠】 金融庁を含めた関係団体等で構成する「金融経済教育推進会議」を通じて金融経済教育を効率的・効果的に推進するとともに、「金融リテラシー・マップ」の内容を反映したガイドブックを全国の高校等や地方公共団体へ配布したほか、シンポジウムや大学生を対象とした授業、市民講座等への講師派遣を実施するなど、金融経済教育の推進に取り組みました。 しかし、一部の測定指標について目標を達成できなかったほか、金融リテラシーの向上に向けてさらに実効性の高い取組を行う必要があります。 以上のことから、測定結果を「B」としました。
	【必要性】 金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を促していくことは必要と考えています。 【効率性】 多種多様な実施主体がいる中で、最低限身に付けるべき金融リテラシーの内容を共有して、活動に必要な予算を確保しつつ、適切な役割分担を行うことにより、より効率的・効果的な推進を図ることができると考えています。
施策の分析	

	<p>【有効性】 金融経済教育研究会報告書で指摘された諸課題について、関係者が連携しつつ、知恵を絞りながら、持続的に金融経済教育を効率的・効果的に推進することによって、国民の金融リテラシーの向上が図られると考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 金融リテラシー向上のため、引き続き様々な機会を活用しながら、着実に金融経済教育を推進していくことが重要です。</p> <p>【施策】 金融リテラシーを向上させるための環境整備として、金融経済教育の推進に向けた取組を行います。</p> <p>【測定指標】 測定指標の見直しを行い、「最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組」を主要指標とします。</p>

主な事務事業の取組内容・評価

① 金融経済教育の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁を含めた関係団体等で構成する「金融経済教育推進会議」を通じて金融経済教育を効率的・効果的に推進するとともに、「金融リテラシー・マップ」の内容を反映したガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した『『未公開株』等被害にあわないためのガイドブック』を全国の高校・大学・地方公共団体等へ配布しました。 大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して8大学で実施しました。さらに29年度において取組を拡大するため、大学に対して働きかけを行いました。 地方公共団体や関係団体等と連携しながら、NISAに関するシンポジウムの開催や市民講座等への講師派遣を実施しました。 一般の方々が金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的とした「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を全国6箇所で開催しました。 電子マネーに関する消費者被害の未然防止のため、文部科学省等の協力を得て、消費者被害防止のための啓発チラシ（『『プリペイドカードを買ってきて』は詐欺』）を全国の高校へ配布したほか、政府広報を実施するとともに、財務局などに対し出前講座などにおいて引き続き注意喚起するよう要請するといった取組を行いました。

施策の 予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	14	16	19
補正予算		—	—	45	—
繰越等		—	—		
合計		14	16		
執行額(百万円)		10	11		

学識経験を有する者の知見の活用	第 26 回 政策評価に関する有識者会議（29 年 6 月 26 日）
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融経済教育研究会報告書」（金融経済教育研究会 25 年 4 月 30 日公表） ・「金融リテラシー・マップ」（金融経済教育推進会議 27 年 6 月 29 日公表） ・「家計の金融行動に関する世論調査」（金融広報中央委員会 28 年 11 月 4 日公表）
担当部局名	総務企画局政策課
政策評価実施時期	平成 29 年 6 月

業務支援基盤整備に係る施策

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(業務支援基盤の整備のための取組み1-(1))

施策名	金融行政を担う人材の確保と資質の向上
施策の概要	職員が「国益への貢献」を追求し、困難な課題にも主体的に取り組み、組織として高い成果を出していくために、人材育成と組織活性化に取り組みます。具体的には、国益の実現に向けた職員の意識・意欲の向上、多様で高い専門性を備えた人材確保・育成、職場環境改善等を実行します。
達成すべき目標	職員の意識改革を行うとともに、組織として力を最大限に引き出すための人材育成及び組織活性化を図ること
目標設定の考え方・根拠	金融行政の対象となる金融は、変化が早く、国際化も加速化し、高度に専門化が進んでいる特徴を踏まえた行政対応を適切に遂行する態勢を構築するため、人材育成と組織活性化を行うことが必要です。 【根拠】 ・平成 27 事務年度 金融行政方針（金融庁の改革）（平成 27 年 9 月）

測定指標			
指標① 人材育成と組織活性化の取組			【 達成 】
28 年度 目 標	i : [主要] 人材育成の方針の策定、人事評価の運用の見直し ii : 職員のワークライフバランス推進（P D C A サイクルによる業務改善等の継続実施、テレワークの利用促進、フレックスタイム制の実施状況等）		
28 年度 実 績	下記「主な事務事業の取組内容・評価」のとおり取組を行いました。		
指標② [主要]大学院への留学等の実施状況			【 未達成 】
基準値	実 績		目標値
27 年度 26 名	28 年度 28 名		28 年度 30 名
指標③ [主要]人材派遣等の状況			【 未達成 】
基準値	実 績		目標値
27 年度 42 名	28 年度 43 名		28 年度 50 名
指標④ [主要]民間専門家の在職者数			【 達成 】
基準値	実 績		目標値
27 年度 360 名	28 年度 368 名		28 年度 350 名超

参考指標	
指標①	測定指標①関連 i) 人材育成の方針の作成・実施（専門人材の育成と組織内の人材育成文化の醸成） ii) 「女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく施策の実施状況
28年度実績	下記「主な事務事業の取組内容・評価」のとおり。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>B（相当程度進展有り）</p> <p>【判断根拠】 人材育成と組織活性化の取組（測定指標①）については、職員のキャリアパスに関する直接面談の実施や、人事評価の運用の見直し等により、人材育成の取組を推進しました。また、業務効率化・職場環境改善に向けた取組を継続的に実施したほか、テレワークの実施拡大（28年度目標40名、実施者数42名）や28年4月から拡充されたフレックスタイム制の活用など職員のワークライフバランスを推進し、目標を達成しました。</p> <p>また、民間専門家の在職者数（測定指標④）は目標を達成したものの、国内外の留学者数（測定指標②）及び国際機関・民間企業等への派遣・出向者数（測定指標③）は目標を達成することができませんでした。</p> <p>今後も、国益の実現に向けた金融庁の態勢構築において課題が多く、引き続き、多様な人材の確保と職員の資質の向上及び組織活性化に取り組むことで、組織として高い成果を上げていく必要があることから、「B」としました。</p>
施策の分析	<p>【必要性、有効性及び効率性】</p> <p>・指標① 国益の実現に向けて、職員の専門性を向上させるためのキャリアパスの検討や、職員が困難な課題にも主体的に取り組み、組織として高い成果を出していくための人事評価の運用の見直し等の人材育成の取組の推進、さらに、職場環境改革を通じたワークライフバランスの推進などによって、多様な人材の確保と職員の資質の向上及び組織活性化に資するという点で有効であると考えます。</p> <p>・指標② 職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する人材を育成するという目的に対し、国内外の大学院への留学や研修等を継続して実施するものであり、有効であると考えます。</p> <p>・指標③ 高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成する観点から、国際機関、</p>

	<p>海外監督当局、在外公館や民間企業、地方自治体等へ出向の拡大を図るものであり、職員の専門性の向上、国際性の涵養及び幅広い視野の醸成という点で有効であると考えます。</p> <p>・指標④ 高度に専門化が進み、変化が早い金融に適切に対応していくという目的に対し、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士等の高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するものであり、有効かつ効率的に寄与するものと考えます。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 今後の課題は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織として専門性を向上させるとともに、職員の力を引き出し、職員が成長を実感できるような人材育成を継続して行うこと ・ 職員の主体性を引き出す人事評価の運用を継続して行うこと ・ これまでに取り組んだワークライフバランスに関する各種施策の効果を検証し更なる改善を図るなど、PDCAサイクルを通じた職場環境改革に継続的に取り組むこと <p>【施策】 組織として高い成果を上げていくために、多様な人材確保と職員の資質の向上及び組織活性化に向けて引き続き取組を進めていきます。</p> <p>【測定指標】 29年度においても、引き続き上記の測定指標①～④を設定します。</p>

<p style="text-align: center;">主な事務事業の取組内容・評価</p>	
<p>① 職員の意識改革を行うとともに、組織として力を最大限に引き出すための人材育成及び組織活性化を図ること</p>	<p>1. 人材育成と組織活性化の取組</p> <p>職員のキャリアパスに係る希望や適性等に配慮しつつ、金融行政の各専門分野において計画的な人事配置・人材育成を行うとの方針に基づき、専門性を意識した人事・任用や、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を継続的に実施しました。</p> <p>職員の専門性を向上させるための人材育成の取組の一環として、中長期的なキャリアパスに関する希望や進路の悩み等について、職員と人事当局が直接面談する機会を設けました。</p> <p>人材育成文化の醸成と職員の主体的な取組を促すために、人材育成のための人事評価制度の位置付けの明確化・職員への周知や、部下を持つ職員を対象としたマネジメントに係る業績目標設定の必須化等により、上司による職員の人材育成・マネジメント意識の向上を図るとともに、困難な課題に主体的・積極的に取り組む職員を適切に評価するための仕</p>

組みを職員に周知するなど、人事評価の運用の見直しを行いました。

全職員を対象とした組織活性化アンケートの結果を踏まえ、事務の効率化をはじめ、テレワークの実施拡大、フレックスタイム制の活用を推進するとともに、超過勤務の縮減やリフレッシュ休暇の取得促進といった職場環境改革を進め、斬新な発想が湧き出るためのワークライフバランスの実現に取り組みました。

2. 大学院への留学、研修等の実施状況

職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成するため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る職員等を要請するため、国内外の大学院へ職員の派遣を行いました。

28年度においても、各部局における業務上のニーズ等を一層研修に反映させるよう、研修内容等の検証・見直しを行い、①金融モニタリングに関わる職員に対し、モニタリング高度化の実現に資する実践的な研修の実施、②IT・セキュリティ人材の育成に向け、職員のITに関する更なる知識向上を目的とした研修（「情報セキュリティマネジメント研修」等）を新設しました。このほか、③管理職員のマネジメント能力向上を目的に「管理者向けマネジメント研修」を新設しました。

受講生による研修内容の評価については、全体で96コース（27年度86コース）の研修を実施し、各研修内容に関する評価を5段階評価（標準値3.0点）で測定したところ、平均評価点は4.2点となり、前年度同様に高水準を維持しました。

3. 人材派遣等の状況

高い専門性や幅広い視野を持った人材を育成する観点から、国際機関、海外監督当局、在外公館、海外の先進的な金融機関や民間企業、地方自治体、大学への派遣・出向の拡大を図りました。

4. 民間専門家の任用

高度に専門化が進み、変化が早い金融に適切に対応していくという目的に対し、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士等の高い専門的知識を有する人材を、官民交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に任用しました。

5. その他の人材育成・組織活性化の取組（職員の国際面での対応強化）

金融行政を行っていくうえで、職員の国際面での対応力の向上が必要であることから、国際機関等への出向や海外の大学院への派遣を積極的かつ継続的に行うとともに、職員の国際面での対応力を更に強化するため、①海外留学経験者については、帰国後概ね5年以内を目処に国際機関等への出向を行うこととし、そのための出向先の拡大を図る、②若手職員（入庁3年目～4年目）を対象とした「英語研修（リーディングコース）」の充実、③国際会議への随行や海外セミナーへの出席などにより経験を積ませるなどの取組を引き続き実施しました。

6. 評価

以上の取組を行いました。国益の実現に向けた金融庁の態勢構築において課題が多く、今後これらの課題に的確に対応し、引き続き、多様な人材の確保と職員の資質の向上及び組織活性化に向けて取り組んでいく必要があると考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	—	—	—	—
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	—	—		
執行額(百万円)		—	—			

学識経験を有する者の知見の活用	第26回 政策評価に関する有識者会議(29年6月26日)
-----------------	------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	総務企画局 総務課、総務課開発研修室
-------	-----------------------

政策評価実施時期	平成29年6月
----------	---------

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(業務支援基盤の整備のための取組み2-1))

施策名	学術的成果の金融行政への導入・活用
施策の概要	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用するため、金融行政の参考となる調査研究の実施、産・官・学のネットワーク強化に係る取組を図る。
達成すべき目標	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること
目標設定の考え方・根拠	<p>金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その学術的成果を金融行政へ導入・活用して、専門的かつ客観的裏付けに基づいた金融行政の遂行を図る必要がある。</p> <p>研究会等の開催により、外部有識者の知見を金融行政へ活用するための金融行政とアカデミズムとのネットワーク構築が図られているが、今後もこのような取組を持続的に行っていくことが必要である。</p>

測定指標			
指標① 金融経済学勉強会及び金曜ランチの開催状況			【 達成 】
基準値	実績		目標値
27年度	28年度		28年度
39回	41回		35回
指標② [主要] 調査研究分析成果物の作成			【 達成 】
28年度目標	金融行政の参考となる調査研究を実施し、調査研究分析の成果物を作成すること		
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内の要望に基づく研究テーマについて、調査研究を実施し、その成果を庁内で共有するとともに、研究成果報告書としてウェブサイトで公表しました（計6本、研究の主なテーマ：地域金融市場における寡占度と貸出金利の関係、地域銀行の経営統合効果、高頻度取引（HFT）を巡る動向、金融サービス利用者保護等）。 		
指標③ コンファレンス、勉強会・研究会等の定期的な開催、産・官・学の交流を図る機会を必要に応じて随時設定			【 未達成 】
28年度目標	コンファレンス、勉強会・研究会等を開催し、産・官・学のより一層のネットワーク強化を図ること		
28年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・産・官・学からの参加者を得て、平成28年9月に、シンポジウム「フィンテック・サミット」を、28年5月に、シンポジウム「日本及びアジアにおける地方創生に貢献する金融業のあり方」を開催しました。 ・また、研究者や実務者等の有識者を招いて、勉強会・研究会等を行いました。研究成果のフィードバックの方法等に改善の余地が認められました。 		

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	<p>B（相当程度進展あり）</p> <p>【判断根拠】 庁内の要望に基づく研究テーマについて調査研究を実施し、成果物を公表した（測定指標②）ほか、産・官・学からの参加者を得て、コンファレンスを開催しました（測定指標③）。</p> <p>また、研究者や実務者等の有識者を招いて、勉強会・研究会等を行い、開催回数は目標値を上回りました（測定指標①）が、研究成果のフィードバックの方法等に改善の余地が認められた（測定指標③）ことから、測定結果は「B」としました。</p>
施策の分析	<p>【必要性】 金融の高度化、複雑化、国際化の進展に的確に対応しつつ適切な行政運営を確保するとともに、国際的な議論への積極的な貢献を図るため、専門性が高く、かつ実務に役立つ調査研究が必要であると考えています。</p> <p>【効率性】 調査研究の実施にあたっては、常勤の研究官を採用する方法のみならず、特別研究員へ研究を委嘱する方法も採っています。また、研究官等による研究成果は、主に金融研究センターウェブサイト上で公表しています。</p> <p>【有効性】 庁内の要望に基づく研究テーマについて調査研究を実施したことにより、金融行政に資する専門的かつ客観的な見地からの知見を得ることができ、当庁の専門性向上に有効であったと考えています。</p> <p>また、コンファレンスや勉強会等の開催を通じ、学会・実務界における最新情報に接する機会を設けたことは、当庁の専門性向上及び産・官・学の一層のネットワーク強化にも有効であったと考えています。</p>
今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性	<p>【今後の課題】 金融情勢の変化に応じた適切な行政運営により一層資する調査研究のあり方を検討し実施すること、及び産・官・学の更なるネットワークの強化が課題となっています。</p> <p>【施策】 的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用するため、金融行政の参考となる調査研究の実施、産・官・学のネットワーク強化に係る取組を引き続き進めていく必要があります。</p> <p>【測定指標】</p> <p>① 金融行政の専門性の向上、及び産・官・学のネットワーク強化を目的として、引き続き金融経済学勉強会及び金曜ランチョンを開催します。</p> <p>② 庁内からの要望に基づく金融行政の参考となるテーマについて、引き続き調査研究を行います。</p> <p>③ 引き続きコンファレンス、勉強会等を通じ、更なる産・官・学のネットワーク強化を図ります。</p>

主な事務事業の取組内容・評価

① 金融行政の参考となる調査研究の実施

- ・ 庁内の要望に基づく研究テーマについて調査研究を実施し、その結果を研究成果報告書としてウェブサイトで公表しました（計6本、研究の主なテーマ：地域金融市場における寡占度と貸出金利の関係、地域銀行の経営統合効果、高頻度取引（HFT）を巡る動向、金融サービス利用者保護等）。これらの調査研究は、金融行政運営にあたり理論的な裏付けとなるなど、適切な金融行政の遂行に役立ったと考えています。

② 産・官・学のネットワーク強化

- ・ 研究者や実務者等の有識者を招いて、庁内職員との勉強会等を行いました（金融経済学勉強会10回、昼休み勉強会（金曜ランチョン）31回開催）。これらの取組は、庁内職員と有識者とのネットワークを強化し、金融行政の参考となる知見を得やすい環境の構築に効果があったと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	13	13	9	10
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	13	13		
執行額(百万円)		8	1			

学識経験を有する者の
知見の活用

第26回 政策評価に関する有識者会議（29年6月26日）

政策評価を行う過程
において使用した
資料その他の情報

【測定指標①及び③】

- ・ 金融研究センターウェブサイト「金曜ランチョン」
(<http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/luncheon.html>)

【測定指標②】

- ・ 金融研究センターウェブサイト「平成28年度ディスカッションペーパー」
(<http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html>)

担当部局名

総務企画局政策課研究開発室

政策評価実施時期

平成29年6月

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(業務支援基盤の整備のための取組み3-1))

<p>施策名</p>	<p>金融行政における情報システムの活用</p>
<p>施策の概要</p>	<p>「世界最先端 I T 国家創造宣言」及び「サイバーセキュリティ戦略」等に基づき、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に取り組むため、業務・システムの最適化を早期に実現し、業務の効率化を図るとともに、情報管理を強化するため情報セキュリティ対策の推進を図ります。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>①最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減を図ること ②情報セキュリティ対策を推進すること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>「世界最先端 I T 国家創造宣言」において、「I T 投資の重点化・効率化の徹底による全体最適を実現すること」とされており、従前より当庁においても、効率化・合理化などの効果が見込まれる業務・情報システム分野において、「業務・システム最適化計画」を策定し、減量・効率化等の取組を進めているところである。</p> <p>また、当該宣言において、各府省は「重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速する」とされている。</p> <p>当庁においても、「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき、情報システム改革に取り組んでいる。また、情報システム改修等に関する経費について、「政府情報システム投資計画書」を作成し、予算執行過程における適切な目標管理に取り組んでいる。</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」において、政府機関においては「情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上」が求められているため、当庁においても、技術的な情報セキュリティ対策の強化に加え、職員の情報セキュリティに関する意識の向上に取り組んでいる。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世界最先端 I T 国家創造宣言」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定） ・「業務・システム最適化計画について」（26 年 4 月 1 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定） ・「情報通信（I T）関係施策に関する平成 28 年度戦略的予算重点方針」（27 年 8 月 7 日内閣情報通信政策監） ・「政府情報システム改革ロードマップ」（27 年 3 月 4 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定） ・「平成 27 年度政府情報システム投資計画」（27 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

	<ul style="list-style-type: none"> ・「サイバーセキュリティ戦略」(27年9月4日閣議決定) ・「サイバーセキュリティ2015」(27年9月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定)
--	---

測定指標				
指標①	①最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減 「公認会計士試験システムの政府共通プラットフォームへの移行」 ・システム運用等経費			【 - 】
	基準	実績		目標
	26年度	27年度	28年度	29年度
	32,380千円	政府共通PFへの開発作業を実施	政府共通PFへの開発作業を実施	22,322千円
指標②	①最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減 「金融庁ウェブサイトシステムの政府共通プラットフォームへの移行」 ・システム運用等経費			【 - 】
	基準値	実績		目標値
	26年度	27年度	28年度	29年度
	29,096千円	政府共通PFへの開発作業を実施	政府共通PFへの開発作業を実施	18,304千円
指標③	[主要] ①最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減 ・情報システム数の削減			【 - 】
	基準値	実績		目標値
	24年度	27年度	28年度	30年度
	22システム	15システム	14システム	12システム
指標④	[主要] ①最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減 ・スタンドアロンコンピュータの台数削減			【 - 】
	基準値	実績		目標値
	24年度	27年度	28年度	30年度
	243台	243台	176台	240台
指標⑤	②情報セキュリティ対策の推進 ・情報管理研修の受講率			【 達成 】
	基準値	実績		目標値
	27年度	28年度		28年度
	100%	100%		100%

②情報セキュリティ対策の推進		【未達成】
指標⑥	・情報セキュリティに関する職員の自己点検における遵守事項の実施	
基準値	実績	
27年度	28年度	
79.44%	88.98%	目標値
		28年度
		93%以上

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>B（相当程度進展あり）</p> <p>【判断根拠】 指標⑤については、職員の情報セキュリティに関する意識の向上に取り組み、目標を達成しました。</p> <p>指標①・②・③・④については、目標達成時期を平成 29 年度又は 30 年度に設定しており、その目標に向けて取組を継続しています。</p> <p>他方、指標⑥が目標未達成であったことなど、引き続き取り組むべき課題があることから、測定結果を「B：相当程度進展あり」としました。</p>
	<p>【必要性】 国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図るためには、業務・システムの最適化を早期に実現し、業務の効率化を図る必要があると考えています。</p> <p>また、情報セキュリティ水準の一層の向上を図る必要があると考えています。</p> <p>【効率性】 「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき、情報システム改革に取り組んでいるほか、「政府情報システム投資計画」を作成し、予算執行過程における適切な目標管理に取り組むなど、効率的に進めることができたと考えています。</p> <p>【有効性】 最適化の早期実現、情報システムの見直し等を行うことにより、運用コスト及び情報システム数の削減等が計画的に進められた他、職員の情報セキュリティに関する意識の向上に取り組んでおり、有効的であると考えています。</p> <p>ただし、技術的な情報セキュリティ対策について、更なる取組を推進していく必要があると考えています。</p>
施策の分析	
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【今後の課題】 引き続き最適化の早期実現、情報システムの見直し及び運用コストの削減を図る必要があります。また、改めて情報セキュリティに係るリスクを網羅的に評価・把握し、必要な更なる取組を推進していく必要があります。</p> <p>その他、セキュリティインシデント発生時において、被害の発生・拡大の防止に向けて迅速かつ的確に対処できるような体制の強化を進めます。</p>

	<p>【 施 策 】 ①・②・③・④について、引き続きシステム運用等経費及び情報システム数の削減等を進めていきます。</p> <p>⑤・⑥について、更なる情報セキュリティ対策を推進するため、引き続き職員の意識の向上に取り組んでいきます。</p> <p>また、情報セキュリティに関する情報を収集・分析し、更なる技術的な対策の実施などの取組を推進します。</p>
	<p>【測定指標】 ①～④について、引き続き取組を推進します。</p> <p>⑤・⑥について、職員の意識の向上のほか、情報セキュリティに関する情報を収集・分析し、更なる技術的な対策の実施などの取組を推進するため、「情報セキュリティ対策推進計画に基づくセキュリティ対策の実施」を測定指標とします。</p>

主な事務事業の取組内容・評価	
① 最適化の早期実現、情報システムの見直しに伴う運用コストの削減	<p>以下の情報システムについて、政府共通プラットフォームへの移行に伴う運用コストの削減に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士試験システム ・金融庁ウェブサイトシステム <p>また、情報システム数等の見直しを行い、情報システム数及びスタンドアロンコンピュータの台数について、削減を進めています。</p> <p>「政府情報システム改革ロードマップ」等に基づき、運用コストの削減及び情報システムの削減等について、計画的に進めることができたと考えています。</p>
② 情報セキュリティ対策の推進	<p>情報セキュリティ対策の更なる推進を図るため、技術的な情報セキュリティ対策の強化を図ったほか、職員の情報セキュリティに関する意識の向上に取り組みました。</p>

施策の 予算額・執行額等	区 分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	—	—	—	—
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合 計	—	—		
執行額 (百万円)		—	—			

学識経験を有する者の知見の活用	第 26 回 政策評価に関する有識者会議 (29 年 6 月 26 日)
-----------------	--------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標⑤・⑥】</p> <p>・「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準 (平成 28 年度版)」(28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部)</p>
---------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局 総務課情報化統括室、総務課、総務課管理室、総務課開発研修室、 市場課、企業開示課、政策課広報室、政策課研究開発室 監督局総務課 検査局総務課 証券取引等監視委員会事務局総務課 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室</p>
<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成 29 年 6 月</p>

平成 28 年度 実績評価書

金融庁 28(業務支援基盤の整備のための取組み3-(2))

施策名	災害等発生時における金融行政の継続確保
施策の概要	金融庁業務継続計画等を見直すとともに、関係機関と連携して実践的な訓練を実施することにより、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図る。
達成すべき目標	金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること
目標設定の考え方・根拠	<p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁としても、業務継続性の確保に係る取組を進める。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成26年 3 月 28 日閣議決定） ・政府業務継続計画（首都直下地震対策）（26年 3 月 28 日閣議決定） ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画（25年 6 月 7 日閣議決定） ・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（26年 3 月 31 日）

測定指標		
指標① [主要]災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組		【 達成 】
28 年度 目 標	「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施	
28 年度 実 績	金融庁業務継続計画等について、その実効性を検証し、必要な見直しを行いました。	
指標② [主要]災害等発生時に備えた訓練		【 達成 】
28 年度 目 標	金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施	
28 年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・政府防災訓練への参加のほか、業務継続計画の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練、徒歩参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練等を実施しました。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施しました。 ・新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施しました。 	

参考指標		
指標① 職員の安否確認メール応答率		
28 年度 実 績	職員の安否確認訓練を実施し、訓練における応答率は 96.8% でした。	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>B (相当程度進展あり)</p> <p>【判断根拠】 測定指標①については、金融庁業務継続計画等について、その実効性を検証し、必要な見直しを行いました。</p> <p>測定指標②については、政府防災訓練への参加のほか、業務継続計画の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練等を行うとともに、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施するなど、民間金融機関等と連携した訓練を実施しました。また、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施するなど、関係機関と連携した実践的な訓練を実施しました。</p> <p>しかしながら、施策の目標に照らし合わせてみると、業務継続体制の充実・強化を図るためにさらに実効性の高い取組を行う必要があるなど、引き続き取り組むべき課題があることから、「B」としました。</p>
	<p>【必要性】 業務継続体制の充実・強化のためには、業務継続計画等の継続的な検証や訓練の実施が必要であると考えています。</p> <p>【効率性】 業務継続計画等の検証や関係機関と連携した訓練の実施により、業務継続体制の充実・強化を効率的に進めることができたと考えています。</p> <p>【有効性】 業務継続計画等の検証や訓練の実施は、業務継続体制の充実・強化に一定の効果があつたと考えています。</p>
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【今後の課題】 業務継続体制の充実・強化のため、引き続き業務継続計画等を検証し、必要に応じて見直すとともに、関係機関と連携した訓練の実施により、更なる実効性の向上に取り組む必要があります。</p> <p>【施策】 業務継続計画等を検証し、必要に応じて見直すとともに、政府防災訓練等への参加、庁内訓練や関係機関と連携した訓練についても引き続き実施します。</p> <p>【測定指標】 ① 「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等を検証し、必要に応じて見直しを実施します。</p> <p>② 金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施します。</p>

主な事務事業の取組内容・評価	
① 災害等発生時における金融行政の継続確保	金融庁業務継続計画等について、その実効性を検証し、必要な見直しを

	行いました。こうした取組は、金融庁の業務継続体制の充実・強化において一定の効果があったと考えています。
② 災害等発生時に備えた訓練	政府防災訓練への参加のほか、業務継続計画の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練、徒歩参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練等を実施しました。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施しました。さらに、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施しました。これらの取組は、金融庁の業務継続体制の充実・強化において一定の効果があったと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	—	—	—	—
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	—	—		
執行額(百万円)		—	—			

学識経験を有する者の知見の活用	第26回 政策評価に関する有識者会議(29年6月26日)
-----------------	------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁業務継続計画 (http://www.fsa.go.jp/policy/bcp/) 全国銀行協会(ニュース&トピックス) (https://www.zenginkyo.or.jp/news/detail/nid/7987/)
---------------------------	---

担当部局名	総務企画局 政策課、総務課、総務課管理室 監督局総務課
-------	-----------------------------------

政策評価実施時期	平成29年6月
----------	---------